

平成 2 7 年

# 国見町議会会議録

第 2 回 定例会

平成 27 年 3 月 5 日開会

平成 27 年 3 月 19 日閉会

国 見 町 議 会

## 平成27年第2回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

### 第1号（3月5日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
表彰状伝達	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期決定	7
陳情の委員会付託	8
議案の上程（報告第1号～議案第43号）	8
町長施政方針並びに提案理由の説明	8
協議会関係の報告	14
散会の宣告	14

### 第2号（3月6日）

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
遅参及び早退議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	16
本会議に出席した事務局職員	16
開議の宣告	17
一般質問	17

1 番 佐藤定男君	17
①教育行政の組織（教育委員会）の改正と運営について	
1 2 番 井砂善榮君	22
①西根堰の側道改良改修工事について	
②森山の旧稚蚕飼育所の今後の利活用について	
5 番 松浦常雄君	26
①国の地方創生総合戦略と長期ビジョンに関する町の対応について	
3 番 渡辺勝弘君	30
①コミュニティ・スクールの今後の考え方について	
8 番 村上晴夫君	37
①平成27年度予算について	
②地方公務員法改正の内容について	
6 番 渋谷福重君	50
①貝田地区圃場整備事業について	
1 1 番 浅野富男君	54
①地域住民生活等緊急支援のための交付金について	
②国民健康保険制度の改正について	
2 番 村上正勝君	60
①道の駅について	
②町民の体力づくりについて	
③ふるさと納税について	
④新しい行政組織について	
⑤国見町合併60周年記念事業について	
散会の宣告	68

### 第3号（3月10日）

議事日程	69
出席議員	71
欠席議員	71
遅参及び早退議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	71
本会議に出席した事務局職員	71
開議の宣告	72
報告第 1 号 専決処分の報告について	72
報告第 2 号 専決処分の報告について	72

報告第 3 号	その他の債権の放棄について……………	72
報告第 4 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につ いて……………	72
議案第 3 号	国見町小坂くらし館設置条例……………	73
議案第 4 号	国見町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例……………	74
議案第 5 号	国見町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例……………	75
議案第 6 号	国見町公告式条例の一部を改正する条例……………	75
議案第 7 号	国見町課設置条例の一部を改正する条例……………	76
議案第 8 号	国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例……………	79
議案第 9 号	国見町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を 廃止する条例……………	79
議案第 10 号	国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	79
議案第 11 号	国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例……………	79
議案第 12 号	国見町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条 例……………	80
議案第 13 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	81
議案第 14 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	82
議案第 15 号	国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例……………	83
議案第 16 号	国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例……………	84
議案第 17 号	国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例……………	85
議案第 18 号	国見町保育所条例の一部を改正する条例……………	85
議案第 19 号	国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例……………	86
議案第 20 号	国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例……………	86
議案第 21 号	国見町介護保険条例の一部を改正する条例……………	87
議案第 22 号	国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	89
議案第 23 号	国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例……………	90

議案第 24 号	工事請負契約の一部変更について	90
議案第 25 号	町道路線の認定及び廃止について	91
議案第 26 号	平成 26 年度国見町一般会計補正予算 (第 5 号)	92
議案第 27 号	平成 26 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	100
議案第 28 号	平成 26 年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	101
議案第 29 号	平成 26 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	101
議案第 30 号	平成 26 年度国見町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	102
議案第 31 号	平成 26 年度国見町土地開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)	103
議案第 32 号	平成 26 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算 (第 1 号)	104
議案第 33 号	平成 26 年度国見町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	104
	施政方針に対する質問	105
	追加日程の議決	118
	議案の上程 (同意第 1 号～第 3 号)	119
	提案理由の説明	119
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	119
同意第 2 号	国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	120
同意第 3 号	国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて	120
	散会の宣告	120

#### 第 4 号 (3 月 19 日)

議事日程	123	
出席議員	124	
欠席議員	124	
遅参及び早退議員	124	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	124	
本会議に出席した事務局職員	124	
開議の宣告	125	
諸般の報告	125	
議案第 34 号	平成 27 年度国見町一般会計予算	125
議案第 35 号	平成 27 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	167
議案第 36 号	平成 27 年度国見町入山財産区特別会計予算	168
議案第 37 号	平成 27 年度国見町公共下水道事業特別会計予算	168

議案第 38 号	平成 27 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	169
議案第 39 号	平成 27 年度国見町国民健康保険特別会計予算	169
議案第 40 号	平成 27 年度国見町介護保険特別会計予算	171
議案第 41 号	平成 27 年度国見町土地開発事業特別会計予算	171
議案第 42 号	平成 27 年度国見町渇水対策施設特別会計予算	173
議案第 43 号	平成 27 年度国見町水道事業会計予算	173
3. 11	大震災復興対策特別委員長報告	174
	常任委員長報告（陳情第 33 号）	175
	追加日程の議決	176
選挙第 1 号	国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について	176
発議第 1 号	国見町議会委員会条例の一部を改正する条例	177
発議第 2 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	178
	議員の派遣について	178
	常任委員会の所管事務調査について	178
	町長挨拶	179
	議長挨拶	179
	閉議及び閉会の宣告	180

国見町告示第2号

平成27年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月19日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成27年3月5日
2. 場 所 国見町観月台文化センター大研修室

## 応招不応招議員

- ・ 応招議員（12名）

1番 佐藤定男君	2番 村上正勝君	3番 渡辺勝弘君
4番（欠番）	5番 松浦常雄君	6番 渋谷福重君
7番 阿部泰藏君	8番 村上晴夫君	9番（欠番）
10番 東海林一樹君	11番 浅野富男君	12番 井砂善榮君
13番 志村良男君	14番 八島博正君	

- ・ 不応招議員

なし

# 第 1 目

平成27年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 陳情の付託
  - 陳情第33号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 3号 その他の債権の放棄について
- 第 7 報告第 4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 8 議案第 3号 国見町小坂くらし館設置条例
- 第 9 議案第 4号 国見町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第10 議案第 5号 国見町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 6号 国見町公告式条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 7号 国見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 8号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 9号 国見町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
- 第15 議案第10号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例
- 第17 議案第12号 国見町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 第18 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第15号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第21 議案第16号 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第22 議案第17号 国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第23 議案第18号 国見町保育所条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第19号 国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

- 第25 議案第20号 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第26 議案第21号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第22号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第23号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第24号 工事請負契約の一部変更について
- 第30 議案第25号 町道路線の認定及び廃止について
- 第31 議案第26号 平成26年度国見町一般会計補正予算（第5号）
- 第32 議案第27号 平成26年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第28号 平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第29号 平成26年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第30号 平成26年度国見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第36 議案第31号 平成26年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第32号 平成26年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第33号 平成26年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第39 議案第34号 平成27年度国見町一般会計予算
- 第40 議案第35号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第41 議案第36号 平成27年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第42 議案第37号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第43 議案第38号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第44 議案第39号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第45 議案第40号 平成27年度国見町介護保険特別会計予算
- 第46 議案第41号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第47 議案第42号 平成27年度国見町渇水対策施設特別会計予算
- 第48 議案第43号 平成27年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（12名）

1番 佐藤定男君	2番 村上正勝君	3番 渡辺勝弘君
4番（欠番）	5番 松浦常雄君	6番 渋谷福重君
7番 阿部泰藏君	8番 村上晴夫君	9番（欠番）
10番 東海林一樹君	11番 浅野富男君	12番 井砂善榮君
13番 志村良男君	14番 八島博正君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	太田久雄君	副町長	佐藤弘利君
教育長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	佐藤克成君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	引地真君
建設課長	阿部正一君	上下水道課長	遠藤喜正君
原発災害対策 課長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	羽根田孝司君
幼児教育課長	引地由則君	生涯学習課長	武田正裕君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会 会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤政弘君	書記	安藤充輝君
書記	佐藤智昭君		

◇開会の宣告

議長（八島博正君） おはようございます。初めに、2月23日認定されました歴史まちづくり計画及び12月に施行されました総選挙において、国見町の選挙管理委員会が県の管理委員会の委員長の表彰を受けることに決定した旨、本日、新聞報道がありました。以上に対して、各関係する課の課長はじめこの2件の快挙は、町長はじめ、職員皆さんの努力の結果だと思ひまして、改めてお祝いと御礼を申し上げる次第でございます。どうもおめでとうございました。

それでは会議に入ります。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（八島博正君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇表彰状伝達

議長（八島博正君） 日程に入るに先立ち、表彰関係について事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（佐藤政弘君） 報告いたします。

去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、同議長会表彰規定に基づき、町村議会議員15年以上在職功労者として浅野富男議員、東海林一樹議員が、自治功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

浅野議員、東海林議員、前にお進みください。

議長（八島博正君） 表彰状。福島県国見町浅野富男殿、あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長蓬清二。おめでとうございます。

表彰状、福島県国見町東海林一樹殿、あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長蓬清二。おめでとうございます。

表彰伝達が終わりました。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（八島博正君） 次に、諸般の報告を行います。初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（佐藤政弘君） 議会関係についてご報告いたします。

平成27年第1回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり、議案45件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であります。

一般質問の通告は8議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

地方自治研究交流セミナーについての報告があり、その写しを配付してあります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付してあります。

以上、ご報告いたします。

議長（八島博正君） 次に、一部事務組合関係について、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会についての報告をいたします。

去る2月19日、水企業団事務所において、平成27年度福島地方水道用水供給企業団議会定例会が開催されました。議案は2件でございます。1件は、平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算であり、議案第2号は、平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。いずれの2件も原案どおり可決・決定されました。

なお、詳しくは、お手許に配付の資料のとおりであります。よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

#### ◇会議録署名議員の指名

議長（八島博正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、井砂善榮君及び志村良男君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

#### ◇会期決定

議長（八島博正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（八島博正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇  
◇陳情の委員会付託

議長（八島博正君） 日程第3、本日までに受理した請願・陳情は陳情1件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇  
◇議案の上程(報告第1号～議案第43号)

議長（八島博正君） この際、日程第4、報告第1号から日程第48、議案第43号までの報告4件及び議案41件を一括上程いたします。

なお、この45件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第33号までの35件については、10日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第34号から議案第43号までの各新年度予算については、最終日の19日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

◇ ◇ ◇  
◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（八島博正君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成27年第2回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、平成27年度一般会計並びに各特別会計予算のほか、当面する重要な議案をご提案申し上げております。

さて、提案理由の説明に先立ち、平成27年度の町政に係る施政方針について、その所信を申し上げます。

私は、町長就任以来、「復興・絆・国見の未来をみんなでつくりましょう！」をスローガンに、主に「国見町の維持とさらなる発展」、「町民主役の町政の実現」、「国・県・市町村、関係機関などへの提言や連携」の3つの政治理念・姿勢のもとに町政を進めてきたところでございます。引き続き、東日本大震災や原発事故からの復旧・復興事業、安全安心に直結する事業を最優先として、国見町の魅力や情報を町内外に積極的に発信しますとともに、平成27年度も引き続き、次に掲げる「国見のみらいをつくる5つの目標」のもと、元気・活力あるまちづくりに努めてまいります。

まず第1は、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」でございませう。

流域下水道県北浄化センターの汚泥問題につきましては、関係者の皆様のご理解のもと減容化施設の設置や周辺地域への賠償問題も一定の進展を見たところであり、引き続き汚泥の全量搬出に向けた現場監視体制を継続しますとともに、町内の除染対策事業、健康管理事業、農産物の検査体制の維持と風評被害払拭について、引き続き重点的に進めてまいります。

第2は、防災訓練の実施や各地区の自主防災会連絡協議会の支援事業、そのほか防犯防災のための対策など、「安全安心な町政の実現」を進めてまいります。

第3は、農商工が一体となった町民が集える道の駅を核としました交流の場の整備とあわせ、農業の6次化を推進してまいります。更に義経まつり、ふるさと産業祭、イルミネーション・ビッグツリー、フードフェスタなどの各種のイベントを展開することにより、町民の心の元気を取り戻すとともに、近隣市町村、首都圏、協定を締結しました友好関係にある市町村との交流の拡大を図り、更なる「活力ある町政の実現」を進めてまいります。

第4は、小坂小・大木戸小の廃校活用を図りますとともに、屋内遊び場運営事業、預かり保育事業、放課後児童クラブの運営など、将来につながる子どもの育成、生きがいデイサービスやいきいきサロン、介護予防フェスタなど、高齢者に配慮した事業により「思いやりのある町政の実現」を進めてまいります。

第5は、国見町合併60周年記念事業を展開し、国見町内外への情報発信を強化しながら、「歴史を活かしたまちづくり事業」や地方創生に向けた総合戦略策定に積極的に取り組み、国・県・市町村、関係機関との連携に努めながら「国見町の継続的な維持発展」を図ってまいります。

以上、平成27年度の町政への基本的な考え方についての所信の一端を申し上げたところでございます。

それでは、平成27年度の予算編成方針及びその骨格について申し上げます。

まず、予算編成の背景についてでございますが、国・県の動向を踏まえ、厳しい財政状況の中でも地方創生関連2法案の成立により、町としましても、総合戦略及び人口ビジョンの策定を念頭に置きながら、有利な補助事業等を十分に調査し、東日本大震災からの復旧・復興事業を優先的に予算編成を行った結果、予算総額で112億3,000万円となったところでございます。

それでは、平成27年度一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入の概要でございますが、町民税や固定資産税、町たばこ税の伸びが見込まれるものの、新庁舎の完成を受け、震災復興特別交付税が減額となる見込みであり、国・県支出金につきましても、道の駅を核としました交流の場整備事業に係る社会資本整備交付金が増加するものの、住宅除染が最終年度を迎えることから大幅な減を見込んだところでございます。そのほか、地方譲与税、各種交付金につきましては、それぞれルール計算により計上させていただきました。

次に、歳出でございますけれども、第5次国見町振興計画の実現に向けた政策に重点的に配分し、「国見のみらいをつくる5つの目標」を実現するため、所要の経費を計上させていただきました。

まず、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」についてでございますが、住宅除染につきましては、平成27年度を最終年度として推進するほか、道路除染、生活圏の森林除染を進めますとともに、米、大豆、ソバなどの吸収抑制対策事業、放射線対策健康管理事業、農産物PR事業、観光対策事業などについても所要の経費を計上さ

せていただきました。

次に、「安全安心な町政の実現」につきましては、防災マップを作成し町民の皆様  
に配付しますとともに、各地区自主防災会連絡協議会支援事業、防災訓練の実施など  
に、所要の経費を計上させていただきました。

次に、「活力ある町政の実現」につきましては、平成28年度中のオープンを目指  
しております道の駅を核としました交流の場整備事業、まちづくり交流推進事業、ま  
ちづくり推進協議会事業、観光交流事業などに所要の経費を計上させていただきました。

次に、「思いやりのある町政の実現」につきましては、くにみもたん広場事業や  
幼稚園預かり保育事業、放課後児童クラブ事業などの子育て支援の強化、生きがいデ  
イサービス事業、いきいきサロン事業、介護予防フェスタなどの高齢者対策の推進、  
更に、幼小中一貫教育の推進、小坂・大木戸小の廃校活用事業などに、所要の経費を  
計上させていただいたところでございます。

次に、「国見町の継続的な維持発展」につきましては、地方創生に向けた総合戦略  
及び人口ビジョンの策定に積極的に取り組みますとともに、国見町合併60周年記念  
事業、東京くにみ会事業、歴史を活かしたまちづくり事業のほか、インターネットや  
報道機関を活用し、国見町内外への情報発信を更に強化するための所要の経費を計上  
したところでございます。

このほか、特に新規事業としまして、木育事業、産後一か月健診助成事業、家族介  
護支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業といった子育て、高齢者支援につつま  
して、新たな福祉対策の強化を図る観点から、所要の経費の計上をさせていただいた  
ところでございます。

なお、新年度からの取り組みを強化する施策の効果的かつ効率的な実現のため、道  
の駅を核としました交流の場の整備を所管するまちづくり交流課の設置について今定  
例会にご提案を申し上げますとともに、新たに総合政策室を設置するなど、既存の室、  
係の見直しを進めることとしております。

今後とも国見町にとりましては、大震災からの復旧・復興など厳しい状況は続いま  
すが、議員の皆様をはじめ町民の皆様とともにオール国見の精神で、誠心誠意全力で  
町政に取り組んでまいり所存でございます。

次に、平成26年12月第6回議会定例会以降の町政執行等の主なるものについて  
申し上げます。

まず、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」についてでございます。

最初に、除染対策について申し上げます。今年度1,500戸を目標に除染を進め  
ておりますが、2月末日現在、1,297戸の除染作業が完了いたしているところで  
ございます。また、仮置き場につきましては現在10カ所を確保し、藤田方部の新た  
な候補地につきましては、地元との協議・調整を進めているところでございます。更  
に、道路除染、生活圏の森林除染につきましても、引き続き取り組んでまいります。

次に、流域下水道県北浄化センターの仮設汚泥乾燥施設についてご報告を申し上げ

ます。

昨年8月に着手いたしました施設工事は、今月中に完成の予定と、県から報告があったところでございます。なお、今月末には関係者への内覧会を行い、4月には運転開始式を行うとのことでございます。

次に、平成27年産米の吸収抑制対策についてでございます。

県におきまして、平成27年産米につきましても吸収抑制対策を継続するとの決定をいたしましたことから、地域農業再生協議会の臨時総会を開催するとともに、地区説明会を実施いたしましたところでございます。

次に、風評被害払拭対策について申し上げます。

特産品でございますあんぽ柿のトップセールスは、昨年12月に日本橋ふくしま館ミデッテ、1月に東京国際フォーラムでのふくしま大交流フェア、北海道、大阪、東京市場で、それぞれ関係機関との連携により、リンゴ、米など国見産の農産物のPRと合わせ、精力的に取り組んだところでございます。

次に、あんぽ柿の非破壊検査についてでございますが、11月25日から2月末まで、約30万トレーについて検査を行いました。25ベクレル未満のものが全体の97%を超過結果となったところでございます。

次に、役場新庁舎の建設についてご報告いたします。

今月には建物本体の引き渡しを受けるとともに、外構工事の完成後でございます。連休明けの5月7日には、新庁舎の開庁式を予定しているところでございます。

しかしながら、作業員の賃金や資材の高騰に伴い、工事請負契約約款に基づき、工事請負金額について増額変更が必要となったため、本定例会に関連議案の提出をいたしているところでございます。予算枠内での変更となったところでございます。

次に、「安全安心なまちづくり」について申し上げます。

現在の国見町防災計画は、東日本大震災発生前の平成22年3月に改正したものでございますことから、大震災等からの教訓を踏まえ見直しを進めてまいりましたけれども、3月11日、国見町防災会議においてご審議をいただくこととなつてございます。

次に、「活力あるまちづくり」についてでございます。

まず、道の駅を核とした交流の場の整備事業について報告をいたします。

1月の臨時議会におきまして土地の取得並びに造成工事に係るご議決を賜り、工事を着手いたしましたところでございます。現在、用地の所有権移転登記をほぼ終了し、支障物件の撤去を進めており、全体の施工計画や使用する土の搬入計画などの準備を行っているところでございます。

次に、道の駅を核とした交流の場の運営会社の設立等についてでございます。役員の人選もほぼ固まりつつありますことから、平成26年度中の設立に向けて事務手続を進めているところでございます。また出荷組合の設立につきましても、農産物生産者、商店街とも協議を重ね、早期の設立に向け対応いたしているところでございます。

次に、くにみ春のフードフェスタについてご報告を申し上げます。

この事業は3月1日に開催したところでございますが、あいにくの雨ではありませんでしたが、町内外から約60店舗の出店がありまして、昨年を上回る約1万8,000人にご来場いただいたところでございます。放射能の影響で避難を余儀なくされている浜通りの自治体、津波で大きな被害を受けた宮城県や岩手県の沿岸部の自治体からも多数のご参加をいただき、被災者同士の思いの共感、連帯感を共有し、事業の意義の奥深さを感じたところでございます。

次に、未利用工業用地への企業進出についてでございます。

町長就任以来、企業誘致に努力してきたところでございますけれども、今般、未利用の工場用地に、秋田市に本社を持つレンタカー業務を主体とします株式会社トラフィック・レンタリースが、本年の8月営業開始を予定して進出することとなり、地元からの雇用についても力強いお言葉をいただいているところでございます。

次に、「思いやりのあるまちづくり」についてでございます。

まず、子ども・子育て支援計画について申し上げます。平成27年4月から開始されます子ども・子育て支援新制度の実施に向け策定されます国見町子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成26年度中の策定を予定し、鋭意作業を進めているところでございます。

次に、少子化対策について申し上げます。昨年8月に国見町少子化対策協議会を組織して議論いただいているところでありますが、1月末に第3回協議会を開催しており、今月中に最終的な議論を行い、提言をまとめていただく予定となっているところでございます。

また、若者交流事業でございますが、実行委員会を開催し事業を検討してまいりましたが、今月15日には若者向けの結婚セミナー、28日には交流バスツアー事業を予定いたしているところでございます。

次に、教育委員会が進めておりましたコミュニティースクール推進事業につきましては、12月19日に幼稚園、小・中学校を指定したところであり、今後、安全・安心な学校生活を確保しながら、児童・生徒の学力や体力、運動能力の向上など、学校教育の充実を図ってまいります。

最後に、「町民の皆様との連携や国見町の維持発展」についてでございます。

まず、まちづくり懇談会について申し上げます。今年度はタウンミーティングということで、約100名の参加をいただきながら、1月24日に観月台文化センターにおいて開催いたしましたところでございます。今後とも、各種懇談会を通しまして町民の皆様のご意見をいただくため、広聴活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史まちづくり計画の認定についてご報告申し上げます。本年度4月より、歴史まちづくり推進室を設置しまして取り組んでまいりました歴史まちづくり計画につきましては、2月23日に国土交通省において、3大臣の連名の認定書の交付をいただいたところであり、認定により国や県と連携をしながら、未来につなげてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号の「専決処分の報告について」は、除染対策事業における仮置き場整備工事に係る工事請負契約の変更について専決処分をしたことから、報告をするものでございます。報告第3号「その他の債権の放棄について」は、町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料、水道使用量について欠損処分をしたことから報告をするものでございます。報告第4号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」は、教育に関する事務の管理及び運営に関する法律の規定に基づき、その結果を報告するものでございます。

条例に関する議案といたしましては、議案第3号「国見町小坂くらし館設置条例」から議案第23号「国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」まで、21件を提案いたしているところでございます。

議案第24号「工事請負契約の一部変更について」は新庁舎建設の工事請負契約約款に基づくスライド条項の適用により、請負契約額の変更契約を行うためのものでございます。議案第25号「町道路線の認定及び廃止について」は1路線について廃止、新たに2路線を町道として認定するものでございます。

補正予算につきましては、議案第26号「平成26年度国見町一般会計補正予算（第5号）」から議案第33号「平成26年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）」までの8件で、いずれも実績等を踏まえた年度末の予算の整理が主なるものでございます。

以上、申し上げました一般会計はじめ各特別会計においては、今後予備費などのほか各項目において不用残が生じる見込みであり、平成26年度の決算につきましては、いずれも黒字になる見込みでございます。

次に、議案第34号「平成27年度国見町一般会計予算」の概要についてでございますが、これは先ほど予算の概要において述べたとおりでございます。議案第35号「平成27年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第43号「平成27年度国見町水道事業会計予算」までの9件の各特別会計などの予算につきましては、それぞれの設置目的による事務事業等の推進について、一般会計に準じまして予算編成指針に基づき効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化を目標に一層の経費の節減効率化を図りながら所要の経費を計上いたしたところでございます。

これらの特別会計のうち、管理会または管理運営委員会、審議会等を設置してあるものにつきましては、補正予算も含め、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告を申し上げます。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げましたが、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理

由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（八島博正君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

◇協議会関係の報告

議長（八島博正君） 続いて、協議会関係について、担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長から説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る2月19日、桑折町役場応接室におきまして、平成27年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。提出されました案件は、1件であります。

議案第1号「平成27年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,094万8,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、分担金及び負担金の2,050万9,000円でありまして、うち国見町分は負担率30.1%の617万3,000円となるものであります。歳出の主なものは、火葬場施設費におきまして、需用費の890万9,000円と委託料の991万1,000円であります。需用費の内訳といたしましては、燃料費が313万3,000円、修繕料が447万円等であります。なお、平成27年度の主な修繕は、火葬炉内セラミック張りかえ及び断熱扉交換となります。また、委託料の内訳といたしましては、公共施設管理が194万5,000円、火葬業務委託料が758万2,000円等であります。更に、工事請負費の内訳といたしましては、火葬用A重油タンク取りかえ工事の133万円であります。

以上のとおり、提出されました議案1件は原案のとおり可決されております。なお、詳細につきましては、お手許に配付してございます資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（八島博正君） 以上で協議会関係の報告は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（八島博正君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

10時45分から、この場において議案調査会を開きます。その後、議会全員協議会及び産業厚生常任委員会並びに広報編集委員会を開催いたします。

本日は、ご苦勞さまでした。以上で終わります。

（午前10時38分）

# 第 2 目

平成 27 年第 2 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 27 年 3 月 6 日（金曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 佐藤定男君	2番 村上正勝君	3番 渡辺勝弘君
4番（欠番）	5番 松浦常雄君	6番 渋谷福重君
7番 阿部泰藏君	8番 村上晴夫君	9番（欠番）
10番 東海林一樹君	11番 浅野富男君	12番 井砂善榮君
13番 志村良男君	14番 八島博正君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（1名）

13番 志村良男君

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	太田久雄君	副町長	佐藤弘利君
教育長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	佐藤克成君	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	引地真君
建設課長	阿部正一君	上下水道課長	遠藤喜正君
原発災害対策 課長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	羽根田孝司君
幼児教育課長	引地由則君	生涯学習課長	武田正裕君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤政弘君	書記	安藤充輝君
書記	佐藤智昭君		

◇開議の宣告

議長（八島博正君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（八島博正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（八島博正君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。また、重複質問は省略をお願いいたします。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分まで認めることといたします。

最初に、1番佐藤定男君。

（1番佐藤定男君 登壇）

1番（佐藤定男君） 通告に基づきまして質問いたします。

教育行政の組織（教育委員会）の改正と運営について質問をいたします。

昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されております。この法律によりますと、平成27年7月1日に施行されることとなっております。つまり、現在の教育委員会の組織と運営が改正されるわけですが、改正内容、実務的な影響等についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、法律が改正されることになった背景についてお聞きいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 1番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、戦後一貫して教育の政治的中立性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてきました。一方、現行の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていない。地域の民意が十分に反映されていない。地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある。こういった課題が指摘されてきました。

こういった状況を踏まえ、今回の改正では教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育委員会の抜本的な改革を行ったものです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） では、この改正法によって大きく変わる点は何かお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

改正の背景となった点にもありますとおり、大きく変わる点は4点ございます。

第1に、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命することとしています。また、教育長の任期は今まで4年でしたが、3年とすることとしています。

第2に、首長と教育委員会が協議・調整する場として、総合教育会議を必ず置くこととしております。また、この会議では教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとしています。

第3に、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員が会議の招集を求めることができることとしています。また、教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告することとしています。更に、会議の議事録の作成と公表を努力義務としています。

第4に、児童・生徒等の生命または身体の保護のためやいじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることとしております。

以上、4点の改正が大きく変わる点となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） ただいまの答弁にありましたとおり、一番大きな変更点は、現在の教育長と教育委員の一本化だと思います。そうしますと、当国見町の場合において、4月以降直ちに一本化されるのかどうかお聞きします。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

改正法の附則の中に、旧教育長に関する経過措置がございます。本年4月1日の施行日において、在任中の教育長がその教育委員としての任期が満了するまで、現行の教育委員会が継続するということになっております。従来どおり、教育長と非常勤であります教育委員長が併存することになります。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） 現在の教育長の任期満了まで、教育委員長と教育長が併存するということですが、では具体的に現在の教育長の満了というのはいつになりますか。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

現在の教育長、教育委員としての任期が平成30年6月30日まででございますので、新制度につきましては翌7月1日からになります。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） 現在の教育長の任期が30年6月ということですので、それまでは改正法によって変わるわけではないということですが、そうしますと具体的にこの改正法によって、30年6月までは特に変わった点はないということに

なりますか。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

教育長の任期にかかわる点では、今答弁されたとおり経過措置がありますが、先ほど申しました総合教育会議の制定、大綱の策定等、その部分は4月1日から施行となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） そうしますと、一番大きな変更点、教育長と委員長の一本化ということでありましたが、次に大きな変更点はただいまのお話にもありましたように、総合教育会議ではないかと思えます。会議の構成員、そしてこの会議では何をやるのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

総合教育会議では、まず構成員についてですけれども、町長と教育委員会が構成するものです。総合教育会議で協議・調整することは3点ございまして、1点は大綱の策定、2点目は教育行政の当面の課題等についての協議・調整、3点目が緊急事態への対処でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） 新たな総合教育会議ということですが、会議は定例的になるのでしょうか。年何回くらい開催されるのでしょうか。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

総合教育会議では、大きな方向性等を協議・調整する場ですので、まだ具体的に決定されているわけではありませんけれども、年に1ないし2回が適切かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） そういたしますと、現在の教育委員会そのものの組織として当面継続されるわけでありまして、定例の教育委員会が月1回開催されるとお聞きしておりますが、それはそのまま継続していくということによろしいですか。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

今までの定例の教育委員会または臨時の教育委員会については、議員ご指摘のとおり、今までどおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） この総合教育会議で話し合われることなんですが、会議では首長と教育委員会の協議・調整を尽くすとありますが、この調整と協議、この違いは一体何なのでしょう。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

協議と調整の違いですけれども、協議については教育行政の大きな方向性等について協議をする。調整については、例えば財政的なもの等で順番等について調整をするべき事項については調整をする。そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） この総合教育会議においては、教育に関する大綱を策定するとあります。いつ策定するのかお聞きします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

新しい法律が4月1日から施行になりますので、来年度中には大綱を策定することになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） 次の質問に移りますが、改正法によりますと、新教育長は議会の同意を得て首長が直接任命・罷免を行います。更に、首長は総合教育会議を招集し、協議・調整を行うことができるとされております。

そうしますと、これまで以上に首長の権限が大きくなり、教育の中立性が損なわれる懸念があるという声もありますが、この点に関しまして所見をお聞きします。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

首長の権限が大きくなり、教育の中立性が損なわれるのではないかというお質しでございます。議員ご指摘のとおり、ただいま答弁したとおり、改正法によりまして首長が議会の同意を得て直接教育長を任命・罷免すると、それから総合教育会議などを招集するわけでございます。

今回の改正に至った経過でございますが、これは教育委員会の責任体制が必ずしも明確ではないということで、地域住民の民意が反映されていないなどの課題が挙げられてございます。

したがって、今回の改正法におきましては、首長による教育長の任命について責任体制の明確化を狙いとした制度改革として実施されるものでございます。また、総合教育会議につきましては、民意の代表者としての首長が教育の基本的な方向性、教育委員会と協議・調整をして教育大綱の策定をするものでございます。ただ、これは現在もやっているように教育委員会がベースを作って教育委員会がイニシアチブをとって教育ビジョンみたいな形で教育委員会の基本的な考え方をベースにして対応し

ていく形になるものと認識しておりますので、そういった意味では中立性が十分担保されると認識をしております。

更に、教育委員会につきましては、改正法におきましても、今までどおり教育行政の執行機関として明確に位置づけられております。いわゆる具体的な施策の執行権、非常に重要な施策の執行権はまだ教育委員会にそのまま残るんです。例えば、教科書の採択とかあるいは地方職員の人事とか、正規のいわゆる中立で担保すべき部分はしっかりと残るということでございますので、十分中立性はそのまま担保されるというのが私の認識でございます。

これまでも十分教育委員会の中立性の担保を意識をしながら、教育委員会とさまざまな連携を図ってきております。ただ、法改正の形式的な趣旨は十分踏まえながら、今後とも中立性を十分担保して、また教育委員会と十分連携を図りながら、施策の展開等々を図っていくともと考えております。

私のイメージでは、いろいろと大きな箱があるけれど、箱が若干追加されるということになるかなと思います。ただ、中身は私は変わらないのかなと思っています。逆に変えてはならないと思っておりますので、それが正に教育の聖域でありますので、中身を変えない、そういう意識で対応する必要があると思っております。執行するのは首長の私でございますので、そういった意識でこの教育の中立性を十分に担保しながら、今後とも私自身対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） ただいま町長から中立性に対するお考えをお聞きいたしまして、是非そのような形で遂行していただきたいと思います。

この点に関しまして新しい改正法に基づく新教育長は先の話であります。現段階において改正法に対する教育長のいろいろな思いをお聞かせいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

私としましては、新教育長の任命については責任の明確化等の観点で制度改正がなされるものと思っております。

総合教育会議の創設ですが、今まで教育委員会の独立性が重視されてきたのですが、正式に制度的に教育委員会と首長部局が協議・調整する場はなかったんです。それが、正式に協議・調整する場ができたということで、一層首長部局と教育委員会が連携を図って、国見の教育の充実のために力を合わせていけるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） 改正法の趣旨にのっとりまして、適切な教育行政が行われますようお願いしております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（八島博正君） 次に、12番井砂善榮君。

（12番井砂善榮君 登壇）

12番（井砂善榮君） 12番、さきに通告をいたしましたところの質問をいたします。よろしくお願ひします。

西根堰の側道改良改修工事について質問いたします。

西根堰は、寛永元年、西暦1624年に佐藤新右エ門家忠と古河善兵衛重吉がともに開祖で始まり、現在に至っており、400年の歴史的構造物であります。水路は地域住民の生活に必要な不可欠で、その水回りに群がり集落が形成されたということで、平野の繰り出す景観形成が眼下にあらわれ、正に日本古来の水田農業であると認識しております。自来、西根堰の役割は大きく、昭和40年代には町分の持ち分として600ヘクタールの面積でございますが、46年、国の減反政策とか、あるいはガット・ウルグアイ・ラウンドに合わせて現在の水路の面積は、当町では412.6ヘクタール、畑かんとして76.7ヘクタールの水路となっております。その側道を生活道路として我々は利用して、水田は非常に多面的な機能を有し、大きな役割を果たしてまいりました。しかし、昭和35年ころから水番の制度が廃止され、堰の管理料として使われておった道路等は手入れはされているものの、現在では老朽化が著しく進み、改良工事が手つかずのままの場所があり、修理、更には改善等の要望があり、町としての考え方をお伺ひいたします。

1つ目は、これまでの道路施設等の管理状況についてをお伺ひいたします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 12番井砂議員のご質問にお答えをいたします。

西根堰の管理道路に係る管理の状況についてのお質しでございますが、西根堰の管理道路につきましては、本来であれば堰の管理者である西根堰土地改良区において維持管理を行うことが原則となっておりますのでございます。

西根堰につきましては議員お質しのとおり、江戸初期に水路を作って以来約400年経過をしております。地域に密着した水路であることは言うまでもなく、その管理道路につきましても当然生活道路となってきたことはご承知のとおりでございます。そのような経過の中で、平成12年度地方分権一括法の施行によりまして、水路及び管理道路につきましては法定外公共物としての位置づけから、管理権限の移譲がなされ、西根堰の受益に係る流域の各市町の手続きを踏まえた上で、また町道として認定を行ってきた経過がございます。町道の部分につきましては、町が維持管理、水路の分につきましては他の法定外の水路同様、受益者が管理を行うことが原則となっておりますのでございます。

したがいまして、道路につきましては各受益者の地域の要望に応じ、その緊急度、優先度を勘案しながら道路改良等々の工事も行ってきた経過がございます。特に、市街化区域内につきましては、狭隘な管理道路を避難路として有蓋化の整備をしながら、車社会にも対応した路幅を確保してきているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） かししながら、現在まで3カ所ほどの未整備地区があるということで、石母田あるいは大木戸、大枝であります、まず本当に手つかずのままの状態であるわけでございます。かししながら、通行量が少ないとかあるいは場所が悪いとかで、いろいろ勘案してみますとどうも難しい、お金のかかる場所が置き去りにされておいて、実際皆さんにお聞きしますと、道路がないから走れないんだとか通れないとか。実際道路が整備されれば、通行量が自然と多くなり、更にまた土地の付加価値もつき、かなり有効な手だてではないかと思うのですが、その3カ所についての改良をどのように考えておるかお尋ねをします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 未整備区間でございますけれども、西根堰の側道につきましては町道になっている部分となっていない部分がございます。町道になっていなければ、それは法定外公共物ですので、道路法の適用を受けませんので、優先度的には下がるものと考えております。

あとは、農地に行かれる方の受益の戸数であるとか、車がどのくらい通るのかということも含めまして、町の道路改良の基準である優先度を判定する基準がございますけれども、それに当てはめながら優先度を勘案し、整備をしていかなければならないと考えているところでございます。

ただ、議員ご存じのとおり、東日本大震災以来、復旧・復興の事業がめじろ押しになっている状況の中で、なかなかその他の町道といいますか狭い道路の改良にまで手が届かないのも現実でありますので、それにつきましては町道全体の管理整備計画を勘案しながら、今後検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） なるべく改良のほう、いろいろ町の認定道路として格上げしていただきながら、地域住民のことを考えていただければ幸いに思います。

3つ目には、この堰に道路が隣接していることは皆さんもご承知のとおりですが、その防護柵の傷みが著しく進んでいるという場所が各町内会から話があったということで、貴重な少子高齢化の子ども、あるいは高齢者の皆さんのその水路での危険防止をするために防護柵が非常に傷んでいるところがあると私のところに報告にまいるまして、それを今回の議会でお願したいということであります。子どもの安全、高齢者の安全というか、事故を未然に防ぐにはやはり防護柵の修理が必要かと思うのですが、金のかかることでありますからいろいろ大変だとは思いますがその辺のところも重点に答弁のほどをお願いします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 老朽化した防護柵等の対策についてのお質しでございますが、

先ほど申し上げましたとおり、堰の管理につきましては法定外公共物の水路としての管理を西根堰が行っていきまして、町は管理道路としての町道について路面などの不具合を維持管理するものと考えておるところでございます。町の財政の許す範囲におきまして整備を行っている状況でございますが、防護柵につきましては水路の管理に係る附属構造物であり、基本的には受益者の組織である西根堰土地改良区において整備されるものであると考えておるところでございます。

しかしながら、町が町道として認定をしている管理道路であって、法定外公共物としての道の敷地を超えるような道路改良工事を行った場合につきましては、路幅を広げるような場合には町としてガードレールにつけかえて整備を行ってきた経過もございます。よって、防護柵につきましては西根堰での事業実施が大前提となりますけれども、町側においても交通安全施設整備や社会資本整備総合交付金事業等で該当するような事業があった場合につきましては、実施が可能になるものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） やはり町と西根堰との町道ということであわせた改良、あるいは改修、改善等を積極的をお願いをいたしまして、西根堰の質問は終わりにいたします。

次に、森山の旧稚蚕飼育所の点について質問をいたします。

昭和40年代ころに養蚕所が盛んに発展し、そしてその養蚕所を発展させるために稚蚕飼育所が建設されたと聞いております。現在も、その原型が保たれておるわけですが、私が調べたところによりますと、専門家としては20年有余を利用されて、その間、養蚕の防除剤というのが非常に問題があるということで、ホルマリン材という薬剤が使用されているところであって、年に何十回も防除したということで、鉄骨あるいは屋根のトタン等には非常に悪い影響を及ぼし、腐食が進んでいるのが事実であるということで、危険な建物でありました。

時に町として、大地の恵み館の農産物直売所、出荷組合との賃貸借契約が結ばれ開店に至った点については町民に対して非常に喜ばしいことであって、国見町といたしましてもいわゆる地産地消といいますか、農産物の直売所は1カ所しかなかったわけですが、それが2月いっぱい閉店ということになったと聞いておまして、非常に残念に思うわけですが、その点について質問をいたします。

1つに、旧稚蚕飼育所は町が大地の恵み館と賃貸借契約した物件であったが、その閉店、撤退という理由についてお聞きをしておるかどうかをお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

大地の恵み館の閉館の理由は、旧稚蚕飼育所は昭和40年代の前半に当時の農業協同組合が設置をした施設でありますことから、施設の老朽化で雨漏り等があったり、また大地の恵み館の会員の皆様が旧稚蚕飼育所にこだわらずに自主的な活動を今後行うこととなったことが要因であると聞いております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） 先ほども申し上げましたが、いわゆるこの鉄骨ハウスは非常に老朽化が進んで、専門家に聞くとこの辺が例えば雨漏りをしていると、ここを直せば今度はこっちだといって修理をしても改善する余地がないというような話をお聞きしておるわけでございますが、6年前に開店した当時、町としては多額の浄財を費やして改良、改修、そして賃貸借を結んだということでございます。調べてみると幾らあそこに金を出したかとか、あるいはどの程度やったのかというのは全然見あたらないところでございまして、非常に残念に思っておるところでございます。

そこで、老朽化建物の賃貸借契約の問題が、今までの賃貸借を結んだ点についても問題があったのではないかと思うのでありますが、その点についてお伺いいたします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

平成17年ごろだったでしょうか、町が旧稚蚕飼育所をJ A伊達みらいから買い上げたという経過がございます。その後、平成20年ころに大地の恵み館に賃貸借をするようになったと承知しているところでございます。ただ、この大地の恵み館との賃貸借契約は、大地の恵み館側からの強い要望があったと。あの場所を有効活用したいという思いがあったと聞いております。

よって、危険な建物であったとの認識はなかったと考えております。また、一部の部分についての賃貸借でございましたので、ある程度木造でしっかりしている部分についての賃貸借ということもございましたし、応急的な修繕も大地の恵み館の会員自らが行ったという経過も聞いておりますので、議員お質しのような火急な危険な事案は発生する建物ではなかったとの認識があったものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） 十分承知いたしました。

次に、旧稚蚕飼育所の今後の利活用についての町としてのお考えはどのように進めるかをお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

旧稚蚕飼育所の今後の利活用についてでございますけれども、この施設は国見町の農業振興地域内にある農業施設であること、それから都市計画法上の市街地調整区域内にある施設であること、それから建設後相当年数が経過していることなどを十分考慮しながら、かつ国・県の補助が得られる事業であることなどを念頭に置きながら、今後町の農業振興に利活用できる施設であるかどうか、何がいいのかその可能性について十分調査するように事務当局に私から指示をさせていただいておるところでございます。

これまで本当にこの施設を拠点としてご活躍をいただいた大地の恵み館の会員の皆様方には、この地域の活性化、本当に8年ぐらいたと思いますけれども、そのご活躍に心からこの場をおかりして感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

また、ご案内のように平成28年度オープン予定の道の駅の整備がされますので、会員の皆様方にはどうぞ出荷組合にお入りいただくようなことで、既にご案内等を差し上げたところでございます。今後でございますけれども、本当に会員の皆様にご利用の先導的なさまざまなご活躍、それから地域でのご活躍、こういったともしびが消えないように、今後とも私自身は会員の皆様と更に行える範囲の中で連携を図りながら、町全体の振興に向けて対応できればとこんな思いでございます。改めて大地の恵み館の会員の皆様方のこれまでのご尽力に感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） ただいまの産業振興課長そして町長の答弁で、会員の皆様も今までの努力に対しまして、非常に喜んでいただけていると思っております。それで、私も相談を受けた1人といまして、やはり28年からの交流の場そして道の駅、そこに組合員として出店をしていただければ、あの場所よりももっと販売高があり、やはり70万人の年間の集客力に対しましてさらなる発展をするのではないかと私も期待をしながら、会員の皆様には話を承ったときにはそのように元気な町を作るためにもひとつよろしく願いますということで、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（八島博正君） 次に、5番松浦常雄君。

（5番松浦常雄君 登壇）

5番（松浦常雄君） さきに通告しておきました1件について質問をいたします。

国の地方創生総合戦略と長期ビジョンに関する町の対応についてでございます。

政府は、昨年12月27日の臨時閣議で地方創生の方針や人口減少対策を盛り込んだ長期ビジョンと、2020年までの数値目標を示した総合戦略を正式決定したとマスコミで報じられております。翌日の新聞にその内容が出ておりました。このような政策が決定されたその背景をどのように捉えておられるのか、町長に伺います。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） 5番松浦常雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

国の地域創生総合戦略と長期ビジョンが出された背景についてでございます。これは国の推計でございますけれども、我が国の人口は2008年をピークに減少傾向に入りまして、2050年には9,700万人、それから2100年には5,000万人にまで減少すると言われております。これは、地方と首都圏との経済格差の拡大により首都圏に人口が集中していることが要因の1つでありまして、地方の若い世代が過密で出生率が極めて低い大都市に流出することが、日本全体の少子化、人口減少につながっていると考えられております。

これら人口減少によりまして、地域経済の消費市場が縮小されますと、地域経済の維持は困難となってまいります。地方の経済の縮小が人口の減少につながり、首都圏への人口の流入も減り、ひいては大都市自体も衰退することになると想定されております。

地方の人口の減少が首都圏の人口減少につながることから、国を挙げて東京一極集中を是正し、地方の持つそれぞれの特性を生かし、若い世代が就労、結婚、子育てがしやすい環境づくりを行い、この課題の解決をすることが重要であるという考え方が背景にあると考えております。

今後、町といたしましては、こういった状況を十分に踏まえて、国見町という特性を十分に生かした地域づくりをやっていくことが必要であろうとこのように考えておりました。既にご案内のように町の対策本部も2月上旬に立ち上げさせていただいております。今後は、地域創生総合戦略、長期ビジョンを策定する新しいセクション、これを（仮称）総合政策室と考えておりますけれども、設置をしまして、地域創生の流れに鋭意対応してまいりたいと考えております。これから、むしろ自治体間の競争になると、アップするものはアップする、ダウンするものはダウンするという非常に厳しい時代に入っていくと、私は思います。

したがって、1万の小さい人口の国見町でありますけれども、この1万の人口の中でしっかり何ができるのかを見きわめながら、あと立地条件とかいろいろございます。そういったものを十分に見きわめながら、とにかく国見町の維持・発展ができるような施策をしっかり作って、国から交付金をいただいて、国見町をしっかりと維持・発展をしていくということが大切かなと思っておりますので、そんな意識の中でこの地域創生を今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 大変詳しくわかりやすく答弁をいただいたものと受け止めております。私は、政府が昨年末に出したこの政策の背景には、今年の5月に民間の研究機関、座長が増田寛也、元総務省の方ですが、その人が座長をしている日本創成会議が発表したことが大きく影響していると思います。8月にはその内容が地方消滅というタイトルで1冊の本として出されております。その内容によりますと、2040年までに20歳～39歳の女性が半減する自治体を消滅可能都市と表現しております。消滅可能都市は全国の49.8%にあたる896自治体となっています。このうち523自治体は、2040年までに人口が1万人を切る、そして今では消滅可能都市は、消滅可能自治体リストと言われているそうです。

福島県の場合は原発災害がありましたので、そういうリストには含まれていないということですが、我が町も人口が減少しておりますので、その心配がありますけれども、先ほど町長からはもう既に国で言い出す前に、いろいろ手を打っているという答弁がありましたので、その点では大変心強く思っているところでございます。

また、町の将来を見据えた、町の総合戦略と人口対策についても町長から答弁があ

りましたが、先日、町の人口減少を示したグラフを見せていただきました。それによりますと、藤田地区はそれほど人口は減らないようなんですが、周辺部は大きく減っておりますし、これからも大きく減っていく。それは、食い止めることがまず難しいのではないだろうかと思われまます。そういう状況の中で、もう少し将来を見据えた町の人口対策あるいは長期ビジョンについて、お答えをお願いしたいと思います。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今回の総合戦略策定にあたりましては、国の示す「地方における安定的な雇用の創出」「新しい人の流れを作る」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」の4項目が大きな命題とされております。

更に、将来人口の長期ビジョンは、人口の推移や性別、年齢等の構成、転入・転出の動向などを分析し、将来推計を出すこととなります。ビジョンとなりますので、総合戦略のベースにもなるもので、例えば今お話もありましたが、将来推計で25年後の2040年に6,000人の町ということになれば、大変な危惧を抱くわけですが、逆にこの6,000人の数でも元気で活力あふれる町として持続することができると、そのようなビジョンを示すことで総合戦略を作り上げるということも必要と考えてございます。

新年度におきましては、さまざまな町民皆様のご意見や有識者等を交えて議論を尽くしたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 人口減少によって、身の丈に合ったしかも活力のあるまちづくりをするということで、私としては大変いい考えだと思えます。

次に、その総合戦略を作るにあたって、今後どのような政策を加えていくのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今後更にどのような政策を加えていくのかというお質しでございますが、平成22年10月に策定いたしました第5次振興計画につきましては、町の総合戦略となるべきものであります。しかしながら、大震災、原発事故により国見町のみならず福島県を含めて大きな変化を受け入れなければならない状況となりました。大震災からの復旧、除染や健康を守るための放射能対策、更には農産物などの風評被害対策であります。

町は、震災や原発事故を契機と捉え、震災前の状態に戻るのではなく、新しい町を再生するとの思いで、平成25年に「1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画」を策定いたしました。この計画は、1,000年伝えられてきた生活文化などを将来この地に住む人々に伝えていくために、今の私たちがなすべきことを

うたったものであり、歴史を活かしたまちづくりもこの計画をベースに進めているところでもあります。その意味で、この計画は町の創生戦略のベースであり、その政策の1つが（仮称）里まち文化ステーションの整備であります。

先ほど答弁をいたしました国の示す4つの命題に沿って、具体的な政策の検討を進めることとなりますが、大きなベースは、1つは里まち文化ステーションの整備で、地域の経済循環を起こすこと、更に、歴史を活かしたまちづくりによって国見の誇りを取り戻すこと、加えて、観光、物産を中心とする首都圏などとの交流という、大きな方向性に沿って検討を加えるということで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 「1000年のまち。100年のまちづくりの基本計画」を策定した。これは、里まち文化ステーションを整備していくという具体的なことで、活力あるまちづくりを進めていくんだという答弁をいただきまして、私もそれがうまくいけばいいと大いに期待しているところでございます。

先日2月28日に、国見のJA会館におきまして福島大学地域創造新センターの国見フォーラムがありました。私も参加しまして、基調講演を聞いたりあるいは町長ほか3人の方々のコメンテーターの意見なども聞かせてもらいました。大変いい意見が交わされていたと思いますし、こういうふうになれば国見町は活性化していくのではないかと期待を持っているところでございます。

政府としては、その総合戦略を来年3月ぐらいまでに作成するようと言っているようですが、国見町としてはいつごろまでに作成する予定なのか伺いたいと思います。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国からは早期の策定を求められておりますが、町では第5次振興計画の後期計画の策定とも重なっておりますので、10月～11月ごろをめどに作業を進めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） もう既に国がこれを出す前に取り組んでおられるということから、来年の3月を待たずに町としてはできていくということで、大変心強く思っております。

その総合戦略を作成するにあたって1つ伺いたいのは、町民の声をどのように生かしていくのかという点です。お答えをお願いします。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

総合戦略の策定につきましては、民間の事業者、行政、大学、勤労者、あるいは金融機関、更には報道機関をも巻き込んだ市民参加で作り上げることが求められております。更に、地域に住まわれる住民の声をいかに取り込んでいくかが課題となります。

このため、より多くの地域でまちづくりのためのワークショップやグループ懇談などの開催を通して、総合戦略や後期計画に反映させていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 非常にしっかりした考えのもとに、町民の声あるいは多方面の意見を反映させて作っていくということで、その内容に私も大変感心しました。

先日参加しました28日のワークショップの発表でも大変いい意見が出ておりましたが、町民の声を聞く場合、アンケートだけに頼らないでいろいろなやり方で聞こうというところが私はすばらしいと思います。町を活性化させ、そして町民が住みよい生き生きとしたまちづくりのために、今後とも努力してもらうことをお願いしまして、私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） ただいまの時刻は11時でございます。

11時10分まで休憩します。

（午前11時00分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

議長（八島博正君） 次に、3番渡辺勝弘君。

（3番渡辺勝弘君 登壇）

3番（渡辺勝弘君） 平成27年第2回定例会にあたりまして、さきに通告しておりましたコミュニティ・スクールの今後の考え方について質問させていただきます。

教育による地方創生の検討をしている政府は、全ての公立小中学校、約3万校ありますけれども、そこに住民らが運営に直接参加するコミュニティ・スクールを全国的に学校を核に地域活性化を図ろうとしております。本町においては、昨年12月に3校園合同の学校運営協議会が開かれ、一体的に運営協議を始めておりますが、その理由をお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 3番渡辺勝弘議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、新聞等の報道でも教育による地域創生を検討している政府の教育再生実行会議において、全ての学校をコミュニティ・スクールにして地域の活性化を図ることが提案されています。本町で進めているコミュニティ・スクールの制度が地域の活性化、まちづくりの観点からも高く評価されているんだとうれしく思います。

さて、本町で一体的に取り組んでいるのはなぜかというお話しですが、本町は幼小中一貫教育の取り組みにより、幼小中が連携して12年間を通じた子どもの育ちを実現する教育を推進しております。幼小中一貫教育は、地域とのかかわりの中で取り組むことも多く、15歳までにどのような子どもを育てていくか、目指すべき子ども像と保護者や地域住民と共有していくためにも、幼小中3つの学校運営協議会が一体的に運営・協議することがよいと判断した次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） そうしますと、やはり各小中学校、あと幼稚園ということで、問題等はさまざまありますし、それを集約するのはむしろ話をまとめ反映させるには大変な苦労があるのではないかと考えております。そこで、今後はどういうような考えでこの話をまとめていくのかお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、幼稚園、小学校、中学校と発達段階が違いますし、それぞれ教育目標も異なります。課題も違います。しかしながら、例えば体力、運動能力の向上あるいは読書への取り組みなど、連携して統一した方針のもとに実施したほうが効果が上がることが多くあります。また、よく1・1・1ギャップなどと呼ばれるように、新しい学校段階に進んだときに不応を起すというような課題もあります。そういう課題に対して、幼小中全体で捉えたほうが効果が上がると考えております。

議員ご指摘のとおり、コミュニティ・スクール委員会としてそれらの課題に取り組むことは、大きな苦労も予想されます。ですが、国見の教育の充実、国見の子どもたちにとって何が効果を上げるのかを考えると、当面は一体的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） では、教育長の考えでは一体でやるのがこの町にとっては最適であるという考えということですね。

次に、平成17年度より全国に始まり42都道府県187市町村、幼稚園は94園、小学校は1,240校、中学校は565校、高等学校につきましては10校、特別支援校については10校と指定されております。平成26年4月現在では、全国で1,919校が活用されているようであります。しかしながら、福島県でも近隣市町村においても設立の動きが見えないのは、その効果が得られないと判断しているのではないのでしょうか。それをあえて進める理由は何なのかお尋ねしたいと思います。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民とがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え、

地域とともにある学校づくりを進める仕組みであります。本町では、国見の教育ビジョンにおいて地域ぐるみの教育、幼小中一貫教育を掲げております。コミュニティ・スクール制度は、これらの推進のために重要なツールとなり得るものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 国見の教育ビジョンで、3校園統合になったことでスムーズな活動ができるようになったことに対しては、大変喜ばしいことでございます。しかし、近隣市町村にはこのような内容の体制になっていない理由などの情報は把握しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

私が把握している範囲では、福島県では先進的に大玉村が取り組んで、もう既に5年以上経過しております。また、三春町や只見町でも指定をして取り組んでいる状況ですが、議員ご指摘のとおりコミュニティ・スクールとして指定するところまでは至っていないというところが多い現状です。

理由を直接調査したことはありませんが、コミュニティ・スクールとして指定をするところまではいかなくとも、それぞれの市町村が地域ぐるみで学校を支える、そういう仕組みを工夫しているのが実態だと思います。先ほども答弁させていただきましたが、文部科学省においても仕組みとしてコミュニティ・スクールの設置を進めておりますので、今後は増えていくのではないかと思います。

本町では、小学校それから幼稚園の統合を機会にきちんとした制度で運営するのが適切と考え、正式に進めてきました。地域の方々のご支援をいただきながら、国見町に合った国見型のコミュニティ・スクールにしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 国見のビジョンでやっていく教育ビジョンということで、本町独自で進めるわけですから、他市町村の情報は必要ないとは思いますが、これを進めることで子どもたちにとっては最高の教育の場であると保護者に対しても説明会などを開くなどをして十分に理解を得たのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

地域の方々によく説明をしているかについてでございますが、先ほどもお話し申し上げましたが、学校支援地域本部事業あるいはコミュニティ・スクール事業ですけれども、コミュニティ・スクール委員会において保護者代表、学校代表、地域の方の代表それぞれが構成員として入っております。十分にご理解とご支援をいただいていると思っております。また、11月にはコミュニティ・スクールの理解を得るために

コミュニティ・スクールフォーラムも開催したところです。ですが、議員ご指摘のとおり、まだまだご理解とご支援をいただく必要があると思いますので、今後説明会など検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 全ての方々から理解を得るというのは、大変難しく不可能かもしれませんが、これを進める上で協力体制を十分に整えることが最適だと思っております。そこで地域とともに学校づくりを進める上でも多くのボランティアの方々の協力が必要とされ、人数を把握、管理する必要があると考えます。シルバー人材センターのように登録管理をする制度が必要ではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地域とともにある学校づくりについては、学校を支援するための多様なボランティアの方々が必要でございます。本町では、今年度学校支援地域本部を立ち上げまして、学校に必要な学習支援、環境整備支援、あとは登下校の安全確保の支援活動をしていただけるボランティアの方々に登録いただきまして、その活動をしていただいているところでございます。現在、100名を超える方々に支援をいただける内容とともに、登録をしていただいております。

コミュニティ・スクールは、この学校支援地域本部と連携をとりながら、今後も学校を支援していくことといたしております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） たくさんの方が協力してくれるということを聞いて、安心しております。しかし、登録をしたといたしましても全ての方が常駐というわけではありませぬので、活動できるとは限りませぬ。何らかのトラブルになってしまうことも想定しなくてはなりませんので、誰かにこの管理委託を考えなくてはいけないと思っておりますけれども、その辺はどのようになっているかお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

学校支援事業につきましては、学校が必要とすることに対して支援することのできるボランティアの方々をお願いをし、そして学校に派遣する制度となっております。これは教育委員会が管理をしております。具体的には、学校支援コーディネーターがボランティアのそれぞれが支援できる内容を把握しながら管理しておりますので、外部への管理委託等はございません。また、議員ご指摘のとおり、学校からの支援の要請の内容によりますので、登録された全ての方ができるとは限りませぬ。学校支援コーディネーターが学校とボランティアの皆さんに丁寧にこの内容を説明しながらコーディネートをしていくということで、トラブル等が起きないように努めていきたいと

思います。

また、今年度からスタートした制度でございますので、教育委員会といたしましても、更に多くの方にご理解、ご協力を得ながらこの制度を充実させて、子どもたちの学習支援につなげていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） そうしますと、維持管理することは大変難しく、更に今課長が言いましたように募集も考えていかなければならないと思いますので、その点につきましては十分にご配慮をお願いいたしたいと思います。

次に、地域とともにある学校づくりとして、多くの町民の方々が学校に出入りすることとなりますけれども、防犯についてどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

多くのボランティアの方が学校に出入りすることでの防犯対策はどうかというお質しでございますが、ボランティアの方々は学校に入る前には、事前に打ち合わせを行うなどして学校との信頼関係を築いておるところでございます。また、その信頼できるボランティアの方が学校に入ることによりまして、学校安全に寄与されていると考えております。また、一般的な不審者対策といたしましては、学校は入り口を1カ所としております。また、来校舎カードやボランティアの方につきましては、名札をつけるなどの学校内での関係がわかるように安全対策をとっているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 確かに今、課長がおっしゃるようないい対策をとっているのかなと思います。やはり本町におきましては子どもたちに対しては今まで犯罪もなく学校生活を送っておりますが、世の中には大変悲しいことですがあつてはならないことが多発している現在であります。そのためにも、不審者に対する対処方法を決め、全ての先生の方々が緊急時対応ができるようにしなければならないと思いますけれども、その辺の対策について学校側ではどういう考えをしているかお尋ねしたいと思えます。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

学校では、児童・生徒の危機管理意識が高まるように、安全教室などを実施しております。これは、児童・生徒の訓練でもありますが、先生方の訓練としても位置づけておるところでございます。例えば、さすまたなどの使い方の訓練も警察署関係のご協力も得ながら実施しているというところでございます。危機意識を高め、安全確保に努めてまいりたいと思っております。また、あと安全ボランティアの皆様方の協

力もいただいて、安全対策を更に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 安全確保をしつつもやはりボランティアの町民の方々が気持ち良く活動できますように、十分な現場の状況を把握していただき、子どもたちと町民ボランティアの方々の安全確保について協議を重ねていただきたいと思います。

次に、学校と地域の人々がみんなをよく考え話し合っていくことが大切であることは十分理解しておりますけれども、町民ボランティアの全ての方々が理解しているのでしょうか。学校側と町民ボランティアの方々の考えと意識が同じでなければならないと思いますけれども、どう対応するのかお尋ねしたいと思います。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

学校支援地域本部事業は、学校支援コーディネーターが学校が支援を必要とする内容をよく聞いて、それに応じて登録されているボランティアの方々の中から適切な方に依頼をするシステムになっております。したがって、お互いに考え方が違うというようなことにはならないのではないかと思います。また、事前の打ち合わせなどを丁寧に行うことで、適切な支援を行うよう心がけております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 町民ボランティアの方に不快感を与えてはいけません。だからといって学校の方針に口を挟んだり、授業の妨げになってしまったり、一番真ん中にいる子どもたちにとって何ら効果を得ることはできません。そのためにも、理解して協力し合うことが大切でありますので、説明会等を開いていただき、気持ちよく参加していただくことが大切だと思いますけれども、その考えはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ボランティアとして参加いただく皆様が不快感を持つようでは大変残念なことです。また、更にご指摘のとおり、子どもたちのためにならないということでは本末転倒であります。そのため、学校で支援をしていただきたいことをボランティアの皆様方によく説明し、理解していただくことが大切だと思います。コーディネーターによる説明や事前打ち合わせなど、更に工夫していきたいと思っております。

説明会の開催についてですが、県教委、県北教育事務所の協力を得ましてボランティア研修会を今後実施することとしております。それから適宜説明会などの開催も検討していきたいと思っております。子どもたちにとっても、ボランティアの皆様方にとっても、満足度の高い活動になるように進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 先ほどもずっと言っていますけれども、全ての方に理解を得るということはできませんけれども、やはりそこに協力していただける方が納得をして、やはりそこに行きたいと思っただけのように、是非ともこの後続けていただきたいと思います。

次に、質問させていただきます。

コミュニティ・スクールを設立した後、つまりチェックの機能はどのようにするのかお尋ねします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

コミュニティ・スクールの設立後のチェック機構についてのお質しですが、学校、園経営の最終的な責任者である校長、園長が幼少中それぞれの発達段階に応じて教育課程を編成、実施、評価していくことが基本です。したがって、各学校、園での自己評価や関係者評価は今までどおり実施しますが、その評価項目の中にコミュニティ・スクールとしての活動も加えて評価するなど、責任を持って学校運営を行っていくことが大切であります。更に、コミュニティ・スクール委員会そのものにも評価機能を持たせることとしております。目指す児童・生徒像に対しての達成状況、委員会の活動状況を評価し、運営に生かすこととなります。

教育委員会におきましては、学校、園やコミュニティ・スクール委員会に対して、目指すべき国見の教育ビジョンを明示して積極的に指導、助言、または支援、啓発を行ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 教育長の考えはわかりました。やはり設立を目的とすることではなく、その結果、成果がどのようになったかを調べなければなりませんし、今後は公表をするべきだと思いますけれども、その点につきましてはどのようなお考えでしょうか。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、設立することが目的ではなくて、子どもたちにとって効果を上げることが目的でございます。コミュニティ・スクール委員会そのものが公開されているものですし、評価も公開をしながら町民の方々をはじめ、多くの皆様のご意見、ご支援をいただきながら活動を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） すぐにすばらしい結果が出るとは限りません。その結果にとらわれず、常に先を見据えて協議を重ねることにより、すばらしい結果がついてくるのでしょうか。

最後の質問に入ります。

子どもたちが自ら学校生活を楽しめるように、子どもたちの意見を取り入れるべきではないかと思えますけれども、そういう考えはあるのかお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

コミュニティ・スクール委員会は、子どもたちが保護者や地域の方々の参加を得て、安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることを目標としております。子どもたちの意見や考えは、各学校、園で十分に把握していただき、コミュニティ・スクール委員会においても学校、園の考えを尊重して子供たちの意見を取り入れていくことが大切であると考えております、また、委員が子どもたちと直接に触れ合う機会を設けるなど、運営面での工夫も今後検討していきたいと思っております。十分子供たちの意見を取り入れながら進めていきたいと思っております。

今年度発足することができたコミュニティ・スクール制度ですので、子どもたちのために教職員、保護者、地域の方々と十分に連携し、国見の教育の充実のために活動を継続していくことが大切かなと思っております。ご支援をいただければありがたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 幼稚園児、小学生について、学校生活について意見を求めることは不可能だと思います。しかしながら、中学生ぐらいとなればやはり自分の意見あるいは改善してもらいたいことなどを発表できる能力は十分あると思っております。子どもたちの意見を反映させる場所を考えていただきたいと思えます。中学生は大人ではありません。しかし、教育を受ける権利の観点から自分たちがこのような授業を受けたいとか、このようなものに興味を抱かせることが大切だと思います。そこに、コミュニティ・スクールの成功が見えてくるのではないのでしょうか。是非とも成功させて、他市町村の方々が研修に来たいと思われるような国見型のコミュニティ・スクールを、是非完成していただくようお願い申し上げます、質問を終わります。

以上であります。

議長（八島博正君） もう一方の議員の質問を行います。

次に、8番村上晴夫君。

（8番村上晴夫君 登壇）

8番（村上晴夫君） 平成27年第2回定例議会におかれまして、さきに通告しておりました2件について質問をさせていただきます。

まずはじめに、太田町長就任以来2年3カ月余が経過いたしました。この間、大震災、原発事故からの復旧・復興をオール国見で取り組み、町民とともに除染関連事業、健康管理、風評被害対策、役場庁舎再建、浄化センター汚泥処理問題の解決等々、また町再生のため数々の元気活力事業、交流の場の道の駅の建設、歴史を生かしたまちづくり計画の認定、企業誘致等すばらしい実績を上げてこられました。これも、町長

の強力なリーダーシップのもとに全職員一丸となって取り組んだ努力の成果であり、高く評価するものであります。

本題に入ります。平成27年度予算に関連し、幾つかの質問をいたします。

第1点目、ここ3年の一般会計予算を見ますと76億円、130億円、そして今年度27年度112億円と、通常ベースの2、3倍の予算規模が続きました。除染関連事業等ほぼ終了すれば、通常ベースに近い予算規模になるのではないかと個人的に考えているところであります。一方、国の財政は国、地方合わせ1,000兆円を超える借金を抱え、また年金を加えた社会保障給付費108兆円を超えたと言われております。今後、国においても大幅な歳出見直しは避けられないのではないかと、このように考えているところでありますが、これらの状況の中で自主財源の乏しい本町の今後の財政見通しについてまずお伺いをいたします。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） 8番村上晴夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

今後の財政の見通しについてでございますけれども、まず平成27年度の予算編成の基本的な考え方、これにつきましては従来からの引き続きになりますけれども、「東日本大震災からの復旧・復興」「安全・安心」「元気・活力」「思いやり」そして「国見町の継続的な維持発展」の5つ、これを政策目標ということで実現を図るために、先ほど来いろいろとお話ありました住宅除染、風評被害対策、防犯・防災対策、それから元気・活力につながる各種イベントの実施、交流拡大につながる各種事業の実施、それから子どもや高齢者を対象とした事業、スポーツ文化の振興などにいろいろと対応するというところで、112億3,000万円の予算を計上をさせていただいたということでございます。

特にその中で、具体的には道の駅を核としました交流の場の整備事業への取り組みの強化とか、あるいは歴史まちづくり計画認定をいただいておりますので、その円滑な実施、それから地方創生これも先ほど来いろいろ質問が出ていますけれども、総合戦略、人口ビジョンの策定などに対応するためしっかりやっていくと。そしてまた組織の改編をこの創生に関してはやりまして、今後まちづくり、交流人口の拡大それから子育て、高齢者支援に係る事業などを重点的に今後とも進めていくことで考えておるところでございます。

次に、本題に入ってまいります。なお、これらの事業を実施するために今後の財源の見通し、これは一番重要なところだなと思っておりますので見通しでありますけれども、これまでいろいろと予算編成の基本的な考え方につきましては復興再生に係る必要な財源、これは国・県に実際しっかりと財源を求めております。いわゆる町単独事業以外でもいろいろと事業を今構築していますけれども、そういった事業につきましてもなるべく国・県とかそのほかから財源確保できないかということで、査定の中でも私は厳しく言いつつ、そんな財源を活用しております。あとは、町単独事業ですね、これは後で出てきます6次化支援の問題とかいろいろありますけれども、そういった部分につきましてはなるべく新規事業を極力抑えるという視点を持ち、しかもスクラ

ップ・アンド・ビルド、後で質問の出てきます行政評価システムを十分に活用しながら、町の財源の持ち出しをなるべく少なくするようなことで予算を編成して、3カ年全てずっとこういった方針で私自身臨んできておるといのが実態でございますし、また今後もこういった方針で予算の編成をやってまいりたいと考えております。

それで、不測の事態、これはいろいろあってはならないことでございますけれども、プラスアルファの震災が発生したとかそういったいろいろのことがあるかと思えます。そういった不測の事態を察しをして除けば、今の状況、状態がずっと続くという見通しに立ちますと、短期的2～3年でございます、財政調整基金の全て等々踏まえますとこれは財源の見通しはしっかり立ったかなと、私自身思っています。

それからまた、中長期的に10年くらい先を見越してどうなんだという議論も当然せざるを得ない、これも私も先を見据えながら財政当局あるいは各課長等ともいろいろ議論しております。これからいろいろと震災復旧復興が平準化されてきます。そうしますと、最終的に厳しいのが人件費とそれから町債の返還なんです。この2つがやはり事務的経費的な部分で、どんどんプラスになっていくので非常に厳しい部分があります。これも十分に今精査をしております、あとでこれも質問が出てきますけれども、人件費が恐らく今が山だと思えます。どんどん減ります。今の想定では平成31年度には平準化するという見通しを立てております。

更には地債の償還、これも実は皆様方議員のときの合併はしなかったんですが、合併時にどんどん打ち出しまして道路あるいは駅前とか整備しました。その投資が実は起債30億円近くになっているんですね。その償還がちょうど29年に終わるんです。30年からちょうど町役場、道の駅の起債の償還が始まるとなると、ちょうど終わって始まるということで、今までの大体4億円ちょっとの償還がずっと平準化されていくことになります。あと、人件費もそういうことで減ります。これはあくまでも不測の事態がないという前提ですね。となりますと、私は中長期的にはある程度見通せたのかなというのが、はっきり言って実感でございまして、これは各課長、財政当局とも話をしまして、短期的にはしっかりと問題はないと。中長期的にもそういったことがありますから、大体問題ないのかなと私自身思っています。

ただ、これから何か事業を大きくやるとか、今言った不測の事態があるとかといった場合はまた別になりますけれども、今の町の行政の状況を平準化してやっていくということになれば、私は中長期的にはある程度見通せたのかなという思いをいたしているところでございます。ただ、そうは言ってもしっかりと締めるところは締める、やることはやる、この2つは当然やらなくちゃならないですからね。そこは十分配慮しながら、今後の国見町の維持発展にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 非常にわかりやすく丁寧に長期展望に立った答弁をいただきました。非常に積極的に大型予算を組んで過去にもやってまいりまして、今町長がおっしゃったように健全化比率もむしろ良くなっているということですのでさすがだなと。こんな

ことを言うと大変失礼ですが、すばらしい町長のもとにすばらしい管理職の皆さんともども、将来にわたって健全財政、今お聞きし非常に安心したところであります。

2番目の今年度の予算編成にあたって、政府予算の決定のおくれ等々によりまして、短時間の編成を余儀なくされた大変厳しい予算編成ではなかったかと思うところではありますが、行政評価によって、あるいはPDCA手法等により編成されたとも思っておりますが、その辺の編成過程についてももしあればお答えをいただきたいと思っております。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

震災以降、復旧・復興のため当面する緊急的な事業が増大をいたしましたけれども、行政評価システムを念頭に財政主導によります財源の確保、それからスクラップ・アンド・ビルド、これらによります事業の見直しを進めてきたところでございます。平成27年度の予算編成にあたりまして、行政評価の手法を生かしながら行ってきたという内容でございます。

今後とも、中長期的な展望に立ちまして行政評価の精神を予算編成に生かすよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） この行政評価につきましては、私たち議員も過去に2回か3回研修があったと記憶しております。これは、震災直前あるいは直後だったと思うんですけども、震災に遭って中断したとかその後あまり進んでいないというようなことになってしまい、これからだと思っておりますけれども、我々も議会基本条例の中でこういったことをやるようになって、町民の皆さんから本当にできるのかというご指摘もあったんですが、是非これはひとつ今後非常に重要な課題ではないかと思っておりますし、議員も皆さんに負けないで勉強しながら、これを一步一步前に進めるような形に互いにしていきたいと考えているところであります。

時間があまりないので次に移ります。

3番目、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今回の予算の中で人件費の総額10億3,600万円ほど計上されておまして、昨年と比べますと5,300万円ほど増加していると。これらの要因についてまずお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

平成26年度につきましては復旧・復興に伴います除染対策事業、元気・活力事業、道の駅を核とした交流施設の整備の準備などマンパワーを必要とします事業に取り組んでおります。これらの事業につきましては、できるだけ国・県からの財源を充てながらの対応をしてきたところでございます。

お質しの人件費増の要因につきましては、平成26年度の当初予算におきましては平成26年1月1日現在の職員数で、一般会計の中ですけれども人件費を見積もった

ものでございます。93名で積算していたところでございます。平成27年度の一般会計予算につきましては、同様に27年1月1日現在の職員数103名で見積もったところでございます。この10名の増が議員お質しの5,400万円の増という要因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） きのういただきました27年度の当初予算書の中にも、正に今課長答弁のとおり、給与費は恐らく職員のだと思っんですけども10名分増えて、今回答にあった金額が増えているという内容で理解できました。その中で、これは12月の補正予算のときにも私質問したわけですが、いわゆる超過勤務手当これが3,045万2,000円これ前年度、今年度は2,773万4,000円ということで700万円ほど減額になっていますね。事業の何かあるいは仕組みを変えたのか。前年度は当初予算に対して倍以上の補正予算で増えたところということなので、実態に近い予算にするべきでないかと私申し上げた記憶があるわけでありましたが、この辺はどういうふうに説明するのかお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 超過勤務についての予算の見積もりについてのお質しでございます。

議員お質しのとおり、12月の議会におきまして実態に応じた予算編成をしてはどうかとご指摘をいただいたところでございます。平成27年度の予算の見積もりにつきましては、財源を見ながら歳出に見合った内容ということで組み立てをしたところでございますが、なかなかその財源の調達の部分が容易でないということもございます。あとは、今職員が業務が多くてなかなか超過勤務をやっても休めないという状況にあることもございまして、全体にわたりますけれども見積もりの中では超過勤務の部分につきましても、その財源の部分から給料の5%ほどのシーリングをさせてもらったということでございます。27年度の業務の中で、自らなるべく残業しないような気持ちで業務にあたっていただくことも含めまして、その超過勤務については5%のシーリングで予算見積もりをさせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） わからないわけではないんですが、27年度も業務多忙いろいろ予想されます。本当にこのような予算でできるのかと感じます。もしできるとすれば何か魔法でも使わない限りと考えられるわけなんです。いわゆる倍も3倍にもなるようなことがないという考えでいいんですか。何回も言っていますが、人件費は安易に補正増額は認めてならんという教育を受けているわけです、我々議会として、議員として。いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ただいまのお質しでございます。

確かにご指摘のとおりではございます。一番には先ほど申し上げましたとおり、その財源の部分がございます、あとは、職員の意識の問題の部分もございまして、その辺も少し考えていただきながら、なるべくその予算内で執行できるようにという意識を持っていただくことも含めて、そういった予算編成をさせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 職員の皆さんに頑張ってもらって残業代払わないなんてことではいけませんので、私は払うなどは言っておりません。是非ひとつ頑張ってもらっている皆さんには、それなりにきちんと計画当初からというような感じを私持っていますので、申し上げました。趣旨はわからないわけではありませんが、よろしくひとつお願いしたいと思います。

次に、藤田病院の負担金の問題について若干。今年度の予算によりますと、負担金の総額が5億700万円ほど計上されまして、前年度から見ますと2,000万円弱の少ない予算になっているようですが、これらの要因についてまずお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

まず、病院負担金が前年度より減少した理由について申し上げたいと思います。病院の負担金の算出につきましては、普通交付税の算定に用います病院費分、それから特別交付税のうち病院に関する分、更に構成市町で負担しております特別負担金の分の合計額で病院負担金として予算計上をしているところでございます。このうち普通交付税の算出基礎となります病院の病床数でございますけれども、26年度までは特例としましてずっと335床で据え置かれてまいりました。しかし、27年度の算定からは、現在の病床数311床で算定され、そのことが約2,000万円の減となる見込みだとの内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） わかりました。それから病院関連で町長は常々1万のこの町にこのようなすばらしい病院があるのは一つの宝だと、これを永続的にやりたいというようなお話をいただいております。全く私もそのとおりだと思いますので、何とかうまく経営ができて永続的につなげ充実してもらいたいと思っている一人でございますが、先ほども出ましたけれども、特別負担金、現在は当町では6,500万円ほどの負担になっているわけですが、将来の経営の見通しとともにこれらについてこれ以上増えないような形で運営が可能なのかどうか、非常に先を見通すのは難しいかと思うんですが、見通しと考え方についてお伺いいたします。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

ただいま村上議員お質しのとおり、地域医療の確保を図るという観点で、藤田病院

の役割、私は非常に重要であると思っております。特に伊達地方全体でも今そういった意識がすごく強くなってきております。病院が非常に厳しい、周りの病院が厳しい状況になっている。藤田病院一人勝ちの状況が今続いておるといってもありますし、そういった意味ではこの1万の人口の国見町にこの病院があるということは本当にすばらしいことでありますし、これをいかに維持発展させるかということは非常に重要な課題と認識しております。そんな視点から前もご質問ありましたが、答弁申し上げます。そういった視点でこの藤田病院の維持発展を是非させてもらいたいと思っております。したがって、6,500万円は特別負担金ですね。来年度については関係市町とも十分連携をしながら6,500万円の負担を国見町としては全体で1億3,000万円ですかね、やるということで既に合意がなされてございます。

ただ一方において、やはり藤田病院の経営の問題、どうするんだという議論は私も非常に重要だと思っております。常日ごろから病院長それから関係者等々とそうやっておりまして、何とか今年度は黒字に持っていけるかなという状況まで来ておりますし、昨年度若干赤字でしたけれどね。あと2年間は黒字で何とか平準化しつつあるというのが病院の経営の状況かなと思っております。

一方において、町としてはどうしても地域医療をどう確保するんだという部分をしっかりと担保してほしいという観点から、この6,500万円も支出してございますので、その両面、経営の部分もしっかりとやってもらう、これは管理者の立場になりますけれども、しっかりとやってもらうためにいろいろと対応していると。また、地域医療の確保もしなくてはならない、これが町長の立場で、この2つを十分にかみ合わせながら今後維持発展に向けてしっかりと対応してまいりたいと思っております。当面はこの6,500万円では是非今後とも対応することで継続していくのかなと考えております。

いずれにいたしましても、この1万の人口のすばらしい藤田病院があるということ、中身も今後少しずつボトムアップしますけれども、そのことを十分見きわめて今後につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 町民の健康管理、病院の充実にひとつ、更に努力をお願いしたいとこのように思います。

予算関連の5つ目ですが、除染事業について。

仮置き場設置事業等々で50億1,700万円ほど今年度は除染関連事業と計上されておりますが、この予算を達成できれば、27年度で要するに除染関連の事業としては全ての除染が完了すると理解してよろしいのかどうか、また28年度以降にもかなりの予算が必要だということかどうかその辺の状況と、27年度末で集中復興期間が消えると、あるいはこれは直接関係ないのかもしれませんが、風評被害等による営業損害等に対する賠償を打ち切る等々新聞等でにぎわしているわけではありますが、そ

の辺の事情についてご回答いただければと思います。

議長（八島博正君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

住宅・宅地の除染につきましては、平成25年度から平成27年度までの3カ年で町内全戸を実施することとして、平成25年度は1,000戸を目標に、平成26年度は1,500戸を目標にこれまで進めてまいりました、平成27年度は、住宅・宅地の除染最終年度となりますので、できるだけ早期に除染が完了できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

しかし、道路や生活圏の森林の除染につきましては、住宅・宅地の除染を優先的に実施しておりますことからその後を追う形で実施しておりますし、そのほか平成27年度からは新たに事業所や店舗、空き地などの除染にも取り組むこととしておりますので、平成28年度以降につきましても道路や生活圏の森林の除染、進捗状況によりましては空き地などの除染にも取り組まなければならないと考えております。

また、仮置き場で保管することとしております除染で発生する除去土壌等が全て中間貯蔵施設に搬出されない限り、除染関連事業につきましては完了しないものと考えております。

なお、予算規模につきましては縮小されていくものとは考えてございます。

次に、集中復興期間につきましては、国が東日本大震災からの復興期間を10年としました中で、復興需要が高まる当初の5年間として位置づけたものでありまして、被災地の復旧・復興のための施策事業を円滑に実施するとともに、加速化を図るため復興予算を特例的に措置することとしております。当然、除染を実施するためにも福島県より交付されております除染対策事業交付金、これにつきましても国の復興予算において重点的に配分されているものと考えておりますし、そのほか復旧・復興のため町で実施する事業におきましても、震災復興特別交付税などが充てられておりますので、除染に限らず町の復旧・復興が進むよう集中復興期間の延長や財源の確保に向けて、県及び県内市町村と連携し、国に要望してまいりたいと考えております。

東京電力による営業損害の賠償につきましては、賠償期間を平成28年2月分までとして、ことし3月からの1年間分相当額を一括して賠償する素案が国と東京電力から示され、商工会などの団体からは反発の声と素案見直しの要求が相次いでいる状況となっております。

また、福島県及び県内全市町村、農業、商工業などの業界団体が組織しております福島県原子力損害対策協議会におきましても、緊急の要望活動として経済産業省及び復興庁に緊急の要求活動として、東京電力に対しまして被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うべきであるとの要望書や要求書を提出しております。東京電力では、これらの要求を受けまして素案を見直し、あとは賠償期間延長を検討するとの方針を示すとともに、国におきましても賠償期間の延長を含めて検討中との考えを示しておりますので、町といたしましてはその動向を注視するとともに、福島県原子力損害対策協議会の一員といたしましても、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に

行われるよう、機会あるごとに国や東京電力に対しまして要望や要求を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） よろしくひとつ町民のこの災害からの一日も早い復旧・復興ができるように努力お願い申し上げたいと思います。

予算の最後といたします。

交流の場、いわゆる道の駅事業に、当初予算今年度の分13億7,600万円ほど予算化されております。この予算でほぼ道の駅関連の予算、前に予算化されたのとあわせてできるようになるのかどうかと、農業振興に大きくかかわる生産者組織、その後はどのような取り組みになったのか、その2点について質問をいたします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 前段のご質問でございますが、予算どおりに行えるのかでございますけれども、造成工事につきましては1月に議決をいただきまして発注をしております。あと過去にかかった経費等々も含めまして、以前に21億～21億5,000万円程度のお金になるというご説明を申し上げていましたけれども、現段階、建物の設計が間もなく完了するという最終的な積算段階に入っております。概算の積算をしたところ、現行の予算の事業費の総額の中でほぼおさまるであろうという形になっておりますが、なお最終的な積算の状況が出た段階で使う資材等々も含めまして、予算の中でおさまるようにしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 質問の後段の部分についてお答え申し上げます。

（仮称）里まち文化ステーションの運営の核になる農産物の出荷組織でございますけれども、これは今年の7月に農地基本台帳に記載をされております全農家、900軒ほどの方々に出荷意向のアンケートを実施しております。その結果、約120軒の農家の方々から出荷の意向が示されております。

また、9月には規模の大きな稲作農家を対象とした意見交換会を開催するとともに、町が開催をいたします会議等においても町長がその都度、里まち文化ステーションへの農産物出荷を奨励してきているところでございました。

更に、2月25日ですが、出荷を希望している農家の方々に説明会を開催したところでございます。また、今月の23日には出荷組合を設立することとして、実質的な活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 時間になっておりますけれども、この平成27年度予算についての質疑は認めます。予算に関係する質疑がありましたらどうぞ。

村上晴夫君。

8 番（村上晴夫君） ただいま課長からの答弁で安心したんですが、この出荷組合、特に当地方は果物や米はこれは十分に供給できると思うんですけども、問題は野菜。しかも、これは農協のほうでご存じのとおり「んめ〜べ」というような名前です。既にやっております。しかも特に水田の転作なり、あるいは果樹の転換とか、ハウスに助成を出して農協に出したものに限るといふ条件もあって、かなり厳しくなっているんですね。そういう方々を、価格が緩いのであれば当然こちらに流れると思うんですけども、十分に意見を徴しながら、何とかこちらに回ってくると。そして成功できるかどうかは、これは品物がいかにそろえられるかだと我々は認識しています。特に、日常の野菜については新鮮なものが常に山となっていると、そこに人が集まると言われていますので、是非努力をお願い申し上げたいと。

予算について、以上です。

議長（八島博正君） 村上議員には、そのほか地方公務員法改正の内容についての通告も受けております。休憩後に質問を再開しますので、よろしくお願ひします。

◇ ◇ ◇

◇休憩の宣告

議長（八島博正君） 1時15分まで休憩いたします。

（午後0時16分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 会議を再開いたします。

（午後1時16分）

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（八島博正君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

志村良男君より病氣療養のため本日午後の会議を欠席する旨届け出がありましたので、ご報告いたします。会議録署名議員であります志村良男君が早退したことにより、地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなることから、会議録署名議員として佐藤定男君を追加指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（八島博正君） それでは、午前中に引き続き一般質問を続けます。

8 番村上晴夫君。

（8 番村上晴夫君 登壇）

8 番（村上晴夫君） 午前中に引き続きまして、大きな5番項目の2番、地方公務員法の改正内容について質問をさせていただきます。

平成26年5月に公布されました地方公務員法改正により、28年、来年4月から全ての自治体で人事評価を行うことという法改正がなされたことと最近知りました。まず、これらの改正の内容なり趣旨なり、あるいは効果等々についてお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

まず、地方公務員法等の改正の内容でございますが、地方公務員につきまして、人事評価制度の導入により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正を確保するために、平成26年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたところでございます。

人事評価の狙い、効果についてでございますが、国全体を見ますと地方分権の一層の進展によりまして、地方公共団体の役割の増大、更には住民ニーズの高度化、多様化の方向にございますけれども、現実的には厳しい財政状況や集中改革プランなどによりまして、職員数は減少している状況でございます。この中にありまして、個々の職員においては、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが求められている状況でございます。

このようなことから、より高い能力を持った公務員の育成、組織全体の士気の高揚、更には公務効率の向上を図るため、法改正による人事評価の実施が義務づけられたものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 地方公務員法の改正によって、福島県、あるいは各町、区等々で実施するようになると法律が改正されたと思います。やはり、現在の我が国見町においても、既に、平成18年の年、非常にすばらしい行財政計画の計画が我々にも示され、今日に至ってきたわけではありますが、その後震災なり、あるいは担当者が変わるということもあったかどうか、先ほど申し上げました行政評価制度に変えるということで、うやむやになってしまったのかどうかわかりませんが、その後、我々の中でも忘れ去られようとしてしまったのかなど。そんなことで、今回私も、偶然にも地方公務員法の内容が変わって、地方の団体においても、この人事評価制度をやらなければならないということを知りまして、本日のテーマに取り上げさせていただきました。

趣旨の内容なり、今、総務課長からいただいたとおりでろうと思っておりますけれども、それでは一体、全国でまだ全部実施しているというわけでもないようですし、あるいは、かなり実施されているということもあるようですが、全国的なり、あるいは各県、地方団体等における実施の状況をまずお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

まず、全国段階におきましては、平成25年度の資料となりますけれども、勤務評定の運用として、国の人事評価制度と同様の取り組みをしている団体数についてでございます。都道府県におきましては47団体中37団体、それから、指定都市におきましては20団体中19団体、市区町村におきましては1,722団体中563団体という数値が公表されているところでございます。

また、県内におきましては、人事評価制度の導入状況につきましては、27年1月1日現在における状況でございますけれども、59団体中15団体と聞き及んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） ただいま報告があったとおり、全国的には、福島県は私の調べによりますと下から3番目ということで、かなり低い。一番低いのは沖縄県、次が北海道、次が福島県となっているようであります。既に100%実施している東京都をはじめ3県、計4県なり東京都では実施されているという内容にもなっておりますが、来年4月1日から全面的に公布ということになっていきますけれども、これは法律が施行されたから必ずやるということなのかどうか。国家公務員は既に7年前に、これは国の法律、国家公務員法が変われば有無を言わずやるということのようですが、各地方の自治体は国とは違う団体でありますので、その辺、実勢というか、やるかやらないかはその県なり町の考え方で良いのかどうかをお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

26年5月14日にこの法律が公布されたところでございまして、第6条におきまして、任命権者の権限に人事評価を明記するとともに、23条第2項におきまして、任命権者の人事評価が義務づけられたところでございます。

したがって、各自治体の自主性においてやらないという選択肢はないこととなりますけれども、人事評価の基準及び方法に関する事項、その他人事評価に関し必要な事項につきましては、任命権者が定めるとされたことから、法の趣旨に沿いながら、国見町の人事評価制度について研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 最後にしますが、我が国見町はそれでは一体どうするのかということになるかと思いますが、町長にお伺いしますが、この人事評価制度についてどのように考えて、来年以降どういう形で進めるのか。あるいはやらないのか等々について町長の考えをお伺いします。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

地方公務員法改正による人事評価制度をどのように今後考えていくかでございます。人事評価、実は県で私も、実際は37年間というか、評価したのは15年ぐらいですか、実質やってきております。評価といいますのは、相対評価とか絶対評価等々さまざまな視点があります。ただ、公務員という業務を考えますと、その特殊性、多様性ということで、何か1つの物差しでその人間の評価を全てやってしまうというのは、なかなか実体験として難しいというか、今までそんなことを感じてきておるのがはっ

きり言って実情でございます。

例えば申し上げますと、総務、企画などのデスクプランを中心とした業務もござい  
ますし、また一方、建設、下水道などの現場を中心とした業務もあると。それから、  
保健師、幼稚園教諭、保育士などのいわゆる専門性を重視した業務等々ござい  
ますので、これら職員を全体的にひっくるめて、いわゆる職務能力を組織全体、町全体と  
して一律に評価するというのはなじまない部分もあるのかなとも経験上から考えてお  
るところでございます。

したがって、人事評価制度の導入の検討にあたりましては、何を評価制度に導  
入するのかという項目が私は非常に重要なところかなと思っております、例えば、  
職員の職務能力というよりもむしろ人間性の評価とか、あるいは物差しははっきりあ  
りますから業務評価とかをどうするんだという議論。あわせて、職員の士気を高  
めるような項目、あるいは組織の全体の職務、効率的につながるような制度項目にす  
る必要があるかなと考えております。

ただ、法改正によって義務化ということがございますので、県内でも4分の1が実  
施されていますから、導入しないという選択肢はないので、今後、鋭意研究して導入  
することにしたいと思っております。ただ、私は町にとってプラスになるような項目  
をどうするんだと、職員全体でその評価することによって、町の職員全体がもうちょ  
っとボトムアップできるような項目とかあるいは制度に是非私はしたいなと思っ  
てこれから十分研究、検討して、いずれ近い将来導入を図ることで検討してまいりたい  
と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 町長の考えは十分わかりました。

民間では既に、今、町長が言ったとおりかなり前、私も現役の時代、命令を受けて  
取り上げて実施してきた経験もあります。町長が言ったように、特に事務系統の行政  
なり、農協の事務等々も目標管理とかなかなか難しいのは十分承知しておりますし、  
容易でないということもあります。本当に公正に評価できるのかということもありま  
すし、あるいは、今町長が言ったように、職員一人一人の能力向上なり、町民に対す  
る接客態度なり、全ての面で町民の負託に応えられる職員になることが、正しく全員  
のボトムアップと能力向上につながる方法で是非ともやると、町長のおっしゃったと  
おりだと思います。なかなか難しいのも私も承知しております。

しかし、何回も言いますが、18年2月14日に出したこの計画、これは福大の清  
水先生が座長となって提言なり計画を作ったわけですし、これを見たとき私はすばら  
しいと。小さくともきらりと輝く国見町を造るために、これはやらなくてはならない  
と思うんですけれども、やはりこういったことをもう一度思い起こして、人を差別す  
るのではなくて、人間的にも、あるいは能力的にも、あるいは職場環境も、上司、部  
下と一緒に国見町民のためにと、こういうふうな環境を作ると、こういうよう  
な趣旨から是非ひとつやっただけだと、思っております。

是非ひとつ前向きに捉えていただいて、すばらしい国見町が維持・発展できるよう  
お願いしたいものだなと。私があるときに一番感じたのは、評価する人と職員との信  
頼関係、あるいは職員の理解を得るにはどうするかということで、一番は、やはり、  
実施する前は十分なる職員との対話、特に労働組合、十分過ぎるほどやってもなかな  
か理解はいただけないものと思いますけれども、これが一番だと思います。これをや  
らなくては成功はおぼつかないと思いますので、十二分にその辺を、これは副町長の  
仕事でないかなと思うんですけども、各課長のリーダー役と、副町長の考えをひと  
つお聞かせください。

議長（八島博正君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） それでは、お答えをいたします。

今お話に出ておりますように職員の信頼関係、これをなくしては進まないと思いま  
す。先ほど町長が申しましたように、士気の高揚につながるような評価を目指してま  
いりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） よろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきますが、最後に皆様方のご尽力によりまして  
役場庁舎も完成し、5月7日より新庁舎で業務開始となり、新しい建物にふさわしい  
我々議員であり職員であると町民の皆様方から評価される、そして負託に応えられる  
議員であり職員になりたいものだと、なるべきだと申し上げて私の質問を終わらせて  
いただきます。

ありがとうございました。

議長（八島博正君） 次に、6番渋谷福重君。

（6番渋谷福重君 登壇）

6番（渋谷福重君） 第2回定例会において、通告しておいた1件について質問いたしま  
す。

貝田地区圃場整備についてお伺いいたします。

一日でも早い着工、そして一日も早い完成をお願いしたく質問いたします。

貝田地区圃場整備は、震災後、平成24年ごろより圃場整備の機運が高まり、  
25年度には調査費100%が出て進められてきたかと思います。その間、町や県土  
地連等の完成までの圃場整備構想図や事業採択までのスケジュールが示されてきまし  
た。

それによりますと、27年度には採択、着工、そして面的工事は32年までとなっ  
ていたかと思います。ここまでは私も携わっていました。その後、26年度になりま  
して、貝田地区圃場整備推進委員会が立ち上げられ、順調に完成に向けて進んでいる  
と思っていましたが、ことし1月に私のところに貝田圃場整備についてのアンケート  
調査と経過報告が来ました。それによりますと、着工は27年度ではなく29年度と  
なっていて、よく見ると26年9月3日に事業計画審査の取り下げをしています。慎

重に計画してきたと思われませんが、取り下げたということはどういうことなのか。また、それによる計画がおくれることによる問題点や今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、おくれの原因は、26年9月3日に事業計画審査の取り下げをしていることではないかと思えます。理由として砂防指定の関係と記されていましたが、どういうことなのかお伺いいたします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 6番渋谷議員のご質問にお答えをいたします。

事業計画申請の取り下げについてのお質しでございますが、貝田・山根地区の圃場整備事業区域内につきましては、御嶽沢という川がございまして、これは県によって昭和38年に砂防指定地として公示されております。

事業実施にあたりましては、本砂防指定地の取り扱いにつきまして、県の具体的な砂防整備計画が現時点でないという状況もございまして、事業実施を行う原因者においてそれを整備することが前提となっております。

しかしながら、この間、県の土木部並びに農林水産部の調整の中で、その整備費用につきまして、砂防指定地の基準にのっとりた形にいたしますと、約2億円程度の費用が増大をするとの試算もございまして、圃場整備事業の中で必要最小限の整備を模索せざるを得ないという状況になりました。その調整を行う必要が出てきたものですから、事業の申請につきましては1年繰り延べいたしまして、平成27年度に新たに事業の申請を行っていきたくしたものでございます。

現在までに砂防との調整はほぼ完了しておりまして、その設計に関する協議も終えておりまして、構造物の暫定的な施工と副断面による流路の確保ができるような状況となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 今の答弁で大分進んでいるように見たわけですが、当時とすれば、私もわからなかったと思うことがあるんです。というのは、26年1月30日に既にこの問題があるということを県北建設事務所砂防協議会でもいろいろ話し合っているんです。それをわかった上での申請をされたのかなと思うわけでございます。ちょっとその点についてお伺いいたします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 現地につきましては、県の農林水産部と土地連等でも現地調査をしている状況で、どういった形で申請に持っていくかという話の中で、採択するのは当然国ですから、国の東北農政局のほうにお話をした上で、東北農政局も現地調査をしております、その段階において、やはり、慎重に進めなければならないという問題と、あとはコストパフォーマンスです。要するに、圃場整備を行ったことによって、そのB/Cが1を超えるかどうか、やったことがプラスにあらわれるのかどうかを考えると、その砂防を整備したことによるコストの増大が、それを超えなくなるおそれ

があるということで、この部分につきましては福島県に差し戻しをいたしまして、県の土木部と農林水産部のほうで調査をした上で、ベストな回答が出されるように調整をすることになったということで、その時点で昨年の9月が最終的な申請、27年度に向けた申請の時期だったんですけれども、そこまでに最終的な技術的な内容が固まっていない状況もあったものですから、それについては1年繰り延べせざるを得ないのかなという状況になって、地元とも調整をして、お話を申し上げまして了解を得たということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） よくわかりました。

次の質問です。

27年度着工予定したので、かなり休耕田も見受けられるようで、これは恐らく高齢者の方かと思うんですけれども、休耕田がこのまま続くのではないかとと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

圃場整備の事業のおくれが高齢の耕作者に影響があるのではないかとということでございますけれども、先ほど課長が答弁しましたように、事業計画の申請の繰り延べについては、福島県から農林水産省への申請取り下げ前に各地権者へ十分説明を行って、当初計画の繰り延べについてご了解をいただいた上で繰り延べをさせていただいたと。いわゆる正式な手順を踏んでやらせていただいていることを、まず、念を押しておきたいと思います。

したがって、現在いろいろ休耕田等々あるかと思いますが、これらはどちらかという生産調整でいらっしゃる方々とか町外の方々等々でございまして、実は平成27年産米は耕作できるということですから、そこで十分耕作をしていただければよろしいのではないかと思いますし、また、若干、1年繰り延べになりましたけれども、なるべく32年の最後の竣工の部分は崩さないようにやろうというような意思統一をしていますので、実は5年が4年になる意味でも1年間メリットが出たと、高齢者にとってもそういった生産ができ得ることで、ある意味で私はメリットが出たのかなとも一部考えております。

また、議員ご承知のように本事業のハードの整備のみではなくて営農の集約化、これも目的となっております。高齢者が所有いたしておる農地についても当然ながら地域営農に集約されていきまして、新たなスタイルでの営農のスタイルが確立されると。いわゆる高度利用がそれぞれ連携して図れるということでございますので、高齢者にどんどんなっていくてもお互いに連携しながらそこで作れるということ、これが正に圃場整備の非常に重要な部分でございますので、高齢者の方々も、そこでの対応が更に継続的にできるのかなとも考えております。

ただ、問題は後ずさりの平成32年度にできないと、これは困るので、できれば今

私が申し上げたことになるんです。高齢者の方々にもいろいろな面でメリットがあると。休耕田でもことしも平成27年産米も栽培ができるということですから大きなメリットがありますので。これについては、当然、県が事業主体でありますから、しっかり県にやっていただいて、申請をしていただいて、32年度までに作ってもらうということになっていくものと考えております。これは既に私もある県議会の方を通じまして、県にも強く申し入れをさせていただくような話もしておりますし、できるだけ32年度というのは後ずさりできないと、それはしっかりやれよということで意思統一などもさせていただいておりますので、今後ともこの圃場整備がスケジュールどおり最終的にはでき得るように鋭意対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 最終的なゴールは32年ということで、よろしいと思えるんですけども、今後進めれば、先ほど町長が言ったように集約されての最終的な耕作となるというんですけども、単純に考えますとことし、26年、27年、28年、順調に行って29年から4年ということで、やっぱり7、8年はこれは休むことになるんでしょうね。そういうわけで、できるだけ着工を早くしてゴールが32年ということで、是非その点はお願いしたいと思えます。

次の質問になりますけれども、これは同じようなことなるかわかりませんが、工事で着工から完成まで4年ということを見ているようですが、ここの受益面積というのは完成で29.4ヘクタールなんですよ。これが4年もかけてやるのかと。それよりも早くやって、できるだけ早く終わっておくれた分を取り戻したらどうかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 工事期間についてのお質しでございますけれども、全体の整備面積、お質しのとおり29.4ヘクタールということでございまして、一般的な圃場整備の整備期間としては4年程度が妥当な期間ではないかと考えております。

なお、県営事業でございまして、町として一概にどうこう言える立場ではございませんけれども、先ほどの町長答弁でもありまして、なるべく早く県のほうにお願いをいたしまして、工期の短縮を図ってまいりたいと考えております。27年、来年度に申請をいたしまして事業実施が決定をされれば、28年に測量やら設計やらの最終的な整備、そして29年から本格的な工事に入ること、一応この事業自体が平成32年度までの事業となっていますから、最後まで工期、スケジュールということで整理をさせていただいておりますが、予算が確保できれば前倒しも可能になるのかなと考えているところでございます。

なお、中には同意の集約、面工事、その他の工事、更に換地計画、処分など、一通りの作業がございまして、この部分につきましては地元、委員会、更には町、県が連絡を密にしながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

あわせて、営農の集積、更にはソフト面につきましても鋭意体制を整理してまいり

たいと考えているところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） この貝田地区の圃場整備というのは、ほかの地区と若干違うところがあつて、たしか短縮できるのではないかと思ひます。というのは、私なりに考えてみますと、普通、小坂地区の圃場整備、森江野地区、大枝地区、あれは一体でやりましたよね。だけれども、貝田の場合には県道、牛沢川、国道で分断されているので面的にすれば多分小さくなるので、4年も要しないのでできるのではないかと思ひます。

次に、スケジュールを聞こうと思つたんですけども、スケジュールは今課長が答えてくれて、29年度から32年度に完成するということによろしいかと思ひます。

最後になりますけれども、圃場整備の圃場について質問したいのですが、この件について、私は通告はしていなかったんですけども、答弁がなくても結構ですから申し上げてみたいと思ひます。

このたび、国見町は歴史の町として先月認定を受けました。認定を受けたのは、町の補助事業は何でも5%アップと聞きました。このような貝田の地区の圃場整備事業の補助などにも影響はあるのかお伺ひしたいと思ひます。答弁いただければ幸ひに思ひます。

議長（八島博正君） 通告外質問ですがいいですか。

建設課長。

建設課長（阿部正一君） ただいまのご質問、歴まち絡みでのというお話でございますけれども、歴史まちづくり計画につきましては、企画情報課から説明があつたと思ひますが、ある程度設定される事業が限られております。農林側でも事業がないわけではございませんけれども、歴史的な水路のようなものについては補助事業があるということでございますけれども、水田の圃場整備については歴史的なものではないので、その辺については補助がないということでご理解をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（八島博正君） 質問者は通告外の質問は避けていただきたいと思ひます。

渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） どうもありがとうございました。

これから一層すばらしい農地を残すように、早急に貝田圃場整備完成をお願いして、私の質問を終わります。

議長（八島博正君） 次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 3月定例会にあたりまして一般質問を行います。

まずはじめに、地域住民生活と緊急支援のための交付金についてであります。

政府は緊急経済対策の具体化として編成した2014年度補正予算に地域住民生活と緊急支援のための交付金4,200億円を盛り込みました。これを活用し、切実な

住民要望に応える必要があるかと考えております。まずはじめに、この交付金の内容とはどのようなものか質問いたします。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

この交付金は大きく2つの目的により交付をされます。1つは、国が進めております経済対策の効果を中央の幹の部分だけではなく、枝葉の部分となる地方まで行き渡らせるための地域消費喚起・生活支援の対策であります。

内容といたしましては、プレミアム付商品券やふるさと名物商品、旅行券などの発行を通じて消費喚起を図るものであります。具体的に国が示しております例は、1万1,000円～1万2,000円の商品券を1万円で販売し、1,000円～2,000円のプレミアを付すことで消費拡大を図るなどの地域内消費の拡大や、ふるさと名物商品をネット販売などで1万円の商品を8,000円に割り引くことで、地域外の消費拡大を図るものであります。

もう一つは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の先行事業として、総合戦略に位置づける事業に充当するものであります。

なお、総合戦略の策定にあたっての調査経費、あるいは有識者会議などの費用も含まれております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） お答えのように、この交付金は地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つがありまして、予算額がそれぞれ2,500億円、そして1,700億円となっております。地域消費喚起・生活支援型では、自治体を実施する地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援に対し国が支援するものであり、地方創生先行型では、自治体による優良施策等の実施に対し国が支援するものであります。

町でもいろいろと計画していると思います。今も答弁がありましたけれども、今後予定している事業、あるいは現在予定している事業、その金額等はどのぐらいになりますでしょうか。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、地域消費喚起・生活支援型につきましては、町内での消費者の購買意欲を高めるためにも、3,000円のプレミアをつけて1万3,000円の商品券を1万円で販売することとして、その場合の手法等具体化に向けて検討を進めているところであります。

更に、商店だけではなく、農産物の売り上げ増や子どもさんの多い多子世帯の生活支援なども盛り込むべく、現在、国と協議中であります。

金額につきましては、町には約2,400万円ほどが交付をされる予定でございまして、商品券の印刷や発行の経費、換金の手数料等の準備費を除いて充当したいと考

えております。

次に、地方創生先行型につきましては、地域経済の循環を起こすための里まち文化ステーション「道の駅」の具体的な資源を作り上げるためのさまざまな経費に充当したいと考えてございます。更に、人の流れを変えるためには、農業を魅力ある産業に育てていかなければなりませんので、6次化やコミュニティービジネスの創出のため活用し、若い世代の結婚、出産、子育ての分野では、少子化対策協議会で出される予定の提言を参考として事業を組み立てたいと考えております。

いずれにいたしましても、有識者会議など、広く町民皆さんの意見を伺いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、金額につきましては、約3,000万円が交付されることとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この交付金の使い方については、ただいま答弁があったとおり、いろいろな説明があつて、それに基づいて企画したものと思っております。このことについて、国会での質疑がありますので紹介したいと思ひます。

これは2月3日、参議院総務委員会で日本共産党の吉良よし子議員が質問したものであります。具体的には介護用品の購入であるとか、介護保険のメニューに入らなかったサービス、例えば入浴を1回分増やす、ホームヘルプの時間を延長する、病院や施設の付き添いまたは送迎などのサービスを購入するための商品券などに使えるようにするなど活用すれば、介護サービスの拡充となるだけでなく、高齢者のご本人の皆さん、また、介護しているご家族の皆さんの消費喚起、そして生活支援になると考えますが、この点はいかがでしょうかということで質問をしております。

答えた方は、多分末宗徹郎さんかと思いますが、政府参考人として答えております。ご指摘の交付金でございますけれども、これは地方公共団体が実施します地域における消費喚起策、あるいはこれに直接つながる生活支援策を対象としているものでございますので、介護の拡充そのものを直接の目的とするものではございませんけれども、消費喚起の視点から、例えば介護用品など介護関連製品をプレミアム付商品券の対象にするということは差し支えないと考えております。また、ご指摘がございました入浴の補助サービス面につきましては、今回の交付金については、消費喚起効果の高いプレミアム商品券等を推奨しているところではございますけれども、一方で低所得者向けの商品サービスの購入券の発行も対象としてございます。このような場合には低所得者に対して介護関連製品、サービスの購入支援に活用することも可能であると考えておりますと答弁がありました。

したがいまして、年度内という制約が多分あると思うんですが、大変かもしれませんが、このような答弁も参考にいたしまして、町民が直接この施策について実感できるような政策についても配慮を願うことを求めまして、この件については終わりといたします。

次に、国民健康保険制度の改正について伺います。

政府の方針によって国保事業は広域化、都道府県単位化とする方向で進められています。本町でもそのための準備が進められていると思います。広域化、都道府県単位化することには何らかの要因があると思います。その要因とはどのようなものでしょうか。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

国民健康保険制度の広域化、都道府県単位化を進めていく改正の要因でございますけれども、国民健康保険制度は、ほかの保険医療に加入していない住民を被保険者とする国民皆保険の基礎となる制度でございます。そのため、ほかの保険医療制度と比較すると、被保険者の年齢構成が高く、医療費の給付水準も高くなっていることや、被保険者の所得水準も低いため、保険税負担も重くなっているという構造的な問題を抱えておるところでございます。

また、一方において、小規模な保険者も多く、財政運営のリスクも高くなり、赤字となる保険者や決算補填の目的による一般会計からの法定外繰り入れなども行わざるを得ない保険者もおりまして、医療費や所得、保険料水準など保険者間での格差が非常に大きくなってきているなどの課題が指摘されております。

こういった状況を踏まえて、国の社会保障審議会での議論のもとに、持続可能な社会保障制度とするために、構造的な問題の解消を図る観点から、国の財政支援の拡充や事業の広域化、財政運営の都道府県化が進められているところでございます。

町といたしましては、こういった状況を踏まえて、保険者の立場になるわけでございますけれども、一連の状況を十分見きわめて、町民がとにかく不利益にならないようにどうするのが非常に私は重要だと考えておりますので、今後、国、県の動きを十分見きわめながら、また、ある部分では連携を図りながら、今後の流れ、動きについて適時、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしても、町民、被保険者の保険料の増とか、あるいはサービスの低下とか、あるいは私ども町の保険料のアップとか、そういったことが懸念されるわけですね、一方で。ですから、そうならないように、これは十分目くばせをしながらこの制度そのものの流れを私は見きわめていく必要があると思っておりますので、そんな観点から県、国等々と十分連携を図り、目くばせをしながら、この問題にしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 答えられればで結構なんですけれども、保健福祉課長に尋ねたいと思います。現在、法定減免の方は、被保険者全体の約何%ぐらいになりますでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

現在、国保の被保険者が3,000名程度と記憶してございますが、そのうちの約25%の方が7割・5割・2割の軽減に該当していると記憶してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 25%、かなり高い数字となるかと思えます。ただいま、答弁にもありましたように、国保事業、被保険者の構成が大きく左右されております。その中で、当初は自営業の方が多く入っていた保険でありますけれども、そうした方が少なくなって、会社を退職せざるを得なくなった無職の方などが多く入っている現状になっているかと思えます。このことと広域化、都道府県単位化することによってどのように変わるのか。そして、この制度は、どのような形のものに変えようとするのか伺います。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

まず、現在行っております広域化の部分でございますが、主といたしまして、高額医療費の共同事業や保険財政共同安定化事業によりまして、突発的な疾病の流行などによります医療給付の増大に対する、保険者の財政リスクの軽減を図り、安定的な国保事業の運営に寄与しているというところでございます。そしてまた、医療費適正化事業などを共同で実施することによりまして、保険者の事務の効率化を図っているという側面もございます。

次に、都道府県単位化の部分でございますが、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、国保制度の構造的な問題、議員ご指摘の年齢の問題、保険料水準の問題、医療費の問題、いろいろとございますが、そういう部分の構造的な問題を解決した上で、保険者の財政運営のリスクの解消と法定外一般会計繰入金金の解消、そして、保険料の平準化、事務の効率化を図ろうということで、現在国で制度改革を進めているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 小規模な保険者が多い、あるいは保険者間の格差が大きい、そして、財政運営のリスク、法定外の一般会計からの繰り入れ、そして、保険料の平準化などが今お答えとしてありました。この保険料の平準化は、これまで保険料の低かった保険者は負担が大きくなるのではないかと考えられます。広域化、都道府県化のうち、今年度はその第1段階として、ただいまお答えにもありましたように、保険財政共同安定化事業がこれまでのレセプト、30万円～80万円だけだったものが1円単位で行われるということにことし移行されると思うんですが、このことで町の負担はどのようになるのでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

保険財政安定化共同事業の関係でございますが、議員がただいまお話しのとおり、

現在レセプト1件あたり30万円以上80万円未満のレセプトがこの事業の対象となつてございますけれども、本年4月から1円以上80万円未満の医療費が対象となります。

それで、この事業の拡大によりまして、平成27年度の国民健康保険特別会計予算にもお願いをしておりますが、歳出で保険財政安定化事業拠出金がございまして、それが前年比で2.6倍の2億9,909万7,000円、そして、歳入の保険財政安定化事業交付金、拠出した分と交付される分とそれぞれ歳入、歳出でございますが、歳入の部分につきましては、前年比約2.8倍の2億8,241万1,000円となっております。収支を差し引きしますと、当初予算ベースでございまして平成26年度は1,230万円の拠出超過になってございましたが、平成27年度につきましては1,668万6,000円で、438万6,000円ほど拠出超過の額が大きくなってございます。ただし、この拠出超過部分につきましては、県の調整交付金の枠内で全額措置されるという予定となっておりますので、町の負担については、現行と変わらない見込みとなっておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） つまり、ことしについては、特に財政負担が大きくなることはないということでしょうか。保険料にはね返るようなことは、起きてこないという認識でよろしいでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

この保険財政安定共同化事業と高額の高額共同事業、それと合わせて拠出超過か、それとも歳入のほうが多いかということで、県の調整交付金の仕組みも変わりますので、現段階では80万円以上の高額の部分が国見町は歳入のほうが多いという現状であり、それで差し引きをしますと、大体今年度と同じような状況で保険料にはね返るような負担増はないものと推計をしております。

ただ、これは震災の関係もございまして、現在、原発関係で避難をされている市町村の医療費が高くなっておりまして、そのほかの市町村が避難市町村の高い部分を支えるという形になっておりますので、今後、その状況がどう変化していくかによっても、その部分については変わってくるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほどから議論はしておりますけれども、今年度からレセプト1件1円から全ての医療費を対象に、国の国保連合会が事業に必要な費用を保険者に割り当てることとなります。市町村では、割り当てに応じた金額を住民に賦課し、徴収することとなります。国保連合会は、医療給付に必要な財源を市町村に交付するという中身で、今、課長が説明したとおりであります。

通告にあります4番については、ただいまお答えがありましたので飛ばします。

第2段階として、平成30年に完全な都道府県化が議論されているということのようでありませけれども、こうした形になりまして、町としての医療サービスは確かなものとして保障されるのでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

現在、議員がお質しのとおり、国で社会保障審議会の意見を取りまとめまして、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに国保の運営を担うべく、今通常国会に関連法案を提出する予定となっております。詳細についてはまだ明確となっていない部分もございますが、国保の財政的な部分を都道府県が担いまして、市町村は被保険者と身近な関係の中で保険料の賦課徴収、資格管理、保険給付、健診等の保健事業を担うという仕組みが構築される予定となっておりますので、被保険者の皆様が直接接する部分につきましては、医療機関の受診という部分を含めまして、現状と大きく変わらないと考えてございます。

なお、保険料の水準につきましては、財政運営を担う県が各市町村に対しまして、市町村間の給付費の水準や所得の水準を考慮して標準保険料を示しながら、分賦金という形で納付する仕組みが創設される予定となっております。現段階では負担が増加するか減少するか、それらについてはわかりませんが、急激に上がったり下がったりというような部分については、起きにくくなると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） いろいろ国保は大変な事業かと思っております。今の国保制度について確かなものとするには、国庫負担をもとに戻すことにあると思っております。

1984年に国保が改正になりましたけれども、それまで医療費の45%を国が負担してございましたけれども、これ以降については給付費の50%となりました。そのために、国負担は医療費の35%と大きく削減されたこととなります。したがって、国に対して求めていくことは非常に大事なことでありますし、また、県の支援も求める必要があると思っております。

いずれにしても、医療にかかるということは町民にとって非常に大事なことでありますので、町民負担が重くならないような制度に私も、そして町としても努力していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（八島博正君） 最後に、2番村上正勝君。

（2番村上正勝君 登壇）

2番（村上正勝君） 3月議会について、通告に従って質問をいたします。

今後、具体的に来年度から道の駅ができるということで、町民の方は特に大きな期待を持っております。正に二十何億円をかける、国見町の活性化には一番必要な事業かなと私は思っているんですが、これもいろいろな補助事業から何から、国の事業に従って道の駅ができてくると、いまだかつてない町を左右するぐらいの事業かと思っております。前にあそこの地域は、ダイユーエイト系のショッピングセンターが来るのを国

見町としては大反対をしたわけですから、今後、道の駅については、町にとっても、生産者にとってもすばらしい事業だと私は思っているんですが、その中で、いろいろ内容についてはこれから考えていくと思うんですが、1点、道の駅の中で宿泊から物販、いろいろやっていく。そういう中で、考えられないくらいのお客さんが常に来ると私は思っているんですが、その観光地のところを見ても、いろいろなところで、今は小動物というか犬を連れてきている人がいると。やはり、そういう人が中に入れない、泊まれないでは困ります。そういう施設も、これから道の駅の中でいろいろな取り入れ方があると思うんですが、そういう多様なお客様が来て、国見町の道の駅に入って、小動物の一時預かり所があれば中を見て歩くことができると思います。町としてはそのような考えを持っているかお聞かせいただきたいと思いません。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 2番村上正勝議員のご質問にお答えいたします。

（仮称）里まち文化ステーションの施設内への小動物等の一時預かりなどの施設の設置をとのお質しでございますけれども、まずは、この里まち文化ステーションの設置に関しては、2つの大きな命題が町には課せられていることを申し上げたいと思います。

まず、1つ目には、この施設の核であり設置目的である交流と発信の拠点づくり、これを実現し、この施設を震災と原発事故からの再生と復興のシンボルとすることにございます。まずはこれを最優先としなければならないということが1点目でございます。

そして、2つ目には、この施設の建設については、国や県の補助事業を最大限に活用し推し進めることにあります。

ペット同伴の利用者が増加しているということは十分に承知しておりますけれども、国、県の補助メニューには、これらの施設を設置するに該当する補助事業がございません。よって、今回の施設整備の過程においては、設置は困難であると判断したところでございます。

なお、まちづくり会社が今後利益を生み、自力でこれらの小動物等の一時預かり等の施設を設置することができるようになった際には、設置区域が農業振興地域でもありますこれから、関係法令との整合性を図りながら、検討すべき課題の1つであると考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） 今、産業振興課長からの話であります、私は動物を飼っているわけではないんですが、私もサービスエリアに出入りしているもので、そういう中で、何でこんなに犬を連れて家族より大切にしているのかという思いが随分ありました。今は国見のサービスエリアでも多く見かけるようになって、方々のサービスエリアや道の駅、ホテルでも取り組んでいると。時代の流れなのかなと私は思っている

のですが、今、課長が答弁されたとおり、今後商売をやっていく上で必ず必要だとなれば、そういう取り組みをされるのか。また、今後も一切取り組まないという方針なのか。これは県の水族館でも置くようだし、今、方々で一時預かりやドッグラン、運動場までやっているところがあるんですが、そこまで行かなくても、お客さんが何万人も入れることを想定すれば、やはり今後検討する時期が来ると思っているんですが、今後の取り組む姿勢としてはどういう考えを持っているか。もう一度お聞かせください。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

先ほどの答弁の後段部分で申し上げたとおり、まちづくり会社がこの施設の運営をいたします。でございますから、まちづくり会社が行く行くは利益を生んで、なおかつ小動物に関する需要が多いと判断した場合には、自力で設置をするということもあり得るのかもしれませんが。ただ、あの地域は、農業振興地域でもございます。農振地域からの除外という手続も必要になってくる場合もございます。ですから、農水省の関係法令とも照らし合わせながら、設置が可能なかどうか、そういったところの検討も必要なのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） 私はこれをどうしてもということではなく、時代の流れの中で必ずそういう対策をやらなければならないと思っているんです。あと、道の駅ができれば、生産者の方が言っているとおり、やはり、周辺に収穫できるような施設が欲しいと。これは恐らくいろいろな会合の中でも話が出ていると思うのですが、今後道の駅をやっていく上では必ず必要になるのかなと思っているんですが。これは質問外になるもので、要望として質問します。

道の駅については、堂々めぐりになるものでこの辺で終わって、町民の体力づくりについてを質問したいと思います。

今、町民の方は、随分散歩や何や個人個人の体力づくりというか、健康に十分気をつけております。その中で国見町でもトレーニングルームというか、作ってもらいたいという声が随分聞こえてきます。私は民間でやっているからどうなのかなと思っているから、健康づくりということで、伊達市が何カ所もやっているんですよね。国見町は特徴があるのはやっぱり幼児の遊び場、あとは介護関係については、正によそにならないようなことをやっているなと思っているんですが、トレーニングルームを道の駅か、今度観月台文化センターがあくようになったらそういうところに設置する考えはあるかないか、それを質問します。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

高齢者の皆様の健康づくり、そして介護予防、認知症予防のためにも、そのようなロコモティブシンドローム予防対策という部分については必要なものと考えてござい

ます。

町におきましては、トレーニングルームのような特別な部屋や何かを利用しなくてもできる、ロコモティブシンドローム予防のために専門の講師の先生をお願いいたしまして、観月台文化センターで年2回程度予防教室を行っているところでございます。

それと、町内23カ所で実施をしてございますいきいきサロンでは、ロコモ予防のための実技を含めた講話なども実施しているところでございます。

ロコモティブシンドローム予防のためには、確かに議員お質しのとおり、トレーニング機器を使用したトレーニングについても有効ではございますが、財源的な問題やスペース的な問題、結局その部屋を占用してしまうという部分もございますので、現段階で道の駅や観月台文化センターに専用のスペースをすぐに設置するということは考えてございません。当面は現在の事業の充実や介護予防事業、既存の事業等有効に組み合わせ、その対策を講じますとともに、高齢者の健康増進に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） 今、確かにトレーニングルーム専門の職員が必要、あとは、いろいろな機材が必要だというのはわかっているんですが、伊達市のを見たら、正にこれはすばらしいなと思って、財政的にはどうなのかなという思いはあったんですが、国の事業を使ってトレーニングセンターをやっているようです。あんなに伊達市で何か所も必要ないと思うんですが、せめてこれから高齢者でなく、やはり中堅層のために、そういう体力をつけたい人が幾らでもいるわけですから、どういうふうに取り組まれるか。そういう検討ですか。ただ、いろいろな設備をすればどれぐらいかかるのだから、私も伊達市のを調べてこないからわかりませんが。ただ民間でやっているのはすばらしいトレーニングセンターだと。これはもちろん高い金を払ってトレーニングに行くわけですが、伊達市では市民の人とほかから来た人と差をつけた、そういうトレーニングセンターをやっているんですね。そういうやり方もこれから検討してほしい。場所はあり過ぎるのではないかと思っているんですが。どういう取り組みをするか、どういう財源でやるか。これから調べるのか全然これからは取り組まないのか質問いたします。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

トレーニング機器の整備についてでございますが、保健福祉課内部で検討したことはございます。それで、いろいろと専門の業者にご相談申し上げまして、どのようなものがあるのか。それと高齢者向けか若者向けか、中間層向けかといいろいろございますが、大体の金額にしまして約700万円、1カ所です、それに今、専任のコーチといえますか、利用する際にそういう方がつかないと効果的な健康づくりのための事業にはならないという部分もございまして、初期投資で700万円、それプラス年間の講師の方をお願いするお金ということになりますと、結構な金額になるということで

ございまして、それで、財政的な面からそれぞれ国、県等の助成制度を探したわけではございますが、現段階ではそれに合うような助成制度がないということで、現段階ではその部分の整備については、すぐにはできないのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） 今の金額、確かに高いわけですが、健康のため、なるべく介護施設に行かないようにということでやっていると思うんですが、あとは子どもの遊び場、これもすばらしい。子どもたちが行って遊んで、全く切れ目なく中で遊んでいるなど思っているんですが、言葉は少し悪いのですが、退職前あたりから体力が落ちた人が、トレーニングするようないところがないから、国見でもやってもらいたいという、そういう声が随分あるんです。ただ、補助メニューだの伊達市では何でやったのか、私もそこまで調べなかったんですが、伊達市は7カ所やっているんですよ。7カ所もやる必要もないけれども1カ所ぐらい、これから検討して、やはり町民の体力づくり、ロコモ対策というかそういう筋肉を鍛える施設が必要なのかなと私は思っているんです。補助メニューになっていけば、国見だって何かあるのではないかと。何かの補助がなければ、あんな設備はできるわけではないと私は思っているんですが。もちろん、さっき言われたとおり、人がそこにつかなければ、体力増強どころかけがなんかされたらとんでもないから、やっぱり専門の職員も必要なんだと思うんですが、そういう点、他市町を少し学んで国見でも何とか検討するようにしてもらえればと思って、もう一度質問します。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

伊達市の件についてお話をいただきましたが、伊達市についても検討する段階で確認をとってございます。設備等に係る費用については単独財源であると。ただ、交付税というんですか、震災特別交付税とかそのような財源についてはわかりませんけれども、補助メニューについてはなかったと確認をしております。

それと、先ほども答弁申し上げましたが、必ずしもトレーニング器具ばかりが有効なのか、有効なことは有効なんですけれども、それだけに頼らなくても簡単なマットレスとか、ゴムボールとか、そういうものを使って健康づくり、介護を予防するという部分もございまして、今現在はそのような事業をメインに町で取り組んでございまして、若干、参加者への周知の方法等も悪い部分があるのかもしれませんが、積極的に参加をしていただいて、今後とも若年層からの健康づくり、介護予防に取り組んでいくような、参加いただけるようなメニューを組んで、健康づくり、介護予防、認知症予防等に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） これは私が質問しただけでなかなか進まないと思うんですが、今後

よそのところを勉強して、国見としても健康宣言のまちづくりとか何らかの助成をとって、そして、子どもから中堅層から老人まで、健康や体力づくりに取り組んでいけるようなまちづくりにしてもらいたいと思います。町民の体力づくりについては、これで質問を終わります。次のふるさと納税なんですが、このままいいですか。

議長（八島博正君）　どうぞ。

2番（村上正勝君）　ふるさと納税についてご質問いたします。

私もふるさと納税についてはあまりよくわからないところがあったんですが、ふるさと納税で国見町を応援してみませんかとかすばらしいパンフレットがあるんだなと思って。そういう中で私は、納税というから税金と思ったら、これは優遇措置が随分あるんですよ。見てみると、税の控除から何から、そしてやはり国見町から出て行って、国見町を応援したいという人は、やはり国見町に納税をしたいと。今、マスコミで言われているけれども、ただ町に納税するのか、そういうことでなく、国見町で、いろいろな特別納税というか、この目的に使ってくださいということが出来るんだか何だか。例えばいろいろな施設に使ってくださいとか、あとは町の道の駅で使ってくださいとか、そういう用途を指定した寄附としてふるさと納税ができるのかどうか。それをまずお尋ねします。

議長（八島博正君）　総務課長。

総務課長（菅野信朗君）　お答えをいたします。

ふるさと納税、いわゆる寄附金になるわけでございますけれども、その目的を決めて納税できるのかという部分につきましては、現在、ふるさと納税、寄附を受ける段階におきまして、申込書の中に使い道についてどうしますかという内容で申込書をいただいております。その中には、その目的を定めて寄附される方もありますし、あるいは目的は定めないから使ってくださいという方もおるわけございまして、そういったことで寄附は受け付けておりまして、受け付けた寄附につきましてはふるさと振興基金のほうに積み立てをしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君）　村上正勝君。

2番（村上正勝君）　もう一度質問します。

これは町の振興にどう使ってもいいですというものと、特別この施設、この目的に使ってくださいというものがどういう割合か。わかれば答弁お願いします。

議長（八島博正君）　総務課長。

総務課長（菅野信朗君）　お答えをいたします。

先ほど申しあげました申込書の寄附の使い道の内容につきましては、安全・安心なまちづくり、あるいは子育て支援、健康増進、元気なまちづくり、あるいは指定なしといった目的のところを定めまして、そこに丸をつけていただいて寄附いただくという内容になってございます。

寄附いただいたものにつきましては、ふるさと振興基金に積んでおりまして、今のところまだ支出はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 質問者は、議長が冒頭に言ったように、質問は簡潔かつ要領よく発言、また、重複質問は省略をお願いします。何回も同じことをやってしまうと、答弁するほうも同じことを答弁するようになります。

村上正勝君。

2番（村上正勝君） 何回もなんて言われるようですが、国見ではすばらしい事業を次々打ち出してやっているわけです。東京くにみ会なんて地元の出身者を初めとしたそういう会合もやっている。そういう中に行けば、来る人は国見のために何か尽くしたいとか何かやりたいと考えて、東京くにみ会あたりでも地元へ寄附をしたいという人があるかないか、その点もお尋ねします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ご質問にお答えをいたします。

昨年、実施しました東京くにみ会によって、ふるさと寄附のほうはどのような状況かというご質問かと思いますが、25年度のふるさと納税につきましては6件ほどでございました。今年度、26年度でございますけれども、特に東京くにみ会をやった後も含めまして、全部で33件のご寄附をいただいているという状況でございます。その事業をやったことによって町のPRをしたことで寄附も増えたというところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） ふるさと納税もこれも、国見にとってはすばらしいことだなと思って。特に東京くにみ会は、国見出身者のそういう会合なんていうのは恐らく今までないのではないかなと私は思っているんですが、これは今後も続けてもらいたいし、これによって国見のいいところを発信できるなと私は思っているんです。ふるさと納税についてはこの辺で質問を終わりたいと思います。

では、次の質問ですが、新しい行政組織ということで、私は質問するわけですが、震災から4年目、役場庁舎がちょうど震災復興のシンボルという形ででき上がると。そして、行政事務が5月より始まると。町民の人も中に入っていった最初戸惑うぐらいの広さとすばらしさだなと私は思っているんですが、今までの庁舎と事務的にはいろいろな仕組みはそうは変わらないと思うんですが、ただ、新しい庁舎になったんだから、町民の人が行って、今、町の中では受付がいますが、行ってみると我々もどこに行ったかわからない、どこに相談したらいいかわからないような、そういうことが多くあるんですね。気を使うというか。前は古い庁舎のうちは副町長、町長室というのは、1階にあったけれども、今度は2階なので、いろいろなことを聞きたいときに、気安く役場庁舎に入って、それに対応してくれる仕組みを作るかどうかお尋ねします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 新しい庁舎に移って、例えば町民の皆さんが来たときに、すぐ、

何課がどこにあるのかと。あるいはその職員がどここの課ですよとすぐ案内できるのかと、引き続きそういった対応ができるのかというお質しかと思っておりますが、ただいまのお質しのおり、庁舎に入ってすぐ、総合窓口、今もございますけれども、それは引き続き設置をして、町民の皆さんをご案内したい。更に、何課がどこにあるという表示、サインですけれども、そういった部分につきましても、町民の皆さんが来てわかるような表示に心がけたいということで、今、検討してございまして、町民の皆さんが不便を来さないような案内ができるように今考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） ただいまの答弁で私は安心しましたが、震災から間もなく4年目ですが、その中で国見町は復興について随分やってきて、国見庁舎、道の駅も間もなくできる。そしてまた、タイミング良くなんていという言葉が悪いんですが、国見町合併60周年という記念すべき年になっていると。60周年の中で目玉にしてやっていくとすればどういうものを発信していくのか質問します。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

国見町合併60周年記念事業についてでございますけれども、この事業は町の単独の事業という形にまざります。それから、東日本大震災の復旧・復興の道半ばであるということで、こういったことを十分勘案して、なるべく経費をかけずに、しかも効果的に盛り上げたいという思いも当然ございますので、そういったことを視点にいろいろやってまいりたいと考えております。

具体的には、議員ご承知かと思っておりますけれども、議員の皆様に入っております60周年の式典を実施します。それから、祝賀会、これも実施します。もう一つが非常に重要なところは広報です。国見町、60周年になりましたということ、これはいろいろ今、チャンネルでも話が来ておりますけれども、60周年の節目になったということ、しっかりと県民にアピールをしていく。当然町民はベースですけれどもね、当然あたり前の話ですけれども、県民にもアピールしていく。そういったことをやらせていただきたいと考えております。

そういった以外のものにつきましては、なるべく、先ほどの議員のご指摘のように事業をやっておりますので、そういった事業に冠をつけて事業を実施したらどうかということで考えております。例えば、義経まつり、ふるさと産業祭、イルミネーション・ビクトリー、フードフェスタです。これは国見の4大イベントと位置づけをして今後継続的に維持・発展させてもらいたいと思っておりますので、この事業をベースにしっかりとお祝いをしてまいりたいと考えております。

この基本的な考え方については、先般、2月16日に開催されました実行委員会、これは議員の皆様に入っております。その中で基本的にご了承されて、それでいまいしょうという話になっておるところでございます。

そういった中で、特に私はやはり義経まつりかなと思います。ちょうど20周年なんですよ。60周年もかけ20周年でもある。そこをやはり町民とともに、これをベースに、あと、先ほど申し上げましたものもベースにして冠をつけて、復興きずな国見60周年記念事業というような形で冠をつけて、そこでしっかりと議員の皆様をはじめ、町民の皆様等々と60周年だということをしっかりとお祝いしながら今後につなげていくということをしっかりと考えていきたいと現在考えておりますので、より具体的にはこれからよく練ってまいりたいと思っておりますけれども、なるべく前段で申し上げました、経費をかけずに効果的に実施をすると、このことを念頭に置いて今後ともやってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 村上正勝君。

2番（村上正勝君） 正に国見にとっては災害から復興した、ちょうど役場庁舎もできる、60周年、あと、来年度は国見町の二十何億円をかける道の駅への期待も大きいし、そのためには成功しなくてはならないと。協働で国見町民の生産者もいい、消費者もいい、みんながよいような事業にして、国見町に活力を与えるような、そして、成功するような、町一体となって取り組んでもらえれば、あらゆるいい方向に行くと思います。そして町民の人にああよかったと、国見町は合併しなくても大したものだと、そういう町にしてもらいたいと思います。

では、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（八島博正君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

#### ◇散会の宣告

議長（八島博正君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。10日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

なお、これから楽屋において正副議長・委員長会議を開催し、その後に議会全員協議会及び産業厚生常任委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

皆様、長時間ご苦労さまでした。

（午後2時51分）

# 第 3 目

平成27年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時開議

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 | 報告第 1号 | 専決処分の報告について  |
| 第 2 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について  |
| 第 3 | 報告第 3号 | その他の債権の放棄について  |
| 第 4 | 報告第 4号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について                                    |
| 第 5 | 議案第 3号 | 国見町小坂くらし館設置条例  |
| 第 6 | 議案第 4号 | 国見町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例  |
| 第 7 | 議案第 5号 | 国見町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例   |
| 第 8 | 議案第 6号 | 国見町公告式条例の一部を改正する条例   |
| 第 9 | 議案第 7号 | 国見町課設置条例の一部を改正する条例   |
| 第10 | 議案第 8号 | 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                          |
| 第11 | 議案第 9号 | 国見町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例                                |
| 第12 | 議案第10号 | 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例                                       |
| 第13 | 議案第11号 | 国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例                                      |
| 第14 | 議案第12号 | 国見町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例                                     |
| 第15 | 議案第13号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第16 | 議案第14号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第17 | 議案第15号 | 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例                             |
| 第18 | 議案第16号 | 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例                                     |
| 第19 | 議案第17号 | 国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例                                  |
| 第20 | 議案第18号 | 国見町保育所条例の一部を改正する条例   |
| 第21 | 議案第19号 | 国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第22 | 議案第20号 | 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 第23 | 議案第21号 | 国見町介護保険条例の一部を改正する条例  |
| 第24 | 議案第22号 | 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に                                       |

- 関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第23号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第24号 工事請負契約の一部変更について
- 第27 議案第25号 町道路線の認定及び廃止について
- 第28 議案第26号 平成26年度国見町一般会計補正予算（第5号）
- 第29 議案第27号 平成26年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第28号 平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第29号 平成26年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第32 議案第30号 平成26年度国見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第33 議案第31号 平成26年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第32号 平成26年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第33号 平成26年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第36 施政方針に対する質問  
(追加日程)
- 第37 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第38 同意第 2号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第39 同意第 3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 佐藤定男君	2番 村上正勝君	3番 渡辺勝弘君
4番（欠番）	5番 松浦常雄君	6番 渋谷福重君
7番 阿部泰藏君	8番 村上晴夫君	9番（欠番）
10番 東海林一樹君	11番 浅野富男君	12番 井砂善榮君
13番 志村良男君	14番 八島博正君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	太田久雄君	副町長	佐藤弘利君
教育長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	佐藤克成君	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	引地真君
建設課長	阿部正一君	上下水道課長	遠藤喜正君
原発災害対策 課長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	羽根田孝司君
幼児教育課長	引地由則君	生涯学習課長	武田正裕君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤政弘君	書記	安藤充輝君
書記	佐藤智昭君		

◇開議の宣告

議長（八島博正君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（八島博正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 専決処分の報告について

◇報告第2号 専決処分の報告について

議長（八島博正君） 日程第1、報告第1号「専決処分の報告について」及び日程第2、報告第2号「専決処分の報告について」の2件を一括議題といたします。

本報告についての説明を求めます。原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

原発災害対策課長（蓬田英右君） 次に、報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） この報告は議会の委任による専決処分につき、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 専決処分の報告について

議長（八島博正君） 日程第3、報告第3号「その他の債権の放棄について」を議題といたします。

本報告についての説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） それでは、私から報告第3号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

以上で報告3件は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（八島博正君） 日程第4、報告第4号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 報告第4号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） この報告は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、報告のみにとどめます。

◇

◇

◇

◇議案第3号 国見町小坂くらし館設置条例

議長（八島博正君） 日程第5、議案第3号「国見町小坂くらし館設置条例」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第3号、国見町小坂くらし館設置条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） この国見町小坂くらし館設置条例について、町の施設でありながらこの施設では、さきの説明では小坂地区の人は使用料を免除する、あるいは、ほかから来て使用した場合は使用料が発生する、この決まりというのは条例にはうたってありません。これは明確にこの条例で定めるべきだと思います。使用料については小坂の人は免除する、ほかの人は使用料が発生する、その根拠となるものを示していただきたいと思います。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 7番阿部泰藏議員のご質問にお答えをいたします。

小坂くらし館の使用料の件でございますが、使用料の規定につきましては、他の集会施設と同様に規定をしているということでご理解をいただきたいと考えてございます。

なお、お話のありました小坂地区の住民の方の利用について減免の規定を適用するという部分でございますが、こちらの施設を小坂地区の憩いの場としての、交流の施設と考えてございますので、規則の中で小坂地区の住民の方については減免規定を適用することをうたいたいと考えてございます。

なお、運用であります。他の集会施設と同様に、町民の方の利用につきましては、運用において減免規定を適用し、無料で考えてございます。町外の方については、占用する場合については条例の規定どおりの使用料をいただくということで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第4号 国見町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

議長(八島博正君) 日程第6、議案第4号「国見町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(菅野信朗君) それでは、議案第4号、国見町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番佐藤定男君。

1番(佐藤定男君) 前に文化センターの新庁舎への移転による整備ということで、その基金5,000万があったと思いますが、今回の公共設備に関する整備、修繕、これで新たに基金を創設すると。そうしますと、以前の基金との関係です。前の文化センターの基金は、移転と、あとは整備で開所するのか、そして、こちらの新しい公共施設の基金に組み入れるのか。それとも、文化センターは大きな施設でもありますし、二本立てでいくのかお聞きしたいと思います。

議長(八島博正君) 総務課長。

総務課長(菅野信朗君) 1番佐藤議員のお質しにお答えを申し上げます。

文教施設整備基金につきましては、文教施設、こういった文化センターですとか学校施設等に支出するために蓄えをする基金としての位置づけでございまして、それ以外の例えば中央集会所ですとか、駅前の保育所施設等につきましては、今回新たに設置します公共施設整備基金での分けをして設置をしたいとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(八島博正君) そのほかございませんか。

7番阿部泰藏君。

7番(阿部泰藏君) この基金は財政調整基金とやや似通ったところがあると思うんですが、額についてはどのくらい年間考えているんでしょうか。基金の額というか、やっぱりプール基金というみたいな感じの。伺います。

議長(八島博正君) 総務課長。

総務課長(菅野信朗君) 阿部議員のお質しにお答えを申し上げます。

財政調整基金につきましては、町の財政全般にわたりましてその調整を行う基金という位置づけでございまして、この公共施設整備基金につきましては、公共施設に特化した基金という位置づけでございます。

なお、どれぐらい積み立てるのかという内容でございますけれども、今回設置させていただく基金につきましては、3月の補正予算の中で2,000万円ほど計上させていただいているところでございます。なお、次年度以降、その予算の都合のつく範囲内で積み立てを行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第5号 国見町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

◇議案第6号 国見町公告式条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第7、議案第5号「国見町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例」及び日程第8、議案第6号「国見町公告式条例の一部を改正する条例」の2件を一括議題といたします。

本議案についての説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、まず議案第5号、国見町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

総務課長（菅野信朗君） それから、議案第6号、国見町公告式条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから一括して質疑を行います。質問ある場合は、議案第何号と指名の上、質問願います。質疑ございませんか。

3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 総務課長に今ご説明をいただきました。5号も6号も同じなんですけれども、これ、敷地内の2番の1というのを1番7に改めるということなんですけれども、敷地内で置ければ、今の住所から考えれば、2番の1であれば、1番の7と

なるべきではないのかと。そうした場合、たかが「の」なんですけれども、登記上にはもう「の」は必要ないという感覚なのか、今はもう1番「の」というものは必要ないということで、1番7になったのか、その点についてお尋ねします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のお質しにお答えを申し上げます。

登記簿上につきましては、1番7という表記になっております。その登記簿に合わせて位置を変更したいということで、1番7としたいとしますのでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（八島博正君） これから議案第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町課設置条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第9、議案第7号「国見町課設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第7号、国見町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） まちづくり交流課を設置することなんですけれども、まず、

まちづくり交流課は何をやる場所なのか。実際中身が提示されておられません。実際の仕事の中身について説明をお願いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のお質しにお答えを申し上げます。

提案理由の中でも申し上げたところですが、道の駅の運営体制の強化を図るためにその課を設置するということでございまして、その推進の部分に加え、あとは商工観光の部分につきまして、このまちづくり交流課に業務を移転をいたしまして、相乗して道の駅の運営体制の強化と商工観光の推進を図っていくということで、その業務を担っていただくということで設置をしたいとしますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか。渡辺君。

3番（渡辺勝弘君） そうしますと、私の記憶であれば、産業振興課の人数を割って、まちづくり交流課にするということは、人数的に産業振興課の人数が減るという単純な人事異動だと思うんですけども、そうしますと、産業振興課のみじゃないですけども、今言ったように産業振興課の仕事を半分の人数でやりなさいという感覚に感じる。つまり、今までの6人でやっていた仕事を3人でやりなさいとなれば、必然的に残業とかにはね返ってくるのではないかと。そうした場合に、人員の、つまり配置的部分に限っては、大々的な人数は新たに変わるのかなと、その辺について課長にお尋ねします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

今回、組織の見直しについて行ってございます。ただいま申し上げました道の駅を核としました交流の場の整備並びにその運営体制の強化、構築ということ。それから、地方創生総合戦略の策定並びに町の振興計画の後期計画の見直し、さらには産業振興課で今まで所管しておりました圃場整備の部分あるいは農村振興、農林業振興の強化というところから見直しを図ってきたところでございまして、その一環としまして、ただいま申し上げました道の駅の推進部分で強化をしたいということから、新たに課を設置して進めたいというところでございます。

その組織の見直しの中で、全体の人員の配置の見直しも行ってございまして、新しいまちづくり交流課につきましては、それなりの人数を配置したと。さらに、ただいまお質しの中にありました産業振興課の人数が減るのではないかというお質しでございまして、ここのところもほかの課との調整の中で農林振興あるいは農地のほうの係の部分について、人員の体制の強化を図っているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 続きまして、8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 渡辺議員と大体似たことではありますけれども、国見町の今後のまちづくり、あるいは産業振興等々考えますと、非常に今重要な時期でないかと思いま

す。まちづくり交流課を新設して、より積極的にまちづくりを進めたいという考え方のもとに新しい課を設置することについては、私も反対するものではありません。全くそのとおりだと思ひまして、これは賛成いたしますが、今、話あったように、内容がもう一つだったんです。今の説明で大体は理解したんですが、今まで産業振興課にありましたまちづくり交流推進室でしたか、その部分がまちづくり交流課のほうに移転すると理解したんですが、ということになりますと、道の駅が独立会社組織になって発足すれば、そちらのほうでやるということですので、暫定的なここ二、三年の考え方でまちづくり交流課の設置ということなのか。あるいはまた、その他の、今のありましたけれども、地方創生。あるいはまた、いろいろ出ているわけではありますが、歴まち、今後どこで担当するのか。従来、企画情報課あるいは産業振興課あるいは道の駅関連の建物は建設課が担当しているということですが、その辺の仕分けはどうなっているのか。この2点についてお伺いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 村上晴夫議員のお質しにお答えを申し上げます。

産業振興課内のまちづくり交流推進室を発展させてまちづくり交流課なのかというところでございますが、これはそのとおりでございます。運営体制の強化、さらには商工観光の部分を強化していきたいということから、独立した課に昇格させるということでのお話でございます。特に道の駅の運営が、経営を軌道に乗せたいというところでの考えとご理解をいただければと思っております。

さらに、農林業振興の部分でございますが、先ほども貝田の圃場整備等の事業も今後入ってまいります。そういった部分では、農業、林業、それから農地でございますけれども、そういったところの事業も大変大切でございます。そういった部分では、産業振興課のところにつきましては、農林業振興と農地整備ということで係を設けて、その対応をしてみたいということでございます。

さらに、地方創生の取り組みの部分でございますけれども、これらは企画情報課のほうに総合政策室というのを設けまして、その部分で地方創生に係る総合戦略の策定並びに町の振興計画の後期計画の策定に取り組んでみたいということでの組織の見直しでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） わかりました。歴まちの担当は、これはどこになるのか。そうすると、あと、ただいまの答弁ですと、まちづくり交流課は暫定的なものだという理解でいいのか確認します。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 歴史まちづくり計画の推進はどこでやるのかということですが、引き続き企画情報課で担当してまいるという内容でございます。

また、まちづくり交流課がいつまでという話でございますが、これは会社が軌道に乗るまでということでございますので、それでお酌み取りをいただきたいと思っております。

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

2 番村上正勝君。

2 番（村上正勝君） 今回の関連の質問になるんですが、一番はまちづくり交流課というのは道の駅を一番主力にした課をつくると、そういう形で作ったのかと思っているんですが、今まで農業関係、商工関係、道の駅を一体に産業振興課でやってきたと。そうすると、今までの経過からすれば、産業振興課のそういうノウハウというか、そういうのを専門にやってきたのが、今度、まちづくり交流課では、産業振興課から分離して、全然そういうのをなくして入っていくのか。あとは、今、イベントは何をやっているのか。一番は道の駅ができれば、そこが主体になっていろいろなイベントをやるのかなと私思っているんですが、これからのまちづくりの中ではどういう趣向で、分離したものでなお効果的にやっていく考えあるのか、ないのか、その点お尋ねします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 村上正勝議員のお質しにお答えを申し上げます。

組織が新しくなって、その体制が弱体化するようでは、それはちょっとまずいという事は当然おっしゃるとおりでございます、そのようなことにならないような人員配置ということで推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第 8 号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第 9 号 国見町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

◇議案第 10 号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第 11 号 国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する

## 条例

### ◇議案第12号 国見町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

議長（八島博正君） 日程第10、議案第8号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から日程第14、議案第12号「国見町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」までの5件を一括議題といたします。

本議案については、一括説明、一括して質疑を行います。その後、議案1件ずつ討論・採決を行いますので、よろしくお願ひします。

本議案についての一括説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第8号から第12号まで、まず説明をさせていただきますと思います。

議案第8号、国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

総務課長（菅野信朗君） それから、議案第9号でございます。国見町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

総務課長（菅野信朗君） 続きまして、議案第10号でございます。国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

（以下議案書により説明）

総務課長（菅野信朗君） 続きまして、議案第11号をごらんいただきたいと思ひます。

国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

総務課長（菅野信朗君） それから、議案第12号でございます。国見町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから一括して質疑を行います。なお、質問の場合は、議案第何号について質問しますという形で質問をお願いいたします。

それでは、質疑これから始めますので、よろしくお願ひします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号についての討論を行います。なお、討論・採決は1件ずつ行いますので、よろしくお願ひします。第8号についての討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(八島博正君) これから議案第9号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第10号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第11号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第12号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第15、議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第16、議案第14号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第14号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） ただいまの説明で理解できたんですが、具体的なものは規則に定まっている、まさにそのとおりでございまして、6点をカットすると。あとは統合云々と。規則の改正は議会に諮る必要はないんだろうと思うのですが、どれとどれを削除するのか我々には明示できないんですか。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 規則の中の項目でございまして、山林現場手当、それから土木現場手当、そして災害現場の著しく危険な部分、さらには国土調査現場手当です。それから、衛生業務従事者の部分でのカモシカ処理の部分、そして水道企業職員の手当の部分、ここのところも廃止をしたいということでございます。

さらに用地交渉の部分で日額450円としていたものを日額300円に改正をするということでございまして、あと、それぞれ著しく危険な業務については一本にまと

めまして、新たに危険現場手当のようなものを設けるということでの全体の改正の内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 大体わかりました。一般質問でも申し上げましたけれども、平成18年の4月に特殊勤務手当を見直すということで、9年かかってここまで来たという感じになるわけですが、皆さんの努力には敬意を表したいと申し上げまして、以上であります。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） 現在の時刻は10時58分です。11時10分まで休憩します。

（午前10時58分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第15号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議長（八島博正君） 日程第17、議案第15号「国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 議案第15号、国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） 子ども子育て支援法の制定に伴って、町が運営基準を定める必要があるため条例の制定ということでございますが、これに関連して、以下、保育事業に関しての条例の改正があるわけですが、町民にとりましては、ボリュームあるこの条例の中身があるわけですが、要するに町民にとって実際に施設の利用制限とか、料金が上がるとか、町民にとって何か不利益になるようなことはございますか。

議長（八島博正君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 1 番佐藤定男議員のお質しにお答えいたします。

これまでと変わることはございません。保育料につきましても現状維持と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第 16 号 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議長（八島博正君） 日程第 18、議案第 16 号「国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 議案第 16 号、国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 1 番浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） この条例、保育所が少ない中で、保育をきちんと保育所に入所させて行うということが目的でできたものと考えておりますけれども、ただいまの説明の中でいろいろな保育の事業がありますけれども、本町で適用される部分はないものと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 浅野議員のお質しにお答えいたします。

浅野議員お質しのとおり、当町内においては事業所はないと考えております。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議長（八島博正君） 日程第19、議案第17号「国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 議案第17号、国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第18号 国見町保育所条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第20、議案第18号「国見町保育所条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 議案第18号、国見町保育所条例の一部を改正する条例に

ついて説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第19号 国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

議長(八島博正君) 日程第21、議案第19号「国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長(引地由則君) 議案第19号、国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第20号 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議長(八島博正君) 日程第22、議案第20号「国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第20号、国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第21号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第23、議案第21号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第21号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今いろいろ説明があったんですけども、保健福祉課長、実際、利用者が介護保険を受けたいとなりました場合は、こういった形でこの給付を受けられることになるのでしょうか。これ、今までと違うところはどんなところなのでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 浅野議員の質問にお答えをいたします。

介護保険のサービスの利用ということでございますが、まず、介護保険のサービスを利用するためには、要介護・要支援認定を受けていただくこととなりますので、医療機関等の先生にまず診察をしていただいて、その主治医の意見書を町で取り寄せまして、その方の認定調査を行って、それで認定審査会、桑折町と共同で実施をしてございますけれども、その審査会によって、要支援・要介護認定区分が出ますので、そ

の区分に応じまして介護サービスの利用の1カ月の限度額が決まってくるわけでございます。それが決まった段階で、ケアマネージャー、居宅介護支援事業所と契約をいただいで、介護保険のサービスを利用していただくというような手続になってございます。

それで、今回、条例の部分に関してこの手続などの部分に変更になっていることはございませんので、ただ、先ほど申し上げました日常生活支援総合事業の関係でございますけれども、平成27年4月1日から、原則、介護予防の訪問介護と通所介護が廃止をされるというような部分でございますけれども、それらについては既存の介護予防、訪問介護、通所介護も利用できるわけでございますけれども、町が実施します、それぞれ地域の資源を生かした介護予防教室とか、地域とともに町が実施をしていきます介護予防サービスに準じる事業を利用していただくような形に転換になっていくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、介護予防に準じる事業という説明をされたんですけども、そうしますと、その方々は介護保険のサービスの外にいくというか、いわゆる介護保険を利用していない形でのサービスということになるんですか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

介護保険の現行の介護サービス、十数事業ございますけれども、そのこの制度の中からは外れますが、同様の制度の中に地域支援事業という制度がございまして、そちらのサービスを利用いただくということになってございまして、財源構成については普通の介護サービスと同様、国・県それぞれ、町、支払基金等も負担があるということでございますので、利用される方にとっての負担については町が独自にその利用料等を設定することになりますので、介護報酬より若干低目の利用ができるのかなと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、町が行う事業と、そうではない事業と2つに分かれると思うんですけども、そうした場合の判定といいますか、その辺の期間といいますか、その辺はどんな形になっているんでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

現行介護予防のサービスを利用する際には、地域包括支援センターの職員が介護予防ケアプランを作っておりますが、その制度がそのまま引き継がれて、その要支援認定を受けなくても、地域包括支援センターにご相談をいただいで、地域包括支援センターの職員が、それでは総合事業のこういうものを使いましょうとか、そういうような形でケアマネジメントをしていくというような制度になるということでござ

います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第22号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第24、議案第22号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第22号、国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） ただいまの時間は12時1分でございます。以上で午前中の審議を

終わり、午後は午後 1 時から再開いたします。

(午後 0 時 0 1 分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 会議を再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ ◇ ◇

◇議案第 2 3 号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（八島博正君） 日程第 2 5、議案第 2 3 号「国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第 2 3 号、国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 3 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 3 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第 2 4 号 工事請負契約の一部変更について

議長（八島博正君） 日程第 2 6、議案第 2 4 号「工事請負契約の一部変更について」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第 2 4 号、工事請負契約の一部変更についてご説明を申し

上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番東海林一樹君。

10番(東海林一樹君) 参考までに伺うんですけども、この増額となった要因、ここにスライドとして長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動と書いてあるんですけども、増加になった主な要因は、人件費なんですか。あるいは、材料費なんですか。どういうものがふえたか教えていただきたいんですが。

議長(八島博正君) 総務課長。

総務課長(菅野信朗君) 東海林議員のご質問にお答えを申し上げます。

増加要因でございますが、12カ月を超える長期の契約につきまして、12カ月を超える部分で、その段階で変化したときということございまして、要因につきましては、物価並びに人件費での増加要因によって変更をしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長(八島博正君) 10番東海林一樹君。

10番(東海林一樹君) つまり人件費も上がった部分があるし、材料費も上がった部分があるということですね。わかりました。

議長(八島博正君) 答弁はいいですか。

10番(東海林一樹君) はい、いいです。

議長(八島博正君) そのほかございませんか。そのほか質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第25号 町道路線の認定及び廃止について

議長(八島博正君) 日程第27、議案第25号「町道路線の認定及び廃止について」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。建設課長。

建設課長(阿部正一君) それでは、議案第25号、町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第26号 平成26年度国見町一般会計補正予算（第5号）

議長（八島博正君） 日程第28、議案第26号「平成26年度国見町一般会計補正予算（第5号）」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第26号、平成26年度国見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。なお、質問者はページ数を指定の上、質問していただきたいと思います。

それでは質疑に入ります。質問ありませんか。

10番東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） 26ページ、13目の地方創生推進費の中に11節委託料5,395万2,000円、説明の欄を見ますと地方創生事業2,985万2,000円、消費喚起・生活支援事業2,410万、この内容について説明をいただきたいのですが。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 東海林議員のご質問にお答えをいたします。

委託料の5,395万2,000円、その内訳ということで、地方創生事業に2,985万2,000円、消費喚起・生活支援事業に2,410万円ということで計上させていただいております。

内容はというお話であります。まず下段の消費喚起・生活支援事業につきましては、国で進めております経済対策の部分について、幹の部分から枝葉の部分まで行き渡らせたいということで、地方の消費を喚起するための事業ということで、主にプレミアムつき商品券等の発行分で、2,410万円であります。

上段の地方創生事業の金額につきましては、まず地方創生の総合戦略、地方版の総合戦略の策定事業について上限1,000万円の範囲内で使用する部分、さらに残り

の部分につきましては、町として今考えてございますのは、道の駅の運営に資する事業について計上したいということで考えてございます。具体的には、道の駅の経営の部分についてしっかりと運営をしていくということで、デザインの部分であったり、あるいは6次化の部分であったりを主に事業として考えているところでございます。なお、創生事業の内容につきましては、現在、国と協議中ということもございまして、今、話をした中で事業を組み立てていくということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 10番東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） この消費喚起を促すためのプレミアムつき商品券については、販売方法だとか内容についてはもうちゃんと決めてあるのでしょうか。これから決める部分も出てくるのでしょうか。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 東海林議員のご質問にお答えをいたします。

消費喚起で行います事業の中身として、プレミアムつき商品券のご質問であります。現在考えてございますのは、発行者は国見町ということで、商工会に加盟している店舗で使える商品券を考えてございます。中身であります。1万3,000円の商品券を1万円で販売をして、3,000円分のプレミアムをつけるということで考えてございます。なお、詳細につきましては、換金の部分等がございまして、それぞれ町商工会あるいは金融機関等とも協議をしながら、具体的な実施の方法については協議をさせていただくということで、これからになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。

8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 12ページの歳入関係ですが、12款の土木使用料、マイナス556万6,000円、1目の住宅使用料463万ということですが、これは専決処分の3号で債権放棄111万9,000円ほどあったわけですが、これは過年度分の町営住宅の使用料を回収するというので当初予算に計上したが、見込みが立たないということから今回マイナスの補正と理解したんですが、そうしますと、この463万から債権放棄分の111万9,000円、これを差し引いた残りが翌年度の過年度分として、いわゆる未収料と理解してよろしいかどうか。

さらに、いわゆる未収料が今後も、ここまでたまっているとなかなか払うのは容易でないと思うし、回収も容易でないと思うんですけども、毎年のように債権放棄をせざるを得ない状況にあるかどうか、その辺伺います。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

463万円の減額ということでございます。これにつきましては、当初予算で過年度分、現年以外に24年以前のものでしょうか、を繰り越した部分についての収入見込み

を約600万から700万の間で設定をしておいたわけですが、実質として、現時点で歳入となっている金額につきましては、200万ちょっとでございます。ということで、現時点で歳入の見込みのないものについては、調定の安全を図るために463万円については減額をさせていただくということでございます。

ただ、まだ3月中でございますので、残りの期間についても、この収入に係る督促は進めてまいりたいと考えておるところでございます。

よって、先ほど申し上げましたとおり、463万円を引いた額と、先ほどの債権を放棄をした額、百十何万、それを引いた額が27年度に単に加算をされて、あとは今年度で新たに発生する分も加えて、次年度に過年度分として調定に係る金額になるというふうに議員お見込みのとおりということになるかと思えます。

あと、今後、債権放棄がどんどん出てくるのかということでございますが、先ほどの報告の議案でやったものにつきましては、亡くなった方で、放棄になれば当然収入ができないということもありますから、それは当然しなければならないし、あとは住宅を出て行って5年過ぎないと消滅時効を迎えられないということになりますから、入っている方についてはすぐに放棄をするという話にはならないということになります。それで、それにつきましては、債権管理条例に基づくいろいろな手続を含めまして、調停なり、督促なり、あとは悪質なものについては昨年度も行っておりますが、明け渡しをまず求めて、債権の拡大を防ぐといった3段階のやり方で進めるしかないのかなと。

あと、金額による裁判にかかる費用との比較も当然B/Cの検討も必要ですから、その辺を包括的に判断しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。

そのほか質疑ありませんか。

3番 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 3ページです。3ページの町税についてお尋ねしたいと思えます。

本年度の町税は3,390万ということで、補正に対して多くなっているということなんですけれども、町民というか、全体的に人口が減っている状態の中で、このぐらい税金が上がったということは、税率の部分で上がったのかという点と、あとは、もう1点は町のたばこ税が400万ほど補正として上がっていると。これの上昇した要因は何でしたか。お尋ねしたいと思えます。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 3番 渡辺議員のご質問にお答えします。

町税の中の個人町民税の増額分についてでございますが、これにつきましては、税率については変更ございません。今回、個人町民税の部分で2,100万の増額となった部分につきましては、震災復興に関連し、復旧工事ですとか、除染業務が本格してきた中で個人所得がふえたことによる要因と考えております。

あと、もう一点の町たばこ税の増額部分でございますが、たばこ税につきましては、

平成25年の4月にたばこ税の税率改正がございました。これに伴いまして、平成25年度分のたばこ税の増収部分については、前年比10%増加の決算となっております。26年度におきましても、たばこの本数、売り渡し本数につきましても、微減というような状況ではありますけれども、その増税の部分が26年度においても若干影響していることで、この増額になったと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありませんか。

8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 25ページの交通安全対策費15万5,000円補正増しで1,066万9,000円と出ておりますけれども、国見町死者4,000日ゼロを今目指して、一生懸命皆さん方頑張っているんですが、1,066万9,000円を交通安全対策費のために支出をし、一方、特別交付金ということで95万2,000円、差し引きしますと約970万何がしを町が負担して交通安全対策費を進めなくてはならないということなんでしょうか。もっと国なり県なりから来たような気もするんですが、今まで私の勘違い方かどうか、その辺お願いします。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 村上晴夫議員のご質問にお答えいたします。

交通安全対策費は、補正後ですと1,066万9,000円になります。それに対して、国からの交付金が95万2,000円でございます。交付金の部分については、国の全国の中の交付金としてありますので、町といたしましては、これに対する内容については十分わかりかねるところです。ただ、2款総務費、1項総務管理費の中の6目交通安全対策費の中については、交通安全だけではなくて、いわゆる防犯関係、例えば防犯灯とか、そちらの部分も入っております。交通安全そのものについては幾らかということになりますと、ちょっと今はっきりとは言えませんが、半分程度はあるのかなと思っています。少なくとも我々としては、この限られた予算の中で十分交通安全の啓蒙も含めて、町内から1件でも交通事故がなくなるように、先ほどもお話ありましたけれども、交通死亡事故、継続してございます。ことし6月上旬には死亡事故ゼロ4,000日達成するというところでございます。我々といたしましては、限られた予算でありますけれども、町民とともに、関係機関とともに、この交通安全に努めてまいりたいと、その気持ちで我々事務局としては事業を推進し、執行してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 補足で説明をさせていただきます。

その財源についてのお話しでございますが、交付税の算定の中にも交通安全の部分がございまして、その分も入っているとご理解をいただきたいと思っております。ただ、手許にちょっと数字持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 建設課長でよろしいでしょうか。41ページになります。

説明の欄では、国見町木造住宅耐震改修支援事業で840万ほど減額の処理をされているんですけども、これは、この事業の申し込みが少なかったと、そういうことの理解でよろしいでしょうか。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 浅野議員のお質しにお答えをいたします。

当初予定をしていた方々、トータルの金額で押さえておったわけですが、今年度中に係る分の事業として、840万ほどは今年度必要とならなくなったということがございますので、この分については減額をさせていただいたと。また、次年度におきましては、改めて耐震診断支援、さらには木造改修支援についての予算を措置しまして、あと、アンケート等を参考にしながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。

質疑ありませんか。

7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 42ページ、3目15節の工事請負費、その中で災害復旧工事解体275万4,000円。これは、小坂地区の旧屯所解体と、あとは火の見やぐらの移設となっておりますが、この火の見やぐらというのは江戸時代あたりからもうずっと続いているわけなんですけど、実際これは今の時代必要なのかどうかはどのように考えているのでしょうか。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 7番阿部泰藏議員のご質問にお答えいたします。

補正予算の中の災害復旧費でありますけれども、その中でも火の見やぐらということなんです。この火の見やぐらについては、従来であれば火事の部分を確認し、あるいは半鐘を鳴らして皆さんにお知らせするということがあると思ひます。現在は、火の見やぐらについては自分の管轄している消防団のそれぞれの活動区域でありますけれども、区域内であった場合について、出動の際にこの半鐘を鳴らしてお知らせする、あるいは訓練の際に出動する際、皆様にお知らせするという役割を担っております。

今回の移設でありますけれども、小坂の屯所になるんですけども、そちらの屯所が災害によって損壊した、それを新たにつくるために、新たに屯所ができた際には、旧屯所については解体し、火の見やぐらについても移設ということで今回要求したわけでございます。実はあそこの部分については民間の方からお借りしている土地でございますので、そこについては速やかにお返しするべきということもありますけれども、火の見やぐらそのものについては、解体して新たに設置するということではあります。現在も予算として計上はしておりますけれども、実際の執行の際には十分必要性を認

識し、消防団とも協議を現在進めております。ですから、同じものを同じような形で作るかということについては、今はまだ何とも言えません。実際それぞれの消防団の中での消防活動での火の見やぐらの役割ですとか、それについては十分検討した中で進めてまいりたいというのが我々事務方の考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 現在は無線機とか、あるいは携帯電話によって集合したり、そういうものがもう発達しておりますので、今は半鐘をたたいて集合したり、あるいは合図をしたりというのは、もう住宅事情も昔とは違って、音にも家庭ではシャットアウトしているような状態で、本当に必要なのか疑問視されます。これから検討が必要でないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

今、本当に阿部議員のお話されたとおりでございますので、それについても消防団とも十分話をし、こういう形でご意見もいただいたことを十分参考にしながら、今後、我々としても検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 43ページの災害原発対策費ですが、補正減で18億6,600万円、差し引きしまして61億8,600万円と今回提示されたわけでありましたが、このマイナスになった18億6,600万の要因、私の推測では工事遅れ等々ではなくて、当初の見込んだ線量の低下等々によって、作業量がこういう原因に影響していると私は思っているんですが、それで正しいのかどうか。

さらに、61億8,600万の中には、先ほどもあった33億5,700万、繰越明許61億8,600万の中に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

議長（八島博正君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

2目原発災害対策費の減額の部分であります。主なものにつきましてご説明したいと思います。大きな減額となりました項目につきましては、2つございまして、まず委託料の中で施設管理費としまして5億989万円の減額、これにつきましては、仮置き場の管理業務でありまして、住宅除染等で発生しました除去土壌等のフレコンバッグの仮置き場内での積み込みと遮蔽業務に係る部分となりますが、各方部の仮置き場の整備状況や搬入開始時期、あとは住宅除染の進捗状況や道路除染の進捗状況に左右されるものでありますことから不用減となったものでございます。今回の補正予算で減額する分も含めまして、引き続き必要となる費用につきましては、改めて新年度予算をお願いしているところでございます。

次に、同じ委託料の中で、除染作業委託といたしまして9億3,936万5,000円の減額でございますが、今年度住宅除染1,500戸を目標といたしまし

て、平成25年度の1戸当たりの宅地面積、これを積算の根拠としまして計上してございましたが、今年度の1戸当たりの面積につきましては、その半分でありましたことから、当初43億9,380万8,000円計上してございましたが、今年度の契約につきましては、住宅除染の追加部分も含めまして1,920戸でございますので、金額としましては37億798万1,000円でありまして、6億8,582万7,000円の減、そのほか道路除染、当初45キロメートル、金額にして11億808万円の計画に対しまして、契約は42.5キロメートル、金額にして9億9,846万円でありましたので、1億962万円の減、公共施設の除染としまして、藤田病院等を面積で当初予算計上してございましたが、病院につきましては、モニタリングの結果低線量のためスポット除染で大丈夫だということになりましたので、約6,700万円の減、そのほか果樹の改植事業に合わせて農地除染を計画してございましたが、これにつきましても希望者が少なく、約7,000万円の減など、トータルいたしまして9億3,936万5,000円の減となったものでございます。15節工事請負費におきましては、現在確保しております10カ所の仮置き場のほか、新たな仮置き場2カ所分の予算を計上しており、うち1カ所については、現在地元と調整中ではありますが、今年度の工事発注には至らないという状況となっておりますので、減額するものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、補正後の予算の範囲内の金額で繰り越すものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） そうしますと、27年度の業務というのもかなりボリュームが多いんでないのかなと今のお話聞いたんですけれども、予算もかなりボリュームがあるわけで、繰越明許等々で27年度の業務執行はかなり厳しいということになりますか。

議長（八島博正君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

除染業務の内容でございますが、町長提案理由説明で申し上げましたとおり、約50億の予算をお願いしているところでございます。その中身につきましては、やはり委託料としまして住宅の除染、あとは新年度から改めて事業所、店舗、空き地等の除染を進めていきたい。そのほか継続して道路の除染、生活圏の森林除染を進めたいとして予算についてはお願いしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。

7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 47ページ、10款教育費、その中で中学校の工事請負費237万6,000円、この防砂ネット改修工事費、これについて237万6,000円はネットの改修なんでございますが、ネットというのは耐用年数はどのくらいなんでしょうか。1月の風によって破損したとなっているんですが、風が吹くたびに壊れるくらい

のネットなんですか。伺います。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

中学校の工事請負費で、校庭の防球ネットと防砂ネット、2つダブルになっておる部分がありまして、今回は1月8日の強風で、この2つがもうだめになったということで、新たに今回工事をお願いするものでございます。

ネットの寿命についてはちょっと把握しておりませんが、今回の部分については、校庭の南側の部分でございまして、その部分からは防砂ネットについては近隣の畑で、中学校の校庭の砂で被害を受ける部分もあるということなので、これは全面の改修をお願いしたいということで、今回計上しております。

耐用年数については、今、把握しておりませんので、後ほどお答えしたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） そうすると、この部分というのは生涯学習課もこの防砂ネットに対して補正出ているんですが、学校の部分というよりも、隣接する畑を砂から守るためにこの補正予算を今組んだとおっしゃられましたが、そのとおりの理解でよろしいんでしょうか。伺います。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

防砂ネットにつきましては、近隣の方に迷惑をかけないことが第一でございます。同時に、防球ネットということで、野球のボールとか飛ばないようにの部分もありますので、防砂ネットについては今お答えしたとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（武田正裕君） 生涯学習課ですが、体育施設費の中で上野台運動公園、グラウンドの防砂ネットの改修工事の経費を200万ということでお願いしたところでございます。同じく1月の強風により破損をしたという部分でございまして、この部分につきましては、上野台運動公園グラウンド、平成7年の建設です。それ以来、防砂ネットは近隣へ砂が飛ばないようにということで設置しておりましたが、やはり経年劣化の部分もあろうかと思われまして、強風の被害ということで、この機会に交換をいたしたいとお願いしたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） そのほかございませんか。

そのほか質疑ありませんか。なければ進みます。いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 平成26年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(八島博正君) 日程第29、議案第27号「平成26年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第27号、平成26年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(八島博正君) 現在の時刻、2時1分です。2時10分まで休憩します。

(午後2時01分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(八島博正君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

◇ ◇ ◇

議長(八島博正君) 議案第26号の審査中、質疑がございまして、積み残し分返答したい旨、学校教育長からの話がありましたので、それを許します。学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 学校教育課長です。

先ほどの7番阿部議員からのご質問で、防砂ネット関係のネットの耐用年数ということでご質問がありました。耐用年数につきましては、15年でございます。

以上、お答えいたします。

◇

◇

◇

◇議案第28号 平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（八島博正君） 日程第30、議案第28号「平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第28号、平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第29号 平成26年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（八島博正君） 日程第31、議案第29号「平成26年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 議案第29号、平成26年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第30号 平成26年度国見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（八島博正君） 日程第32、議案第30号「平成26年度国見町介護保険特別会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 議案第30号、平成26年度国見町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 地域包括支援センターを社協に委託するという事になったと思うんですけども、その後、動きが一向に見えていないと思います。その後どういう動きをしているかお尋ねします。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 3番渡辺議員の質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターの委託に関しましては、12月の補正でご議決をいただいた後に、その当該委託の候補者となる事業所のほうに打診をしまして、12月中に受け入れ可能というような返答をいただいたところでございます。それで、正式な手続きを踏むために、1月22日に町で地域包括支援センター運営協議会という協議会を開いてございます。こちらは有識者の方とか、一般の方々に入っていて、その包括支援センターの運営を協議いただく場でございますが、そちらに介護保険の事業所としての今までの実績や、地域包括支援センター委託する場合、3名の職員の体制を確保する必要がございますので、職員の確保の可能性等も含めまして選定をした結果、社会福祉法人の国見町社会福祉協議会が適任であるということで、その運営協議会にお諮りをしまして、それでよろしいでしょうというような決定をいただいたところでございます。それらに基づきまして、受託予定の社会福祉協議会においては、職員等の募集をしてございまして、現段階で何とか3名の職員体制が確保できる見込みであるというようなお話をいただいております。町としましては、4月1日からの委託に向けて、今後とも委託予定先と連携を密にしながら対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありませんか。

13番志村良男君。

13番（志村良男君） 歳出の分で基金積立金が256万9,000円積み立てまして、基金の総額は、残高幾らになっているのかお伺いたします。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 13番志村議員の質問にお答えをいたします。

今回の歳出で増額、歳入で減額をしておりますが、今年度末の見込みが約6,600万ということで、先ほど介護保険条例改正でお話し申し上げましたけれども、そのうち4,000万を保険料の軽減に充当したいということで予定をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第31号 平成26年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

議長（八島博正君） 日程第33、議案第31号「平成26年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」についての件を議題といたします。

企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第31号、平成26年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第32号 平成26年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)

議長(八島博正君) 日程第34、議案第32号「平成26年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第32号、平成26年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番志村良男君。

13番(志村良男君) 基金の残高ですか、これも総額お伺いしたいんですが。

議長(八島博正君) 上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) 13番志村議員のお質しにお答えいたします。

現在、基金の残高は4億9,931万円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

議長(八島博正君) そのほか質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第33号 平成26年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(八島博正君) 日程第35、議案第33号「平成26年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第33号、平成26年度国見町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） 日程第36、施政方針演説に移る前に会場を整理しますので、暫時休議します。

（午後2時47分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 休議前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後2時49分）

◇

◇

◇

◇施政方針に対する質問

議長（八島博正君） 日程第36、施政方針に対する質問を行います。

期限までに申し出があったのは、佐藤定男君、阿部泰藏君、浅野富男君の3名であります。

発言は最長で60分まで認めることとします。最初に質問事項を述べていただき、そして1件ごとに質問して進んでいただきたいと思います。

最初に1番佐藤定男君。

（1番佐藤定男君 登壇）

1番（佐藤定男君） 施政方針について質問させていただきます。

平成27年度の町長の施政方針は、国見の未来を作る5つの目標であり、就任以来と変わっておりません。すなわち、東日本大震災からの復旧・復興、安心・安全な町政の実現、活力ある町政の実現、思いやりのある町政の実現、そして国見町の継続的な維持・発展であります。

町長は就任以来、まだ2年と数カ月ですけれども、この間、卓越した手腕を発揮され、除染問題を初めさまざまな問題に精力的に取り組み、大きな成果を上げていることに敬意を表します。同時に、町職員の頑張りにも頭が下がる思いであります。

さて、大震災からの復旧・復興に関し、町長はようやく1点の光が見えてきたとこ

ろであるとおっしゃっております。この1点の光というのはかなり控え目な表現だと思うのですが、1点の光は、言葉を変えれば、10のうちの1つなのか、その辺について改めてお聞きします。と申しますのは、これだけ頑張ってもまだそんなものなんだと感じる町民も中にはいるのではないかと考えるからです。1点の光について、改めて町長の思いをお聞かせください。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず改めてでございますけれども、私の来年度に臨む施政方針につきましては、議会冒頭で趣旨説明でご答弁申し上げたとおりであるわけでございますが、復興、絆、国見の未来をみんなで作る、こういった思いの中で震災の復旧・復興、そして元気活力事業、これを並行的に進めていく。その目標としましては、先ほど議員がお話しされたように、大震災からの早急な復旧・復興初め5つを掲げておりまして、これをベースにした各種の施策を実施していくということを改めてここでご確認をさせていただければと思いますし、また、来年度、この気持ち、施政方針にぶれることなく対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、私から逆にお願いでございますけれども、これから各議員、3名の議員の皆様方がご質問されるということでございます。私の施政方針に関する幹の部分については私から答弁させていただきたいと思っておりますけれども、関連する細部の問題につきましては、それぞれ関係課長から答弁させますので、まず事前に3名の方にご了承を賜りたいと思うところでございます。

その上で、先ほどお質しのありました大震災からの復旧・復興、1点の光が見えたことについてでございます。これは、先ほども申し上げましたとおり、町長就任以来、復興、絆、国見の未来をみんなで作るという思いの中で震災の復旧・復興、それから元気活力事業等々いろいろやってきております。議員もご承知のように、住宅除染につきましては、2,004戸近く完了する見込みにもなっております。さらには、10カ所、仮置き場の設置もでございます。さらには、県北浄化センターの部分についても、これも何とか、一步一步だろうと思っておりますけれども、少しずつ見通しがついておると。さらに、風評被害対策についても、何とかこれも1点の、一步一步進めておるということでございます。

私自身、控え目と言われれば控え目ということであろうかと思っておりますけれども、やはり震災復旧・復興のというのは、重い肩が少しでもおりてくることによって、私はその光が大きくなってくると思っております。私の価値観といいますか、この世の中の状況を見ても、まだまだです。私は、先ほど議員おっしゃいましたように、10分の1までいっているかどうか、そのくらいの思いで私自身も今やらさせていただいておりますので、来年度も再来年度も、まだまだ私は大きな山があるんだろうと思っておりますし、そういった思いを込めて、私は1点の光と申し上げさせていただきました。

これをさらにさらに大きくするために、さらに議員の皆様方、さらには町民の皆様のご支援をいただきながら、この予算の消化等々を通じながら、さらなる震災復旧・復興、そして国見町の維持・発展に努めてまいりたい思いでございますので、ご了承賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 1番佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） ただいまの町長のお話では、やはり10のうち1つくらいの思いをしているということで、その思いは当然私も十分尊重したいと思います。

先ほど町長がおっしゃられましたように、私は大きな課題として、住宅除染は27年度に終了予定。そして、役場庁舎は間もなく完成いたします。県北浄化センターの汚泥も減容化になって搬出されます。これらのことを考えますと、私は半分くらいは復興の過程にあるのかなという私個人では思いがしております。

そこで、また似たような質問になるんですが、町長が復旧・復興をなし遂げたと判断するのはどういう状況になったときでしょうか。そして、そのためには、あとどのくらいの期間を要するとお考えでしょうか。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） 震災復旧・復興の完了の時期とか、その辺の思い、見通しということのお質しだろうと思えますけれども、やはりまず除染につきましては、これからいろいろやっていきます。そこで除染が終わりますと、中間貯蔵に持っていく作業が出てきます。等々、恐らくはまずかなり除染の問題一つとっても、長い期間がかかってくるのかなと思っております。

さらには、風評被害の問題では米の問題が、これは皆さん現地行ってもらえるとわかるんですけれども、あんぽ柿とかモモはある程度の評価はいただいておりますけれども、米については非常にやっぱり厳しい状況があります。ですから、そういったもろもろの要素というものがまだまだ私は道半ばというよりも、先ほど申し上げましたように、入り口に立った部分なのかなとこんな思いもいたしておりますので、そういったものを一つ一つクリアしていく、100のものが10になり、20になり、50になっていく。そういった状況を十分見きわめながら、時期の判断はしてまいりたいと思っております。何年ということはここで早急に申し上げることはありませんので、復興の状況というものを十分見きわめながら、その折々ごとに1点の光あるいは半分の光というんですかね、いろいろ表現の仕方あるんだろうと思えますけれども、そういったことを自分としてイメージをしながらやっていきたいと思っております。ただ、やはり私はこの大震災の復旧・復興というのは、非常に外的なものの見方もございまずし、内的なものの見方もいろいろあると思うんです。ですから、早急に結論的にいついつ、あるいは今大丈夫だとかということではないのかなと思っておりますので、十分そういったものを自分なりに消化しながら、今後、震災復旧・復興の自分なりのイメージを出していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 1 番佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） ただいまの町長の復旧・復興に対する熱い思いをお聞きしたように思います。

次に、国の政策、地方創生についてお伺いします。

27年度の予算編成に当たりましては、国・県の動向を踏まえて、地方創生関連2法案の成立により、町としても総合戦略及び人口ビジョンの策定に取り組むとしていきます。国の少子化対策、地域活性を目的として、政府が全国一律に音頭をとる地方創生の効果を疑問視する声もあります。この地方創生の政策に関し、町長の基本的小お考えをお聞きします。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） ご質問にお答えを申し上げます。

地方創生の基本的な考え方ということだろうと思います。地方創生は、現在いろいろと取りざたされておりますように、とにかく各地方の特徴を出しながら、今後の未来に向けた地方の創生に向けた対応をしていくことであろうと考えております。

そこで、やはり国見町としての特徴をしっかりと出して行って、今後のまちづくりをやっていくことがやっぱりベースになってくるんだろうと思っております。

一方で、地方の特性を出してほしいという国・県のさまざまな方向性は出ておりますけれども、また反対から見ますと、これは差別化の非常に重要なプロジェクトじゃないかと、むしろ私自身は思っております。したがって、差別化をされるということは、しっかりベース作りをしなければ、この国見町自体が衰退してしまうという形になると考えておりますので、しっかりと国見町の特徴、地域作りというものをしながら、とにかく国・県にしっかりとアピールをして、この国見町が維持・発展をしていく。そういったスタンスで、この地域創生の部分については取り組んでいく必要があるかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） ただいま町長がおっしゃられましたように、地方創生は、まさに地域の特性を生かしたものでなければ効果が出ないと私も思っております。町では、国見町の維持・発展の長期的展望に立って、歴史まちづくり計画を策定しまして、担当室の大変なご努力により、このたび見事国の認定を受けました。実にすばらしいことでもあります。私は、この歴まち計画こそが国見の長期的維持・発展の核になるものと期待しております。なぜなら、歴まち計画は上からの押しつけではなくて、自分たちで考えた国見の独自性を持った計画だからであります。もう一つの核は、道の駅です。交流の場はまさに国見の独自性と言えるものです。この2つの事業を確実に進めるためには、相応の時間と労力を要します。少なくとも道の駅が完成するまでは、国の政策である地方創生にかかわる余力はないのではないかなと思われるほどですが、その点に対して町長のお考えはいかがですか。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

今後の地方創生を進めていくに当たりましては、先ほどちょっと私申し上げましたけれども、しっかり国見型、国見独自の施策を展開していくことが非常に重要な部分だろうと思っております。

その関係では、先ほど佐藤議員からお話ありましたように、この歴史まちづくり計画をどのように今後ボトムアップしていくかが、非常に私は国見町の特徴を出す、いわゆるオンリーワンの国見町の資源を今後につなげ、そこに地域創生でつながっていくということ、このことは私は一番重要な課題だろうと認識しております。

実は、昨日、知事にも、この歴史まちづくり計画の認定を受けたことを報告を申し上げましたところ、とにかく地方創生の非常に重要な部分だと私から申し上げたら、いや、太田さんそうだよと、これこそまさに国見型で、しっかりやればとにかく国見町の維持・発展につながるよというお話などもいただいておりますので、しっかりとこの部分はやっていく必要があると思っております。

と同時に、現在、お質しありましたように、道の駅の整備、これもやっております。これも私は今後の地方創生の一つの重要なポイントになってくると思っております。

さらには、やはり私は交流ではないかなと思うんです。いかに交流をして、いかに人口減少につなげるかも非常に私は重要な課題かなと思っております。例えば首都圏からの連携、そして友好都市協定を結んでいる町との連携あるいは近隣市町村との連携等々、そういった3つのファクターが非常に私は重要な課題なのかなと考えております。確かに業務的に非常に大変な部分あるかと思えます。これから4月になりますと、有識者会議等々設けまして、その中でいろいろ検討していくこととなりますけれども、これはその量の重さ、軽さはありますけれども、やはり3点セットでこれを十分総合戦略に盛り込む、人口ビジョンに反映する等々、これだ、これだけだ、これはやらないということではないと思うんです。これをいかに並行的にどういう検証でやっていけるか、そこに盛り込んでいけるかが非常に重要なポイントになってくるんじゃないかと考えておりますので、とにかく私は、今後の国見町の地方創生というのは道の駅、それから交流、それから歴史、これが重要なキーポイントになってくるのかなと考えております。こういったものをベースにしながら、今後、地方創生、そして国見町の維持・発展につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 1番佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） 地方創生に関しましては、ただいまの町長のお話のように歴まち計画、そして道の駅、交流の場、それが大変重要なポイントになるという気がしております。その計画に沿って町が発展していくように願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（八島博正君） 次に、7番阿部泰藏君。

（7番阿部泰藏君 登壇）

7番（阿部泰藏君） 平成27年度に向けた施政方針について質問いたします。

今回の質問は、第5番目の施政方針について質問いたします。

まず最初に、国見町合併60周年記念事業について質問いたします。どういうことでしょうか。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） 阿部泰藏議員のご質問にお答えをいたします。

合併60周年記念事業の内容等については、総務課長から答弁させますので、ご了承賜りたいと思います。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 事務的な部分につきまして、私から答弁をさせていただきたいと思っております。

60周年記念事業の中身でございますが、2月の16日に合併60周年記念事業実行委員会におきましてご検討いただいたところございまして、5月の9日に式典、祝賀会を開催することをご決定をいただいたところでございます。あわせまして、27年度の中で、60周年の記念事業ということで、今までやっておりました事業でございますけれども、4大イベントで位置づけをして開催をしておりますけれども、義経祭り、ふるさと産業祭、さらにイルミネーション・ビッグツリー、フードフェスタというこの4大事業に60周年記念の冠をつけてやろうということで、実行委員会ではご了承いただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） ただいま伺いました4大イベントについて、60周年イベントと通常のイベントではどこか違うんでしょうか。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

一般質問の中で村上正勝議員の質問にもお答えしてございますけれども、復興・復旧の道半ばということなどを十分に勘案しながら、なるべく経費をかけずに効果的に実施したいということございまして、今までやっておりましたその4大事業に冠をつけて開催をしていくということございまして、開催の中身につきましては、またそれぞれの実行委員会等で内容を検討していくということございまして、以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 次に、歴史を生かしたまちづくりについては、ただいま1番佐藤議員が質問したので、私は次に抜かして、地方創生に向けた戦略について伺いたいと思います。

これからの人口減少問題は、町としても避けては通れない問題であります。まず、5カ年の総合戦略に向けた取り組み姿勢について質問いたします。

国では、総合戦略の策定や長期ビジョン策定には国の専門家の職員や、あるいは大学から人材を派遣することとなっております。予算や支援を行う考えであります、

国の専門家職員の派遣について町の考えを伺います。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

地方創生の総合戦略の策定等に向けて国の職員等の派遣を求める考えはないかというご質問ですが、今現在、私どもで進めております事業につきましては、先ほど来お話をしているように、国見型の総合戦略を作るという位置づけで、道の駅の整備の部分であったり、歴史を生かしたまちづくりの部分であったり、さらには観光交流がキーワードになると考えているところでございます。

お質しの国の職員の派遣であります。国見型の総合戦略を作るということで、私どもだけでできるということはありませんので、現在、町の振興計画の後期計画、これの策定も27年度になってございますので、さまざまな有識者の方に入っていて、総合的な戦略を国見型でつくり上げていただくと考えてございますので、今現在、国からの職員の派遣については考えているところではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 人口減少対策は、今後、町の中心的な課題であります。現在、町の対応は縦割り行政の取り組みとなっておりますが、専門プロジェクトチームの取り組みのほうがふさわしいんでないかと思うんですが、そういった考えを伺います。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

この地方創生の総合戦略、国見型の総合戦略をつくり上げるに当たりまして、庁内の体制といたしましては、全体で取り組む必要があると考えてございまして、1月の22日に総合戦略の推進本部を立ち上げたところでございます。さらに、その中で、今回核となります部分について、まちづくりの部分が多いということもございまして、企画情報課、産業振興課、そして保健福祉課、学校教育課、建設課、さらには総務課ということで、コアになる課についてまとまって対応しているところでございます。ご指摘のような縦割りということではなくて、横の連携をしっかりと図りながら、国見型の総合戦略の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 総合戦略や長期ビジョンの策定取り組みについては、今期の一般質問で答弁なさっておりますが、答弁では将来推計をもとに、たとえ町の人口が6,000人に減少しても、元気で活力ある町として持続するためのビジョンを示すとありました。この国見町の状況は人口動態統計からも、婚姻率、合計出生率、年少人口、高齢者人口、転出超過など厳しい状況にあります。したがって、5カ年の総合戦略策定がまだ進まないうちから、安直な期待や希望は俺は不要でないかと存じます。実態を見きわめた策定が重要だと思いますが、策定に向けた町の取り組みについて伺います。

議長（八島博正君） 質問者の質問の内容は一般質問に対する質問になっていますので、  
きょうは施政方針演説の質問なんですけれども、答弁願えれば、町長、答弁願います。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まさに地方創生が今回出てきたのは、まさに国見型、国見独自の活性化対策を作る  
ということが出てきたわけでございます。特に、先ほど佐藤議員にお答え申し上げま  
したように、道の駅ができますよと、それから交流もいろいろとやらなくちゃならな  
い、さらには歴まちもあるよと。そういったものでとにかく国見型のまちづくりをや  
っていくことによって、少しでも人口減少に歯どめをかける、地域の活性化を図る、  
そういった視点でこの地域創生というのは、ある意味で国からの誘導のもとに出てき  
たものと私は認識しております。確かに阿部議員お質しの2040年には  
6,000人になります。という推計が出ているんですね。あくまでこれ推計ですか  
らね。ですから、そうならないように総合戦略を作り、人口ビジョンを作る。そのた  
めに町も本部を作った。4月以降は有識者会議でいろいろと検討していく。国見型の  
まちづくりをして、地域創生型の戦略、人口ビジョンを作る。そして、国見町の未来  
に維持・発展をしていく。それがまさに地域創生なんです。そのことをやらなければ、  
国見はほとんど、議員お質しのようになってしまうことになっていきますので、これを命  
題にしながら、しっかりと議員の皆様ともどもやっていくということが私は必要じゃ  
ないかなとこのように思っておりますので、そういった強い意志を持って、今後この  
地を創生に、職員ともども一致団結して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（八島博正君） ただいまの時刻は3時19分です。休まないで大丈夫でしょうか。  
それとも、休憩しますか。

（「続行してください」の声あり）

議長（八島博正君） 続行、大丈夫ですか。

それでは、町長の施政方針に対する質問を続行します。

最後に11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） さきに述べられました町長の施政方針に対して質問いたします。

大きな骨格については、前出の議員が申しましたので申し上げます。個別、具体  
的なことで質問いたしますので、よろしく願います。

まず第3番目にありました農商工が一体となった町民が集える道の駅を核とした交  
流の場の整備について、そして、第4番目の屋内遊び場運営事業について質問いたし  
ます。

国見町里まち文化ステーション、いわゆる道の駅については、町民の間でいろい  
ろな意見があります。昨年、議会が主催をいたしました議会報告会におきましても、道  
の駅の多くは赤字と聞いている、あるいは、風評被害がある中、各地の農産物と対抗

できるのか、それから、交流施設などは自前で運営できるか、あるいは、今度の構想は本来の道の駅とは異なるように思うといった意見が寄せられております。

町から説明がありました資料によりますと、道の駅の運営は、まちづくり株式会社が運営に当たり、そのための資金として町が5,000万円を支出することになっております。運営の内容は、研修室、宿泊施設、コンビニ、そして子育て世代支援センター、農産物等直売コーナー、飲食・加工コーナーと多彩な形で行っていくことになっております。この収支計画では、コンビニでの販売について物販が、そしてレストランの売上げが上位を占めております。コンビニでの売上げは、開業3年目で2億6,900万円を見込んでおりますが、これを休まず営業することとしての計算では、1日当たり73万7,000円となります。このことを担保できることの背景についてまず伺います。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） 浅野議員のご質問にお答えを申し上げます。

道の駅を核とした交流の場の点でございます。まず総論的な話をちょっと私のほうから申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、まず施設としてハードの設備、これはしっかりやっていきたいと思っております、皆さんご承知のように本来の道の駅、いわゆる道の駅以外に交流的な視点で、ご案内のようにコンビニを入れたり、子どもさんの遊び場、交流のための施設とか、あるいは滞留できるような宿泊施設等々を作る。まさに交流をキーワードにした施設を作っていくということでございますので、これはしっかりとぶれることなく、このイメージを持ってまずハードの整備を行ってまいりたいと思っております。

それから、やはりハードができて、その中の運営です。魂を入れなければだめということは、これもまちづくり懇談会でも私申し上げましたけれども、とにかくどのように運営をしていくかということが今後の重要な課題でないかなと私自身思っております。近々、今のところ13日ですか。運営会社の準備会がございまして、そこで運営会社ができます。今後、その運営会社の中でいろいろ議論しながら、今後の運営についてやっていくという形になろうかと思っております、それはやはり民間会社です。民間会社というのは、やはり黒字を出すというのが至上命令でございますので、事前にご説明等々申し上げましたように、開業してから二、三年後をめどに黒字化を目指すということ、これは私も至上命令じゃないかと思っておりますので、そういった観点でしっかりと魂を入れて運営はやっていくということで考えてまいりたいと思っております。

ハードの整備、ソフトの運営の整備等と十分連携しながら、ほかにない、交流を視点とした道の駅という観点から今後運営をしっかりとやって、今、議員のおっしゃられることにならないように、しっかりとこれは担保していく必要があるかなと考えておるところでございます。

また、細部の問題、これについてはそれぞれ産業振興課長のほうから答弁させますので、ご了承賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） コンビニでの売上額が昨年の9月の定例会でお示しをした金額2億6,900万円、これは1日当たりいたしますと、議員お質しのとおり73万円の売上げがないとはじき出せないものでございます。

その算出根拠は何かと申しますと、まず、このコンビニの営業に関しては、ビッグデータがございます。このビッグデータはオープンデータとして、公開されております。それをもとにはじき出した数字がこの2億6,900万円という数字でございます。その後、大手のコンビニ4社と町が交渉をしております。あらかた1社に絞り込んでいる状況でもございます。現在、この1社と協議をしている最中で、当然この収支のシミュレーションについても再度はじき直しをしております。また、コンビニエンスストアを運営するときは、コンビニ本部にチャージ料を納付しなければならない、そういう契約を結ばなければならないということがございます。この本部へのチャージ料についても大手のコンビニエンスストアによっては4割であったり、3割であったりと、いろいろと幅がございます。現在協議をしているコンビニエンスストアは、本部と最終的な詰めをしているところでございます。現時点で我々がとらえている金額は、9月の時点でお示した2億6,900万円に近い金額ではございますが、若干下回るかと思われま。しかし、これは売上額でございます、収益とは全く別のものでございます。本部へのチャージ料が下がれば、売上額が減ったとしても収益は維持されると考えて現在交渉を進めているところでございますので、お示しできる最終的なシミュレーションが出るまで少々お時間をいただきたいと思います。

お質しの2億6,900万円の根拠は、ビッグデータまたは、オープンデータを使って、売り場面積、交通量、平均的なチャージ料ではじき出した売上額でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 説明の段階では、自前でこのコンビニを運営するという話もありましたので、今の答弁の中でコンビニの4社、いわゆるセブンイレブンとかローソンとか、その中の1つに大体絞りたいというお話なんだろうと思うんですが、今、どこにするかということまでは発表できないということなんですか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

ご勘弁いただきたいと思います。相手側との交渉の途中でございます。なおかつ、同業他社が随分とおりますので、申し訳ございませんが、控えさせていただきますと思います。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） コンビニの運営というのはかなり難しいという話もあちこちから

聞いていまして、いわゆる商品の仕入れ、商品の並べ方、それから接客とか、そういったことまできめ細かくやらなければ利益を出すことができないという話も聞いていましたので、自営の営業とするというお話だったもので、そういった今のお話だと、いわゆるどこか1社との契約を結んで、それでコンビニは営業していくということで受けとめたいと思います。

そのほかにレストランについても同じような質問になりますけれども、まず昼夜営業とするのか、そして利益の根拠となるのはどのようなことと考えているのでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

レストランとカフェでございますが、こちらにつきましては、まず宿泊施設を整備いたしますので、朝についてはその宿泊客への朝食を供するという業務が出てまいります。こちらは、おおよそ7時ごろからと考えているところでございます。一方、本来のレストランの業務については、10時あるいは11時ごろから3時ごろまでの営業をまず1回。そして、夜の営業は夕方5時から夜の9時ごろまでを1回といった朝昼晩と3つのクールで運営をしたいと考えているところでございます。

また、これも収支のお話でございましょうけれども、これについてもオープンデータがございまして、それを基にしてはじき出した売上額が9月にお示しをした額でございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 宿泊施設、そうすると、私の勘違いなのかもしれませんがけれども、仮眠をとる宿泊かなと思っていたんですが、そうではないという答弁だったんですが、どのような形の運営にしていこうとしているのでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

これも9月の時点での説明不足だったのかと反省しておりますけれども、簡易宿泊あるいは仮眠室ではなく、現時点で町が考えているのは、バス、トイレ付きのきちんとした宿泊施設でございます。個室が4部屋と大広間が1つでございます。個室の場合には1部屋4人までは収容可能な宿泊施設とし、大広間は約30畳ほどの洋室であります。大広間に関しては、学生の合宿や企業研修を南棟で受け入れ、北棟の宿泊施設で宿泊をします。そしてまた、レストランとカフェで食事を提供するといった、そういった連携をとりながらの経営を考えているところでございます。

1泊当たりの料金については、1人当たり4,500円から5,000円の間にシミュレーションをしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、その泊まりのための人員とかも当然考えてはいら

っしやるんだらうと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

このような施設の管理についても人員を配置しないと、監督官庁からご指摘を受けてしまうということもございますので、当然考慮をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 実際のところ、私はこういった施設の運営についてはあまり詳しい人間ではありませんが、株式会社としての運営になりますので、先ほど町長も言いましたけれども、交流の場といえども営利を第一の目標にしなければならないのではないかと考えております。

議会といたしましても、道の駅については数カ所での視察研修を行ってきたところであり、この中で共通して言えますことは、道の駅を成功させることができるのかどうかについては、駅長の力量にかかっていることが非常に大きいのではないかと考えております。支配人をどなたにするかは大事なことでありまして、町長も昨年の9月議会において、村上晴夫議員に対する答弁でも、人は大事ということで同様の答弁をしております。その後の経過についてはどのようになっておりますでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

総支配人の人選については町が持っているチャンネルを使いまして、情報を収集している状態でございます。また、まちづくり会社については、先ほど町長が申し上げたとおり、今週末には設置することとしておりますので、それにあわせて会社の役員の人選も当然必要になってまいります。それと絡めて総支配人の人選についても、新たに設置する会社組織の中で、あるいは道の駅の設置者としての町の考え方を取締役会の中でお話をしながら絞り込んでまいりたいと考えているところでございます。予定よりは若干遅れておりますけれども、新たな会社を束ねられる者を選びたいという町側の思いもございますので、ご理解いただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 次の質問にまいります。

一般的な店舗の場合では、収支計画書には減価償却費あるいは店舗借り上げ料などが入っておりますけれども、さきの説明があった資料には入っておりませんでした。

どういった理由で計算の中に含まれなかったのでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

9月にお示しした資料には、施設の減価償却費や第三セクターあるいは指定管理者としてまちづくり会社が委託料を受け一方、まちづくり会社は使用料を町に支払うというシミュレーションも載せていたところでございます。

減価償却費を会社側でなぜ考えないのかというお質しでございますが、これはこの施設が公設民営であるからであります。町の委託を受けて、まちづくり会社その管理運営を受託するという流れであるからであります。まちづくり会社は施設に関しての不動産は所有しない、借りて運営するというところでございます。一方、町としては、そのまちづくり会社に委託料を支払って、その管理運営を委ねるというものでございます。そして、まちづくり会社はその施設の使用料を町に支払うという構図がございます。その委託料と使用料を9月の時点でありまして、年間2,300万円と皆様方にご提示をしたと記憶しております。委託料が2,300万円、使用料も2,300万円、それでプラスマイナスゼロということでございます。まちづくり会社は不動産を所有しない、減価償却費はシミュレーションの中には入り込まないということであります。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 地方債の返済計画についてはどのようなになっておりますでしょうか。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

この道の駅を核とした交流の場の整備につきましては、4種類ぐらいの事業が入るという見込みでございまして、その事業ごとに補助あるいは交付金をいただいて、その裏負担として起債を起す予定でございまして、それにつきましては、それぞれの借入先あるいは利率、それから返済期限がございまして、今のところシミュレーションの中ではちょっとそこまでの試算はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 施政方針の第4番目には屋内遊び場運営事業も示されております。ももたん広場は町民からはもちろん、町外の方からも大いに喜ばれている施設であります。利用者は2月13日現在で5万人に達しているとのことで、本町の人気スポットとも言える場所であります。ぜひとも継続していくべき施設であると思っております。

里まち文化ステーション計画では、子育て世代支援センターが盛り込まれています。ももたん広場との関連ではどのような見方になるのでしょうか。道の駅にももたん広場と同様な施設ということになりますと、大きな危険が伴うのではないかと心配されているところでありますけれども、いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

道の駅の子育て世代支援センターとももたん広場は競合してしまうのではないかとご質問でございますが、2つの施設の性格は全く違うものでございます。ももたん広場は小さなお子さんたちを対象とした遊び場として町は設置しております。道の駅の子育て世代支援センターは、確かに子どもが核になる施設ではございますが、対

象は子どもだけではございません。子どもと子育て中の母親、これも核になる施設でございませぬ。そしてまた、子どもたちにこの施設を使って運動をしてもらおうという、単なる遊びの場所ではなく、運動もしていただきたいと考えた欲張りな施設でございませぬ。

お母さんたちと子どもをメインにしたといいますのは、昨年の11月にこの観月台文化センターを会場にママまつりという催し物を実施しております。あのママまつりのミニ版を子育て世代支援センターを核にして展開したいとの思いを町では持っているところでもございませぬ。道の駅の子育て世代支援センターは、子どもたちの運動機能を高める施設であるということと、子どもと一緒にこの施設を訪れるお母さんたち、ママたちの活動の拠点になるといった2つの目的を持つ施設でありますので、当然もたん広場とのすみ分けは可能であろうと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 里まち文化ステーションには、先ほども申しましたけれども、大きく期待している意見と、その反面、大丈夫なのかといったような心配の声もあります。この道の駅の建設に対する町民の声の多くは、本当に大丈夫かという言葉に代表されるのではないかと感じております。この声にしっかりと応えることのできる運営計画が必要でありますし、このことを払拭できるまでは、経験豊富な人も交えて、先ほど支配人がそろそろ決まりそうだという認識の答えもありましたけれども、そうしたことも含めまして、いろいろな議論のもとで緻密な計画とすることが大事かと思われませぬ。

以上申し述べて、質問を終わります。

議長（八島博正君） 以上で施政方針に対する質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） ただいまの時刻は3時45分です。大丈夫ですか。休憩しますか。これ終わったら、追加議案3件あります。

（「休憩お願いします」の声あり）

議長（八島博正君） それでは、10分間休憩して、55分から再開します。

（午後3時45分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 再開いたします。

（午後3時55分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（八島博正君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり3件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八島博正君) 異議なしと認めます。

したがって、この3件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程(同意第1号～第3号)

議長(八島博正君) 先に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

◇ ◇ ◇

◇提案理由の説明

議長(八島博正君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(太田久雄君) ただいま追加ご提案を申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

まず、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、奥山宏委員が3月31日をもって任期満了となることから、引き続き、固定資産評価審査委員会委員に奥山宏君を適任と認め選任したいため、同意を求めようとするものでございます。

同意第2号、国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現在の委員の方々が5月5日をもって任期満了となることから、中野一雄委員ほか6名の方々を適任と認め選任したいため、同意を求めようとするものでございます。

同意第3号、国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現在の委員の方々が3月の14日をもって任期満了となることから、松浦勝吉委員ほか6名の方々を適任と認め選任したいため、同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意等を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(八島博正君) 以上で、町長提案理由の説明は終わります。

◇ ◇ ◇

◇同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長(八島博正君) 日程第37、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第1号を朗読)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、同意第1号は、原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第2号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長(八島博正君) 日程第38、同意第2号「国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第2号を朗読)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、同意第2号は、原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長(八島博正君) 日程第39、同意第3号「国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第3号を朗読)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、同意第3号は、原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長(八島博正君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日11日は午前10時から議案調査会を開催いたしますので、ご参集願います。  
長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後4時04分)

# 第 4 日

平成27年第2回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第34号 平成27年度国見町一般会計予算
  - 第 2 議案第35号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計予算
  - 第 3 議案第36号 平成27年度国見町入山財産区特別会計予算
  - 第 4 議案第37号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計予算
  - 第 5 議案第38号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 6 議案第39号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計予算
  - 第 7 議案第40号 平成27年度国見町介護保険特別会計予算
  - 第 8 議案第41号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計予算
  - 第 9 議案第42号 平成27年度国見町湧水対策施設特別会計予算
  - 第10 議案第43号 平成27年度国見町水道事業会計予算
  - 第11 3. 11大震災復興対策特別委員長報告
  - 第12 常任委員長報告
    - 陳情第33号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の提出について
- (追加日程)
- 第13 選挙第 1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について
  - 第14 発議第 1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例
  - 第15 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
  - 第16 議員の派遣について
  - 第17 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 佐藤定男君	2番 村上正勝君	3番 渡辺勝弘君
4番（欠番）	5番 松浦常雄君	6番 渋谷福重君
7番 阿部泰藏君	8番 村上晴夫君	9番（欠番）
10番 東海林一樹君	11番 浅野富男君	12番 井砂善榮君
14番 八島博正君		

・欠席議員（1名）

13番 志村良男君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	太田久雄君	副町長	佐藤弘利君
教育長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	佐藤克成君	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	引地真君
建設課長	阿部正一君	上下水道課長	遠藤喜正君
原発災害対策 課長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	羽根田孝司君
幼児教育課長	引地由則君	生涯学習課長	武田正裕君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤政弘君	書記	安藤充輝君
書記	佐藤智昭君		

◇開議の宣告

議長（八島博正君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（八島博正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（八島博正君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

志村良男君より、通院治療のため本日の午前の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第34号 平成27年度国見町一般会計予算

議長（八島博正君） 日程第1、議案第34号「平成27年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第34号、平成27年度国見町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後には全体的な質疑をいたします。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、それから答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、はじめに歳入についての質疑を行います。質疑ありませんか。

3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 歳入につきまして、1款1項の町民税及び中の町税についてをご質問させていただきます。

本年度の町税につきましては約1,800万円、法人に限られては1,300万円ほどの増となっておりますけれども、増税になった根拠をお知らせいただきたいと思っております。

議長（八島博正君） 最初に言いましたとおり、答弁者も教えてください。

3番（渡辺勝弘君） 答弁者は税務課長。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 3番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

町税の町民税のそれぞれ個人住民税、法人住民税の増額のお質しでございますが、この増額につきましては、震災復興に関連しました復旧工事ですとか除染業務が本格化している中で、雇用の機会の増大ですとか人件費の上昇等により個人所得の増

加が見込まれるものと考え、このような予算計上をしたものでございます。

更に、法人につきましても、引き続き震災復興からの除染等が継続されることから、特に建設関連の業種の業績が好調であると思われまますので、このような予算計上をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 大変厳しい状況の中で税金が上がるということは、町にとっては大変喜ばしいことではありますけれども、先ほど法人の税金が上がるということは、除染の関係でありますよということをお聞きしたんですけれども、除染ははっきり言いまして、ここ一、二年、良くてとし1年ということになります。来年以降は当然、法人税の税金収は上がることはない、逆に下がるのではないかと思いますけれども、そうした場合に、町として今後下がった場合のことを考えたときに、何か税務課長としてお考えはあるかお聞きします。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） お答えします。

今後の法人税等の減収、除染等が終われば減収になるのではないかとというお質しでございますが、復旧とか除染業務が完了することによりまして、税金については一時的には減収になるものと考えているところでございます。

しかし、震災、原発事故から既に丸4年が経過しておりますし、今後5年、6年と時間を重ねることによりまして、企業全体の業績、震災後は一度落ち込んだものの、企業全体で見れば徐々に回復しつつある傾向にございます。更には、今、国でデフレからの脱却、経済の好循環ということで、種々景気対策を実施しているところでありまして、その効果が今地域経済にも緩やかな回復傾向にもなってきていることから、町民税全体としては、今後極端な落ち込み、減収にはならないのではないかと考えているところであります。

ただ、何分にも将来の景気動向についてのものですから、予測というものは大変難しいところがございますので、今後の経済情勢を注視するとともに、国及び県と情報を共有しながら、更には収納状況を把握しながら的確に予算計上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 27年の一般会計における個別の主要施策の概要と会計予算書、この連動性について確認をしたいと思えます。

個別の主要施策の概要、94ページにわたる大変具体的でわかりやすい資料だと思いますし、いわゆる政策評価の非常に重要な資料とと思っているわけですが、そのこととこの予算書に出ている数字とどうなのかなということをお聞きしたいので、交流の場整備事業を通じて調べてみました。その結果、理解できたんですけれども、間違いはないのかどうかを1つ目は確認したい。これは交流の場ですので、建設課長になろうかと思いま

す。

概要の62ページに交流の場整備事業の総事業費13億7,600万円何がし、その調達、いわゆる財源はどうなんだと、特定財源ということでそれぞれ出されております。

国庫支出金7億3,522万3,000円で社会資本整備総合交付金以下4項目に、これは一体どこに出ているのかなと見ましたらば、19ページと20ページに出ています。しかし、これよりも国庫支出金が多いので、恐らく道の駅以外の道路整備等の交付金になっているのかと理解をいたしました。あるいは県の支出金、これは24ページに若干1,000万円より多いんですが、これも別な事業も入っているのかなと。地方債、32、33ページ、その他29ページでそれぞれ項目が出ておりますので、この金額と一般財源と、こういうことになっておるわけでありまして、そういう見方で間違いないんだと思うんですが、まず確認したいと思います。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 8番村上議員のご質問にお答えをいたします。

主要施策の概要の62ページについてのお質しでございますけれども、予算との組み立ての関係上、ほかの補助金も入っているということで、総額が合わないかと思っております。

予算の一つでいえば、社会資本整備総合交付金事業につきましては、交流の場のほかに道路関係、住宅関係等々の別な補助金も入って総合的な交付金になっているということ、そのうちの一部が交流の場の経費に入ってくるということでございます。

細かく言いますと、社会資本整備総合交付金では2億7,777万4,000円が道の駅の分になります。そのほかに活力あるプロジェクトの補助金が1億7,007万3,000円ですとか、県支出金であれば木材利用に係る部分の1,000万円の補助でありますとか、そういったものが交流の場の資金として手当をされていると。そのほかに起債につきましても、総額では4億9,490万円でございますが、これも内容によりまして、予算の歳入に記載をしておりますが、防災に係る部分ですとか社会資本整備総合交付金に係る部分の裏負担の部分でありますとか、そういったことで区分けをしておりますが、総額では4億9,490万円になっていると。基金につきましては、復興基金を8,647万9,000円を充当すると。一般財源につきましては、5,000万円で、これは恐らく震災復興特別交付税になりますけれども、そのような形で特定財源の振り分けをしているとのご理解をいただきたいと。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） やっと私も主要施策の概要の内容と一般予算書の連動性を理解することができました。

そこで、いわゆる今度の歴まちの関係が恐らくこれから計画を立てて予算上に反映、指定決まればということだと思っておりますけれども、総体で5%の助成の上積みとの説明を受けていたわけでありまして、もし27年度でそれらが採択になり、決定に

なれば、事業費が全く同じだと仮定しますと、その分として地方債なり、その他の町の持ち出し分を減少することができるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。今までですと、社会資本整備総合交付金事業につきましても、基本40%ということございました。それが歴まちが認定になったことによりまして、原則5%のかさ上げになりますので、その分については町の一般財源もしくは起債の額が減ってくることになるかと思えます。

ただ、国の交付金につきましても、総額が決まっております、その中で若干流動的になる部分もあることはご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） ただいまは収入全般についての質疑に入っております。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なければ、歳入関係の質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費及び2款総務費についての質疑に入ります。35ページから60ページです。質疑ありませんか。

6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 45ページの15節工事請負費の中に防犯灯設置工事100万円とあります。これは古いものを壊して新しくするのか、それとも新設となるのか、もし新設となればどのような形で新設というのか、新しくなれば申請の基準をお聞きします。

議長（八島博正君） 繰り返します。質疑終わったら答弁者の名前もお願いします。

6番（渋谷福重君） 答弁者、これは住民生活課長かと思えます。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 6番渋谷福重議員のご質問にお答えいたします。

45ページ、交通安全対策費の中の15節工事請負費、防犯灯の設置工事100万円の内容でございます。この100万円の内訳ですけれども、防犯灯の設置になるわけでございますけれども、新たに設置することでの部分でございます。

箇所数については、過去の実績等を踏まえまして、新たに設置する場合でも防犯灯の柱、独立柱で設置する場合がありますし、またほかの電柱等に共架する場合があります。また、古い木柱の防犯灯については、新たな鉄の柱にかえるということもあります。数はそれぞれあるんですけれども。実際設置の手續何がしについては、必要な箇所についてそれぞれの地元から設置の要望届が出てまいります。それを住民生活課といたしましては、現場を確認しながら、あるいは周辺の状況も考慮しながら、課の中で整理し、優先順位は総合的に判断した中で設置を進めてまいっているとございます。

予算額等については、そのような形で過去の実績等を踏まえた中で、この100万円を予算計上したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 10番東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） 総務課長にお尋ねをいたします。

38ページ、それから41ページに、広告料として411万5,000円と200万円の広告料が出ておりますけれども、広告料としてはかなり高額な広告料なんです、この中身は何の広告なのか教えていただきたいと思っております。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 東海林議員のお質しにお答えを申し上げます。

まず、38ページの広告料411万5,000円の内容でございますが、これは庁舎の落成、更には60周年記念式典に係ります新聞広告等の広告料を計上したものでございまして、通常よりもかなり多額になっているという内容であります。

それから、41ページの広告料200万円の部分でございますが、これにつきましては情報発信というところで、通常の今までやってまいりました4大イベント等に係る広告料を計上したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） ただいまは1款議会費、2款総務費についての質疑を行っております。ページ数は60ページまでです。質疑ございませんか。

6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） ページ数、53ページになります。2目に賦課徴収費、13節委託料の中に土地鑑定業務128万9,000円と計上されてあるんですけども、これは町の中にいる評価委員の経費となるのでしょうか。また、この評価委員はやり方とか、どんな形で評価されているのでしょうか。また、評価された金額は固定資産に影響されるのでしょうか、すぐ影響するのか、その辺をお聞かせください。

議長（八島博正君） 質問者に言いますけれども、答弁者を教えてください。

6番（渋谷福重君） 税務課長お願いします。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 6番渋谷議員のご質問に答えします。

土地鑑定評価業務の128万9,000円のお質しの件でございますが、これにつきましては、毎年全町的に地価の動向を調査するために、時点修正の鑑定評価という業務を発注してございます。これにつきましては、99地点におきまして、それぞれ不動産鑑定を行っているところでございます。これによりまして、大きく変動が生じた場合には固定資産に修正の評価をするという業務でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 今の件でもう一つ聞きたいんですけども、これは今、国見町に評価委員っているかと思うんですけども、その方に対してお願いしているんですか。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） この業務につきましては、委託をしております、不動産鑑定資格を持った事務所に委託している業務でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 59ページの各種統計調査費のところですか。非常勤職員報酬統計調査員として177万2,000円上がっていますが、この統計調査員というのは何人くらいいるのか、またことしは国勢調査があるようですけれども、ほかにどのような調査があるのか教えていただきたいと思います。企画情報課長お願いします。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 5番松浦常雄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町の統計調査員の数であります。3月現在時点で53名の方が統計調査員ということで町で委嘱をしております。ただし、この報酬の177万2,000円の支出について、その方々の報酬ということではなくて、あくまでも統計調査員の場合は、統計調査に従事をした方にお支払いをするようになってございますので、中身について今回、前年と比べて増えておりますのは、お見込みのとおり、10月の基準とされます国勢調査に従事する調査員に対する報酬が主なものでございます。

そのほかの調査につきましては、工業統計調査あるいは現住人口調査、商業統計調査等がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 松浦君。

5番（松浦常雄君） 調査員の任期というのはあるんでしょうか。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町の統計調査員としての委嘱の部分であります。任期については特に定めてございません。これは統計調査に従事をするということで、その業務の内容が特に専門的といいますか、経験を経た方でないとなかなか難しいこともございますので、統計調査に従事をしていただける意思のある方については、引き続きやっていたという内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 各町内会に配置されているようなんですが、中には不在のところもあったようなんです。今回、何か推薦してくれという依頼があって、大変苦勞した点もあるんですが、原則として各町内会に1名お願いしているんでしょうか。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

統計調査員のそもそもの部分であります。統計調査にかかわる調査員の確保につきましては、実は各自治体とも大変苦勞をしているという状況でございます。国で

は統計調査員の確保に関しての考え方を示しまして、通常時より統計調査員を確保して、各統計に遺漏のないように通知を出してございます。

私ども国見町におきましては、統計調査員協議会ということで組織をいただきまして、協議会に入っている方に統計調査員として委嘱をしております。

統計調査員の各地区からの推薦の関係なんですけど、今までは統計調査に係る調査員の方がご自分の後任の方を見つける、あるいは町内会長と相談をして推薦をいただくことで対応をしております。

ことしについては先ほど申しましたように、国勢調査があることで調査員の数が約70名ほど必要になると。今現在53名ということですから、その差を埋めるということで、特に町内会の皆様方にご理解をいただいて、町内会の中から推薦をいただくことで、より調査がスムーズに進むだろうとお願いをしている部分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 41ページ、総務課に伺います。

13節の委託料、その中で例規集の整備、例規集は去年も更新しておりますが、今年もその基準ということは条例改正のたびに更新をするのか、現在全部で何冊くらい保有しているのかを伺います。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 阿部議員のお質しにお答えを申し上げます。

41ページのうち、委託料の中の例規集整備ということで、その内容は何か、あるいは何冊くらい配っているのかという内容でございますが、ここに計上させていただきました194万4,000円の中身につきましては、いわゆるデータベース、コンピューターで管理する部分の保守管理ということで計上させていただいております。

なお、皆さんにお配りしておりますこの例規集につきましては、毎回発行しますとなかなか容易でないことから、複数年に一遍でお渡しをしているところでございまして、基本的にはこのコンピューターをのぞいていただければ、今現在の例規の中身がわかるという状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） そうすると、ここにある例規集というのは更新する必要はないと感じているのでしょうか。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ただいまの答弁でも申し上げましたが、この委託料についてはコンピューターで例規集の管理をしているという内容でございますが、お手許に配付させていただいております例規集につきましては、印刷にかなりの費用がかかることから、複数年に1度、大幅に変わったときに配付をさせていただくことで

ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑ないようですので、次に第3款民生費について質疑をいたします。60ページから75ページでございます。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 幼児教育課長にまずお尋ねをいたします。

74ページになります。民生費、児童福祉費の児童健全育成費という中に需用費、いろいろ電気料といったものが入っていますが、これはももたん広場の光熱費、そういったものの費用かと思っております。ももたん広場、非常に好評な事業なんですけれども、この事業を賄うための経費というのは、全部補助金で現在のところは賄われている状況にあります。そういった関係から、今後の継続、是非ともお願いしたいということが町民の意見でありますけれども、今後どのようになりますでしょうか。

議長（八島博正君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 浅野議員のお質しにお答えいたします。

今後のくにももたん広場の運営についての件であります。議員お質しのおり、補助等で全て賄われている状況であります。補助がなくなった場合の運営についてどう考えているかということだと思っております。今後補助がなくなった場合については、国、県等の何かメニューを見つけて継続、または最悪でも縮小という形で継続してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 課長の答弁で大体そういう方向かなというところなんですけれども、この中身を見ますと、結構大きな金額がかかっているということで、これは町長にお伺いしたいと思います。

町で全然、今のところは持ち出しがないですけれども、町の持ち出し等も考えて、今後の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（八島博正君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） ただいま答弁したとおり、町としましても、継続ということで考えていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（八島博正君） 6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 62ページ、19節に負担金補助及び交付金があります。この中に交流事業として32万円が計上されています。これは、この前の説明では婚活と思われましても、去年は50万円、そういう形で関連していたと思うんですけれども、32万円と非常に少ないように思われますけれども、これでは婚活について本気になってやっているのかなと疑問に思われてしまうのではないかと思います。

これは適齢期の人がないのかどうということかわからないですけれども、この婚活に対しましては、我々、町民との懇談会でも、町民の方は非常に興味を持っていたことなので、金額的に少ないからどうなのかなと思ったんですけれども、その辺についてお聞かせください。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 渋谷議員の質問にお答えをいたします。

62ページの負担金補助及び交付金、交流事業ということで32万円計上させていただいてございますが、こちらは議員お質しのとおり、今年度から実施をしました若者交流事業という部分の事業費32万円でございます。

確かに今年度につきましては、50万円ということございまして、この交流事業につきましては、今年度これからバスツアー等も予定しておりますが、県からの助成をいただいて実施しているわけでございますが、その中で交流事業に係る個人負担すべきものについては、当然個人負担もございまして、この32万円でどれだけ事業ができるんだというお質しになろうかと思っておりますが、財源のない中でも、例えば交流事業で県外に行くとかという手法もございまして、町内の資源を生かしまして、農業体験をして、そこで交流事業をやるとか、そういう手法を変えまして、三、四回程度の事業は実施できるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 62ページの右下で地域福祉ネットワーク事業とありますが、具体的にはどんなことをしているのか説明をお願いします。これは保健福祉課長ですか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

地域福祉ネットワーク運営事業の240万円の関係でございますが、こちらにつきましては、今現在、社会福祉協議会に補助という形で出しておりますけれども、社会福祉協議会が主体的に実施しておりますボランティアセンターの運営に係る経費ということで、事務費、人件費等も含めまして240万円を助成する事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 2番村上正勝君。

2番（村上正勝君） 保健福祉課長ですか。

今、渋谷議員が言っていた交流事業、婚活事業は今回初めて行うわけですが、その中で一番は結婚適齢期の人に出会いの場を設けて、そして国見に住んでもらいたいということだと思っております。予算は割合少ない中でやっていくんでは、3回も4回もやれるのかなという若干疑問はあるんですが、そういう出会いの場で設けて、そして国見に住みたいという人を増やしてもらいたいと思います。今回この事業をやって募集している中で、男性、女性申し込みがあると思うんですが、20人ぐらい

の募集だったのかな、この予定は。その中で男性がどれぐらい、そして女性は町内の人なんだか、町外問わず、県外どこでもいいんですが、割合を教えてくださいたいと思うんです。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 村上議員の質問にお答えをいたします。

28日に予定しております交流事業のバスツアーの関係のお話しでございますが、現段階で最初の募集につきましては、男性10名、女性10名ということで募集をさせていただきましたが、現在、男性が14名で、全てこの方々は町内の方でございます。女性については8名と聞いてございます。町内の方は1名、そのほかは町外、県外の方もいらっしゃいます。

男性10人、女性10人ということで最初想定してございましたが、男性は若干定員を超えています、そのまま14名、8名、合計22名で事業は実施をさせていただきますと現段階では考えてございます。

それと、金額の32万円のお話しでございますけれども、結局この交流事業の経費としてかかりますのはバス代などです。結局、今回、那須方面に行くということで、そのバスの借り上げ料だけで10万円近くかかりますので、これを例えば町内でいろんなメニューを探してやれば、その部分の経費はかからなくて済むということでございます。食べたりする分については、当然実費負担という形で考えてございますので、この予算の範囲内でできる限り有効な事業を推進していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 64ページを保健福祉課長に伺います。

生きがい対応型デイサービス、この内容についてまず伺います。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 阿部議員の質問にお答えをいたします。

生きがい対応型デイサービスにつきましては、現在、大木戸ふれあいセンターで実施をしております。週3回程度開催をしております、朝10時から午後3時ぐらいまでで昼食等を準備しまして、高齢者の方の介護予防とか健康づくり、そういう部分でいろんな事業を毎日実施をしております。

現在登録されている方が約50名でございます、その方を各地区ごとに割り振りまして、週3回、大体1人平均、1カ月3回程度で実施しておる事業でございます。

なお、この生きがい対応型デイサービスにつきましては、送迎事業が別途ございまして、デマンドタクシーを利用しまして、大木戸ふれあいセンターまで送迎をしているという事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 50名というのと、これは送迎も含めると年間524万3,000円、

大体1人10万円相当かかるわけなんですけど、参加者をもう少し増やすべきだと思うんですが、増やす考えということは、事業では何か行っているんでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えいたします。

この生きがい対応型デイサービスにつきましては、文化センターができました平成6年から実施をしているところがございます、こちらは文化センターで開催していましたが登録者数は約100名でございました。震災の関係でこちらの施設が使用不可能になりまして、一昨年度から大木戸ふれあいセンターで実施をしていますけれども、募集をした結果、50名でございます。

今、参加者を増やすために、それぞれ民生委員さんにもお願いをして高齢者の方に声をかけていただく、それと年度はじめとかになりますけれども、町内会を通じまして回覧等での周知とか個別の相談で、こういう事業をやっていますから利用いかがですかとか、そういう啓発活動については日ごろから実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） なければ、次に4款衛生費についての質疑に入りたいと思います。

75ページから83ページまででございます。質疑ございませんか。

8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 82ページのごみ処理、今年度の負担金2,230万1,000円ほど計上になっていますが、いわゆる構成市町の1世帯あたりあるいはまた1人あたりでもいいんですが、ごみの排出等々どのような状況になっているのか。また、我々のところに資料を1回も見ただことはいいんですが、ほぼ構成市町で平均的に1人あたりまたは1世帯あたり、こうなっているという何か資料としてあるんでしょうか。また、いわゆる分別、これも各構成市町が違うのか、あるいは徹底されて同じような状況になっているのか、あわせて住民生活課長にお伺いします。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 8番村上晴夫議員のご質問にお答えいたします。

予算書82ページの塵芥処理費、負担金補助及び交付金、伊達地方衛生処理組合に対する負担金ということの部分で1つ目です。この負担金の部分につきましては、議員お話しのとおり、ごみの搬出の割合によってそれぞれの市町への負担金が決まります。この負担金の部分につきましては、今回予算を計上する際に衛生処理組合から、これはこのような形で負担金ですとお話ございました。

実際負担金の部分については、今月26日にこの衛生処理組合の議会がありますので、そちらの決定となるわけでございます。1つ資料として手許にありますのはごみです。ごみ処理特別会計の部分でいいますと、実際のごみの搬入という実績割りで、国見町の割合としては9.24%という形では数字は出てございます。そのほか、

し尿についても同様な搬入の割合という形になってございます。その割合で衛生処理組合から、このような負担金ということで事前に資料が参りまして、今回予算に計上したものでございます。

もう一つ、ごみの分別の関係だったと思うんですけども、ごみの分別の関係についても、分別をして、その内容によってごみの搬出となります。我が町といたしましても、いわゆる資源ごみを含め、リサイクルの日という部分を十分に皆さんにご理解いただいて、少しでも衛生処理組合にごみの搬入が減るような形、いわゆる負担金が減るような形で、我々担当課としても町民とともに、ごみの減量化に進んで対応をしまっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 83ページの失業対策費のところ、間違いました。

議長（八島博正君） 申し訳ございません。今、衛生費でよろしくお願ひします。衛生費について質疑ありませんか。

5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 先ほどのごみの分別状況については、国見町と同様に他も徹底してやっているのかどうか伺います。住民生活課長。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 5番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

ごみの分別です。国見町以外の状況ということでございます。これについては衛生処理組合で構成市町に対する分別の方法とか、ある程度一定な形でそれぞれの基準を統一した形で示されて、それぞれの市町で対応しておりますので、同じような形で対応はしております。

ただ、以前の議会の一般質問でも松浦議員からご質問ありましたとおり、分別の曜日であったり、回数であったり、そこは自治体の実情に合った形で対応はされているという認識はしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） ただいまは4款衛生費についての質疑を行っております。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） なければ、次に5款労働費について質疑を行います。83ページから84ページでございます。第5款労働費についての質疑ありませんか。

12番井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） 83ページの13節の委託料でございますが、緊急雇用創出基金事業ということで、3,813万5,000円とありますが、その内容等をお聞かせいただきたい、お願ひします。

議長（八島博正君） 質問者は答弁者を伝えてお願ひします。

12番（井砂善榮君） 産業振興課長よろしいでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 井砂議員のお質しにお答えいたします。

委託料、緊急雇用創出基金事業 3,813万5,000円の内容でございますが、こちらにつきましては、産業振興課で所掌している分の計上でございます。

3つございます。国見バーガーの販売委託、これは平成24年度から町の商工会に委託をして実施をしている分でございます。こちらが330万円ほど。そして、2つ目がももたんFM、これはふくしまFMに委託をして行いたいと考えているところでございます。ももたんFMについては2,120万円ほど。そして3つ目が、耕作放棄地の林地化事業でございます。これは山際の樹園地で耕作放棄地となっている部分を森林組合に委託をいたしまして、伐倒、抜根、そして桜の苗を植えるといった事業であります。これが1,360万円ほどでございます。この3つを合わせまして、委託料として計上したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 関連してなんですが、国見バーガー等、国から来ているお金で委託しているということですが、その委託料がなくなった場合はどうなるのでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 松浦議員のお質しにお答えいたします。

この国見バーガーの委託に関する補助金でございますが、27年度の途中で終了いたします。と申しますのは、この事業は、3年間という期限付きの継続事業として認められたものでございますので、9月ごろにこの事業の補助金は終了いたします。それ以降につきましては、国見まちづくり会社が引き継いで道の駅へつなげていくという方針で継続してまいりたいと考えているところでございます。

また、これまでサバみそを使ったバーガー、チキンカツを使ったバーガー、この2つがございましたけれども、3月1日に開催をいたしましたフードフェスタの際に3つ目の国見バーガーが発表されております。これは阿津賀志山の防塁をイメージしたもので防塁ドッグというものでございます。これも国見バーガーのバリエーションの一つだと考えておりますので、この3つをベースに、またこれ以降も国見バーガーのバリエーションを増やししながら、まちづくり会社として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）



◇休議の宣告

議長（八島博正君） そのほか質疑なければ、ただいまの時刻11時7分です。10分間休憩して17分から再開します。

（午前11時07分）

◇ ◇ ◇  
◇再開の宣告

議長（八島博正君） 会議を再開いたします。

（午前11時17分）

◇ ◇ ◇  
議長（八島博正君） 次に、第6款農林水産業費についてに入ります。ページ数は84ページから95ページまでです。第6款農林水産業費についての質疑ありませんか。

7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 産業振興課に伺います。

87ページの委託料、米の調査委託、これは食味の調査と伺ったんですが、どこに委託して、そして結果の内容の活用をどのように考えているのか伺います。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

米の食味検査についてのご質問でございますが、87ページの13節委託料の調査委託の中に含まれております。今回、米の食味官能試験に関する積算額につきましては21万円ほどでございます。米の食味官能試験の内容でございますけれども、これは専門機関に米そのものを送り、検査するものでございます。専門職員によって、この検査機関が標準米と認めた検体と国産産の米を比較してランクづけをするものでございます。

この評価につきましては、まず米そのものの外観であったり、炊き上げたときの香りであったり、味、粘りとかやわらかさ、かたさ、そういった項目についての専門職員による評点、それと機械的な検査もございまして、そういったものが含まれているかという成分比についても検査をいたします。機械的な検査と、実際に専門職員が炊き上がった御飯を食べて評点をつけるものでございます。

1点につきまして、4万円ほどの費用がかかります。町で計上いたしましたのは、そのうちの半額を町が負担をするというところでの予算計上でございます。

また、国見町としても町の水田面積が約450ヘクタールほどございますので、米のブランドづくりにこの検査結果を活用したいと考えているところでございます。よって、戦略的に米のサンプルを抽出するというのも農家の方々と協議をして進めてまいりたいと思っております。この食味官能試験の結果が国産産のブランド米の名を高められるような、そういった戦略的な意味合いも込めての検査としたいと考えているところでございます。

そして、国産産米は28年度に開業いたします道の駅でも販売する核となる作物でもございますので、ブランドづくりのための取り組みとご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 今回は国産産のブランド米をこれから発信していくという考えを伺っ

たんですが、国見の販売というと、パッケージそのものが伊達みらいとか、国見とわかるパッケージ、袋などは現在も新しく作らなければ、なくなっている状況なんです。当然ほかの町と、例えば魚沼産と比べてどうだ、魚沼産よりはうまかったという評価とか、そういうことをやるんでしょうか。よその産地と比較をすることはどうなんでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

当然ブランド米づくりでございますので、ほかとの差別化は重要なポイントでございます。米農家の方々とお話をしておりますと、うちの米が一番おいしいとおっしゃいます。これは訴求力としては弱いと思っております。と申しますのは、生産者自身が幾らおいしいと声を大にして言っても消費者に伝わらないということを実感しております。

実際、25年、26年と我々町としても各地で国見産の米を販売をしております。その際に、国見の特徴としては試食品を出して食べていただいて、そして購買に結びつけるといった取り組みをしております。炊き上がったばかりの国見産の米を試食としてお出ししますと、皆さん一様においしいとおっしゃってくださいます。であればなおさら、第三者機関がそれを評価するという取り組みで他との差別化を図るための事業として展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） もう一つはパッケージ、以前は国見農協単位であったんですが、どんどん合併していくと国見というパッケージもなくて、だから国見のモモはうまいうまいと言うけれども、どこに国見と書かれているモモがあるんだと私らは不自然に感じているところなんです。そういう国見というレッテルはあるんでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

国見のブランドを打ち出す1つの方法として、今年度から道の駅の開業に合わせてシンボルマークを作ろうと考えております。米にしても農産物の多くは農協出荷で、国見の色がなかなか出にくいところもございます。一方で農家自らが販売をしたい、直接、消費者に届けたいという思いを持つ農家も中にはおいでになります。そういった方々、自分で自分の作物を販売したいと考える農家にまずはお集まりいただいて国見の農産物のブランドづくりのための協議を始めたいと考えております。そのためにも視覚的な統一感が必要であろうとも考えております。パッケージにしても包装にしても、一目でこれは国見産だとわかるような視覚的な仕掛けも当然必要だと考えているところでございますので、地方創生の交付金等を十分に活用して、国見らしい一目でわかるマーク、パッケージを作り上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 87ページの同じ委託料のところですけども、6次化支援業務、これについてもう少し具体的に説明をお願いします。産業振興課長。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

この6次化支援業務の20万円でございますが、ただいま阿部議員からのお質しの中でもお話をしたとおり、パッケージデザインについての費用ということで計上させていただいたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） この委託先というのはどこなんでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

委託先につきましては、現在調整中でございます。現時点で申し上げられることは、平成23年度から町とアドバイザー契約を締結し、国見町を良く知る委託先がございます。まずは、そちらを核にして協議を進め、決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 10番東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） 今の関連質問になりますけれども、この6次化の支援に20万円のパッケージのデザイン等を考えるという話でございますが、6次化そのものを今年度商品化できるという確信はお持ちなんでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 東海林議員のご質問にお答えいたします。

6次化は早々に進めなければならないと考えているところでございます。原発事故で一番打撃をこうむったのは、国見町の基幹産業であります農業でございます。この農業の復興あるいは再生、再生というよりは新生。新たに生まれ変わるといった視点から考えれば、農業が元気にならなければ、まちづくりは進まないと考えているところでもございます。そのための道の駅の事業でもございますので、これに照準を合わせて、27年度は農産物の6次化に向けて邁進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） 大いに6次化に向けてやってもらいたいと思いますけれども、町としてはその6次化を作る作業をどういうところにやってもらう予定でしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

まずは、この6次化というのは2つの方法があると思っております。1つは、農家

自らが家庭内で自家製農産物を使って手作業で行っている方法。アンボ柿の例でお話をさせていただきますが、アンボ柿をチョコレートでくるんで、それを家族で食べたり、あるいは親しい人たちに配ったりしている方がいらっしゃいます。これはよその手をかりずに自分が発案して、自分が取り組んだ6次化でございます。もう一つは、原材料を農家が提供して、加工専門業者がそれを例えばお菓子にするとか飲料にする方法。そういった2つのやり方があると思っております。町としてもこの2つを並行的に進めていけば、この6次化というものは品数も当然増えてまいりますし、農家の所得向上にもつながるものと考えているところでございます。

また、今、町で6次化が進められているのはピーチワインであったり、日本酒であったり、ブランデーでございます。これらを思い浮かべていただければ、この事業の進め方についてご理解をいただけるものと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 12番井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） 87ページの13節の委託料でございますが、有害鳥獣対策委託ということではありますが、20万円ということで、次に89ページのこれまた有害鳥獣の件について多額の金が計上されておりますが、その2つの点について内容などをお聞かせをいただきます。産業振興課長にお願いいたします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 井砂議員のご質問にお答えいたします。

まず、87ページの13節委託料の中の有害鳥獣被害対策委託料として20万円を計上したところでございますが、こちらにつきましては、町に有害鳥獣捕獲隊という組織がございます。こちらに委託をする分でございます。対象鳥獣が79ページの分とは違っております。この20万円で委託をいたしますのはタヌキであったり、キツネなどが対象になるものでございます。それ以外のサルであったり、クマ、イノシシ、ハクビシン、カラス、スズメ、ムクドリ、こういった7つの鳥獣に関しては有害鳥獣対策実施隊という組織が対策を講ずるものでございます。87ページのこの有害鳥獣被害対策委託についてはタヌキであったり、キツネであったりといった鳥獣が対象になるもので、委託先は町の有害鳥獣捕獲隊という組織でございます。

そして、89ページの下段にございます有害鳥獣対策の255万6,000円につきましては、鳥獣被害対策実施隊の分でございます。町が直接、実施隊にこの予算を回すのではなく、農業再生協議会を通して取り組みを行うというものでございます。ですから、こちらの255万6,000円については補助金という名目で計上をさせていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 12番井砂善榮君。

12番（井砂善榮君） 先ほどの私の言葉に対しまして取消部分がございます。有害鳥獣の件についての多額という文言を取り消したいと思えます。

更に、まだお願いがあるんですが、ハンターというか、鉄砲撃ちというか、世界的

にも有数な高品質な娯楽ということで非常に昔から親しんでおられたことだと思いますが、近年になっては狩猟者に対しまして本当の趣味の世界でなくて、今や有害鳥獣の駆除に対して80%くらいの労力を費やして、ほとんど趣味の世界には入れないという話がございます。その点について、1頭、例えば1万4,000円とかその辺の問題であります、実施隊になると非常勤勤務ということでございますが、給料というか、臨時報酬というか、1時間あたりとか半日あたりとかどのような基準で支払われているのかをお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

有害鳥獣対策実施隊につきましては、消防団員等と同じように特別地方公務員でございます。予算上は1時間あたり890円で計算をした報酬を支払っております。86ページの3目農業振興費の中の1節報酬として178万円を計上したところでございます。1時間あたり890円は、町の臨時職員の賃金をもとに算出をしたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

93ページから94ページに係るようになりますけれども、林業振興費の13節の委託料の中でふくしま森林再生事業は阿津賀志山の事前調査であるという説明を受けましたけれども、その中身についてもう一度お尋ねします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

93ページの委託料、林業振興費の中の13節委託料、ふくしま森林再生事業についてでございますが、こちらにつきましては、森林の除染という名目で県が事業を作りました、ふくしま森林再生事業に取り組むための費用でございます。間伐をしながら、その木を市場に流して活用するということでの除染の意味合いを込めた事業でもございます。

27年度につきましては、阿津賀志山周辺でございます。まずは事前調査を実施するため3,000万円を計上したところでございます。

木を切り出す、間伐をする際には、当然作業道等の設置等も必要でございますし、その対象区域内にどういった林齢の木がどのぐらいあるかといった現地調査も必要になってまいります。その上で山林を所有している方々からの同意書等も得なければなりません。木を切り出す前の種々の業務がございます。これらの業務を委託するための費用を計上したものでございます。委託先については県北森林組合にお願いをしたいと考えたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） そうしますと、その調査した後、当然それを運ぶということになり

ますけれども、そういうものを運ぶ場合に、今の道路を利用するようになるのじゃないかと、そうした場合の予算というのは、改めて考えるということによろしいでしょうか。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。この事前調査が終わった後に、今度は間伐等の予算を積算し、県に補助申請をして補助事業として実施するものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 産業振興課長にお尋ねをします。

87ページ、13節委託料、下から6行目あたりに土壌調査業務1,200万円が計上されています。これは450カ所の水田の土壌調査と聞いているんですけども、これは同じ場所を調査するのか、または違う場所を調査するのか。また、同じ場所であれば年々下がっているの、あまり意味をなしていないんじゃないかと思うんですけども、統計的に必要なのか、これをどのように生かしていくのかお伺いいたします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 渋谷議員のご質問にお答えいたします。

87ページの土壌調査の業務1,200万円でございますが、こちらにつきましては、450カ所の水田において調査をするものでございます。この検体を採取する水田につきましては、原発の事故後からずっと同じ圃場を測定をしているというものでございます。定点でその経過を見るものでございます。

この調査の結果の活用方法でございますけれども、24年産米から水田に吸収抑制剤を散布をしております。27年産米につきましては、その吸収抑制剤、散布量が減っております。と申しますのは、その土壌中に含まれるカリ成分の含有量をもとに国が定めた量となっておりますので、10アールあたり27産米については30キロで散布をするということが決定されているところでございます。

また、米への放射性セシウムの移行が土壌中のカリ成分とかなり密接に関係するというお話もございますので、吸収抑制対策のかなめとしても、この調査は当面は必要なのではないかと、あるいは補助金を国から引き出すための資料として伊達管内一致してこの調査に取り組んでいるところでもございますので、そういった側面からもこの事業を組んだものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 2番村上正勝君。

2番（村上正勝君） 87ページ、先ほど渋谷議員からも質問されたんですが、私からも6次化支援業務、米の食味委託ということで、これは関連してくると思うんですが、6次化ではパッケージを作ると。パッケージを作ってもらうのはいいんですが、一番はこの6次化の問題では、やる気のある人、また加工用の何かをグループでやっ

ている、そういう加工施設、加工をやる人です。

米の販売については食味調査費となっておりますが、米の場合は、これは1件4万円かかる。半額助成でも2万円。これは田んぼを何カ所もはかれば相当な出費です。ただ、今、民間の米屋さんでも業者でも食味をはかることのできる機械がどんどん出ているんですよ。だから、例えば道の駅で販売する、出荷する人が常にはかれるような機械のことも調査する必要はあるんでないかと思うんです。

もう1点は、6次化の20万円のやつ、農家ばかりでなく、商工会でも新たな設備で、新たな事業を起こして、そして活性化を図る。今、国の事業でもそういうことがあるわけですから、補助メニューの中でどういうことがあるかお尋ねします。産業振興課長お願いします。

議長（八島博正君） 質問者は1件ずつやることになっていますので、2つ関連あるからといっても、1件ずつやってください。産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

まず、6次化の事業を進めるための補助メニューでございます。こちらにつきましては、農水省でもメニューがございます。一番身近なところで考えられるのは、道の駅の設置に関して、27年度、歳入で見えております農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というものがございます。まずは、これを活用できるのではないかと考えたところでございます。

また、県においても6次化は27年度に力を入れており、予算化も図られているところでございますので、額は国ほどではないにしても女性たちの小さなグループ等が活用しやすい補助メニューを県で創出をしていると理解をしているところでございます。

いずれにいたしましても、6次化の事業は国、県それぞれから補助をいただいて進めていければと考えているところでございます。

また、6次化の施設等についてのお質しでございますけれども、これは最初から大きな施設を作ってしまうと取り組むということよりも、まずは試行として消費者の動向を見るモニタリング等の取り組みもかなり重要なポイントを占めてまいりますので、例えば中央集会施設の調理室であったり、観月台文化センターの栄養指導室であったり、あるいはグループごとの各家庭での台所であったりと、まずはそういったところで試行しながら自分たちが本格的に取り組むときには、何が必要なのかということも十分に勘案をしながらリストアップやステップアップすべきだと思っております。

本日もこの観月台文化センターの栄養指導室で女性たちが6次化の試作品を作っております。モモとリンゴを使った加工品を試行的に取り組んでいるグループも現在おります。自分たちは一体何を作りたいのかという見きわめも必要なのではないかと考えているところでございますし、町はそれを支援してまいりたいとも考えているところでございます。

続いて、米の検査についてでございますけれども、今回予算を計上する際に関係機

関に照会をいたしました。国見の米のブランド化を図るには一体どういった業者がいいのかというところで、関係機関から教示をいただいたのが今回の予算化を図る際の基準となった業者でございます。信頼性が高い検査機関の抽出については、意を用いたところでございます。また、各農家で米の検査ができるような機器をとというお話でもございますが、それにつきましては、今後、関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。

ただし、ある程度の基準を設けまないと、国見のブランドづくりはうまくいかないものと考えております。何でもよしとしたのでは、逆に国見のブランドづくりの足を引っ張ってしまうようなことにもなりかねないと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 2番村上正勝君。

2番（村上正勝君） 今の答弁で大体わかりましたが、一番はこの国見で果物が豊富だと。野菜もある。どこに行っても、今ジュース類は幾らでもあるんですが、地元のものを目の前で加工して、そしてお客さんに提供する。もちろん果物も売ることも大切なんです。この国見の一番の利点を生かして、今後そういう方法を使って、道の駅の中で加工の漬物でも何でも、資金を利用してやっていけばいいのかなと思って、私質問したわけです。今後は産業振興課でいろいろ検討して、こうやってもらえばありがたいと思います。

以上です。

議長（八島博正君） 質問でなくて、意見なんです。今は質疑やっていますので、質疑お願いします。

2番（村上正勝君） この予算はとにかく6次化の中でとらなければ、これはできないわけですから、今後予算として考えているかどうか質問します。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なければ、もう一つ、7款商工費について質疑に入りたいと思います。95ページから99ページです。商工費について質疑ございませんか。

10番東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） これも産業振興課ということだと思いますけれども、96ページの商工振興費、その中の13節委託料、この中に講演会201万円、それから旅行業務960万円がございましてけれども、このことについて具体的にどういう内容の講演会なのか、旅行業務というのはどういうところに委託するのか、中身は何なのかを教えてくださいたいと思います。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 東海林議員のご質問にお答えいたします。

まず、96ページの商工振興費の中の13節委託料、このうちの講演会201万円でございますが、こちらにつきましては、消費者庁の補助事業を使いまして、風評被害対策の講演会を実施をしたいと考えたところでございます。26年度におきましても、国の事業を使いまして、講演会を2回開催をしております。

また、喫緊で申し上げれば、今週日曜日に開催をいたしました野崎洋光さんの講演会と、野崎洋光さんを審査委員長に行いました国見のおいしいレシピコンテスト、これを例として申し上げれば、こういった事業を27年度についても開催をしてみたいと考えての予算計上でございます。

そして、旅行業務でございますが、これも消費者庁の100%補助事業でございます。これまで100人ツアーであったり、昨年度、モモ狩り体験ツアーであったり、モニター事業として国見に県外の方々を呼んで風評被害対策にあたったという事業がございますが、これと同じ事業を今度は消費者庁の補助メニューを使って開催をしたいと考えたところでございます。

ただ、夏場のモモ狩りだけではなく、歴史と農業を観光化するといった、新たな体験型事業として展開できればと思っているところでもございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねします。

98ページの4目まちづくり交流推進費において、11節の需用費ころに賄材料費ということで、これは多分聞いたときに、今回もレシピコンテストをやられたと思うんです。そのための賄材料費という予定だとお聞きしたんですけれども、このレシピコンテストを今回も開きまして、そのレシピコンテストで優勝した方は、今後の道の駅の商品にしたいということを前にお話聞いたんですけれども、今回は2回目ですということになったときに、2つ出たと思うんですけれども、その2つの中からメニューとして登録をするのか、それとも今までに入った金賞及び銅賞とか、いろいろあると思うんですけれども、そういういろんな考案した方々のメニューを全て理由として、そこからまだ選ぶのか、その辺のメニューのことについてお尋ねします。

議長（八島博正君） 産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

予算化をしておりますこの金額については、議員お見込みのとおりでございます。賄材料費、資材代でございます。26年度に2回実施をいたしましたレシピコンテストでの金賞受賞されたメニューにつきましては、道の駅の食堂で供するという事でブラッシュアップを図りたいと考えているところでございます。

このことにつきましては、審査委員長をお務めいただいた野崎洋光先生からも今のままでは商品としては厳しいところはあるかもしれないけれども、プロの知恵を加えれば十分メニューとなり得るものとの教示をいただいたところでございます。現時点

では金賞のメニュー2つについては、道の駅の食堂のメニューにしてまいりたいと考えております。

そのほかにも食堂のメニューに関しては、まずは地域食、これは歴史のある食事が今も残っていると我々は考えておりますので、その地域食あるいは時期時代の歳時食でございましょうか、祖父母たちが食べていたお振る舞いの食事などを発掘をしながら、新しいものと伝統のある食事と双方からメニューづくりを進めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） ただいまは商工費です。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） 質疑ございませんので、ただいまの時刻12時3分でございます。午前中の会議を以上で閉じまして、午後からは1時から再開したいと思いますので、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（八島博正君） 8款土木費についての質疑に入ります。99ページから107ページです。第8款土木費について質疑ございませんか。

7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 建設課に伺います。

106ページ、13節の委託料、その中で100万円計上しております調停業務委託について、家賃滞納は町で行うのが原則なんです、この100万円は滞納者の調停を予定して計上してあるんでしょうか、伺います。

議長（八島博正君） 午後からもお願いします。質問する方は質問する相手とページ数を述べて質問してください。

建設課長。

建設課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

調停業務委託100万円ということでございますけれども、これにつきましては、調停については当然裁判所に係る事案でございますので、専門家の弁護士に依頼をして、その調停を成功させるために業務を委託するというところで考えてございます。

平成27年につきましては、現時点では100万円を超える方、2名程度、今後の分納の状況を見ながら、それに反故があった場合については調停業務に委託をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） そうすると、この100万円ということは、今後27年度に調停を予定して、金額を計上しているのでしょうか。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） あくまでも予定でございますけれども、その2件の今分納している入居者が反故になった場合については、当然そういった形になるということで、議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 2番村上正勝君。

2番（村上正勝君） 建設課長にお尋ねします、建設課長か町長の領分がよくわかりませんが。

徳江大橋の工事費、いろいろ壊れたことで予算をとっているんですが、これはちょうど4年前、あの災害のとき、あそこの橋が渡れなくなったわけですよ。そのときの工事費だの何だの、これを見てみると、町単独事業での工事費なんだけれども、1級河川にかかわっているところの橋が今後もこういう町単独事業で補修だの修理をするなんていったら大変なことになるんでないかと。これは県道昇格か、それでなかったら桑折の昭和の大橋も、これは桑折町と伊達市につながる橋なんですが、これも単独事業で両方で持っているんだか、これぐらいの道路を道路の管理から、特に橋なんていうことは大事な、相当な金のかかることだから、町で果たしてこれを工事から何から持っていく考えなんだか、これは早目に広域的に県道か何かにやる予定はあるかどうか質問します。

議長（八島博正君） 質問者をお願いします、ページ数。

2番（村上正勝君） ページ数は101ページと。

議長（八島博正君） それは101ページに橋梁費と出ていますので、質問する方はそういう形をお願いします。

建設課長。

建設課長（阿部正一君） 村上正勝議員のご質問にお答えをいたします。

議員お質しのとおりなんでございますけれども、町といたしましては、町道4号ということになってございますので、当然一般町道でございますから、町で整備、維持管理をしなければならない道路になっております。

4年前につきましては、災害復旧工事ということで、前後についての段差とか、その辺の部分につきましては、災害復旧で対応したところでもございますが、今回の件につきましては、その災害復旧に該当するかどうかというグレーゾーンもございまして、町の一般的な維持管理事業にならざるを得ないのかなと考えているところでございます。

町道4号につきましては、議員お質しのとおり、広域的な農道ということで昭和50年代後半に整備をされた道路、それに伴う橋梁と認識をしております。当然なが

ら伊達市、国見町、桑折町からまた伊達市といった形で広域的な道路となっていることもございまして、ましてや、下水道の処理センターを抱えているような中にありまして、大型車が通る基幹の道路であるということもございまして。

そのようなことも踏まえまして、今後、町として将来的に道路、橋梁ストック事業の中で町が抱えていけるのかどうかも検討しながら、近隣の伊達市、桑折町も含めまして、あるいは議会の皆さん、行政側も一緒になって高規格の県道に昇格していただけるのかどうかも今後、念頭に進めていかなければならないと考えているところでございますので、今後ともご理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） いいですか。そのほか質疑ありませんか。

2番村上正勝君。

2番（村上正勝君） 予算書の中でよくわからなかったんですが、今回は修理も何もないからだと思うんですが、貝田のサービスエリアからの鉄道を越える橋、あの橋は町道だと思うんですが、例えば壊れた場合、町で修理するようになるんですか。国鉄の線路の上を渡っている、あそこは国見にとってはサービスエリアに行く道路では最高に朝晩通勤客があるんですが、道路そのものも曲がった道路で、そして幅が狭いと。国鉄との協議の中で橋のかけかえを将来やるんだか、または町道も人通りのあるところを将来拡幅する予定があるのか質問します。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

予算書の中では101ページ、道路橋梁費の道路維持費の13節委託料、道路ストック総点検舗装調査業務ということで1,500万円の予算を計上してございます。これは議員お質しのサービスエリアにつながる町道にかかる跨線橋の調査点検業務ということで計上させていただきました。

これにつきましては、国の法の改正がありまして、橋梁の点検、5年に1度の義務化になってございます。町といたしましては、3つの跨線橋がございまして。これを最優先課題と認識をしておりますが、それが全部、貝田地区に集中をしております。その中でも議員お質しのとおり、サービスエリアに通勤なさる方の交通量が一番多いのが日照田橋といえますけれども、この日照田橋をまず早急に調査をして、橋の安全点検を行うということで、今年度計上させていただいております。

この点検につきましては、JR東日本側が線路を抱えている状況もありますから、それは専門家でなければできないということで、JR側も国道もあり、県道もあり、市町村道もありということで、多大な点検箇所を今後進めなければならず、国が主体となって、その点検するスケジュールを調整してございます。

国見町につきましては、先ほど言いましたように、早急にこの3つの跨線橋を年次計画で27年、28年、29年と1橋ずつ点検をしていきたいということで、何とか27年度にこの調査が入れそうだということで予算を計上させていただいたところで

ございます。

この橋につきましては、点検の調査結果次第ではございますけれども、その結果を見ながら、確かに上にサービスエリアがあるということで、大変重要な幹線であると認識をしておりますから、今後その点検結果によって改修をしなければならない結果が出た場合につきましては、当然、社会資本総合整備交付金事業の中で補助金をいただきながら、改修を進めていくことが必要になると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 10番東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） 建設課長に伺います。

107ページ、住宅費の15節の工事請負費の中に老朽公営住宅除却工事300万円、これは何戸壊す予定なんですか。それと、一緒に聞いてしまいますけれども、現在古い町営住宅というのは何戸、今残っているんですか。そして、その中に建っている建物の戸数と使用している戸数をあわせて教えてください。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 東海林議員のご質問にお答えをします。

まず、除却戸数でございますが、これにつきましては、北古館住宅の3戸を取り壊す予定でございます。

老朽住宅の戸数ということでございますけれども、概数になりますけれども、北古館で約40、南古館で約10が耐用年数も完全に過ぎているということで50戸程度、貝田はことし3つ壊しましたけれども、残り2戸ありますので、それを加算したのが木造の一番古いものとなります。今後、間もなく耐用年数を迎えてくるのが日渡住宅、更には宮前住宅、大坂住宅がこれは簡二構造という年数のもう少し耐用年数が長いやつなんです、それが間もなく迎えてくるということで、この辺が今後の課題になってくると考えております。

総戸数として250弱でございますけれども、国見町の全体としての公営住宅の戸数については、他市町村から比べましても、かなり戸数が多い状況もありますので、これにつきましては、今持っているほかの鉄筋コンクリート系の住宅を含めまして、総合的な配置計画を考えていかなければならないのかなということで、約500人ぐらいの人数の方が多分入っていらっしゃると思いますけれども、それも含めまして、一番喫緊なのは仮設住宅からどのような形で住みかえをさせるかということと、以前にも申し上げましたけれども、古いものを生かしていくことも大事なものですから、その生かせる住宅をどう長寿命化を図っていくかといった視点も含めながら総合的に検討していかなければならないと、今考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） この工事請負費の中に除却工事以外に施設修繕工事というのが入っていますけれども、これは現在建っている建物を修繕して希望者があれば貸すと、こういうことなんですか。そのために工事をするんでしょうか。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

施設修繕工事につきましては、これは定住促進住宅がございます。これにつきましては、もともと雇用促進事業団で作られた建物を町が購入したものでございますが、当初は風呂釜が持ち込みということになっておりました。ただ、昨今はもうユニットバスが主体ということで、今の公営住宅も基本備わっているのが現状で、これについては年次計画によって、今まで使っていて使えなくなったものについては、町で新たに風呂釜を交換していくということで4基分を計上させていただいたということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） その古い町営住宅なんですけれども、そこに入りたいという希望者があつた場合は入れるのかお聞ひいたします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

北古館住宅につきましては、もう除却計画が作成されておりますので、これに基づきまして除却を進めていくということで、退去次第すぐに除却にかかっていくこととなります。

そのほかの住宅につきましては、まだそこまでの計画を立てておりませんので、仮に南古館住宅があきましたよとなれば、それは入居申し込みがあれば、当然住まわせることも可能ですし、先ほども申しましたけれども、仮設住宅に入つてられる方で旧中沢から移つた方とかですと、家賃の安いところに住んでいたというのもありますので、そういった意味では南古館住宅あたりは、そういった方の受け入れ先としての修繕もしながらの確保はしておかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） いいですか。

10番（東海林一樹君） もう1件。

議長（八島博正君） 4件目なので、関連だったら最後の質問でお願いします。

10番（東海林一樹君） 最後にします。

議長（八島博正君） 東海林一樹君。

10番（東海林一樹君） そうしますと、仮設住宅は来年の3月までですか。そうすると、その中に入つている人には、町営住宅を借りたいという人もいるかと思うんですけれども、そのときには是非入れるにように手配をお願ひしたいと思ひますが、その点はいかがなものでしょうか。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

仮設住宅の入居者につきましては、随時意向調査を伺つております。町営住宅に安い家賃で入りたいという方が多々いらっしゃいますので、その部分につきましては、

家族構成、単身とか高齢者とか家族が多いとか、その辺のバランスも見ながら、一定程度の希望を聞きながら、入居させなければならぬと考えております。ただ仮設から移るとなると、家賃が今度はかかってきますから、そこが今の入居者の方は若干足踏みをするようなところもございますけれども、現時点では28年3月31日までということになっておりますので、これについては随時、仮設住宅に回りながら、今のところはこうなので、何とかお願いをしたいんですということでお回りをして、あきがあればそちらにあっせんするように進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） まず、建設課長にお尋ねします。

ページ、106ページ、13節エレベーター保守点検142万6,000円が計上してあります。これは雇用住宅のエレベーターかと思うんですけれども、これは何台か、また1年に1回の保守点検は何回行われるか、どんなことをされているのかお伺いいたします。

議長（八島博正君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） エレベーター保守点検でございますが、これにつきましては、板橋南にある4棟のエレベーターで4台でございます。点検回数については毎月1回の点検、年1回の重要な点検をしております。これは長期継続で契約をしている金額ということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） これは全体的なことになってしまうと思うので、副町長にお尋ねしたいと思います。

ただいま建設課長のほうで、4台分で雇用住宅142万円でエレベーター保守点検をしているということなんですけれども、文化センターにも実は1台ありまして、これも50万6,000円計上されています。また、今度は新庁舎に恐らく2台が設置になると思うんです。そうすると、国見町のエレベーターを保守点検するのにおよそ300万円くらいかかると見ていてよろしいでしょうか。

これは分散すると、また1台四、五十万円かかっているんですよ、保守点検には。ということは、町としてはエレベーターを持っているのは3台、ここに1台でしょう、これから新しく2台が設置になるわけです。トータルで300万円ぐらいの保守点検がかかるのかなということをお聞きします。

議長（八島博正君） ただいま建設課関係なんですけれども、役場のエレベーターは関係ありませんけれども、総務課長、答弁お願いします。

総務課長（菅野信朗君） 渋谷議員のお質しにお答えを申し上げます。

役場庁舎、新庁舎の部分でございますが、お質しのとおり、2台設置してございます。その保守点検料につきましては、76万8,000円ということで計上させてい

ただいまして、それぞれの目に計上したエレベーターの保守点検料を足していただければ年額ということになりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありましたらお願いします。そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） なければ、次、第9款消防費についてに入ります。ページ数は107ページから115ページです。消防費についての質疑ございませんか。

3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 住民生活課長にお尋ねいたします。

109ページなんですけれども、3目消防施設費においての本年度の予算が昨年から比べれば227万2,000円ほど減額になっております。その理由についてお尋ねいたします。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 3番渡辺勝弘議員の質問にお答えいたします。

予算書の中で3目の消防施設費、本年度の予算額が前年度に比べて227万2,000円減っているのではないかと、その理由でございますが、この部分についてなんですけれども、この消防施設費については消防施設屯所あるいは車両の維持管理費等があります。それについては例年どおりの部分になろうと思います。そうしますと、もう一つの消防施設の整備費になると思います。いわゆる消防の車両、新規購入であったり、車両でいいますと、20年過ぎたら更新という形にはしておりますけれども、大きいのは工事請負費で、防火水槽の設置工事ということで、防火水槽については建設課で予算要求、あるいは設置の工事そのものはしております。

うち、住民生活課では工事請負費の中でいいますと、消火栓の設置工事となるかと思えます。これについては92万円ということになりますけれども、この設置工事は消火栓を新たに作るもの以外に消火栓の格納する箱の補修等も含まれております。消火栓の設置そのものについては、これについては一応、予算書には1基という形の計上はされてございます。ということで、昨年と比べまして、変わっているという部分については、実際は防火水槽あるいは消火栓の設置工事の予算額が昨年よりは減っているのかなとは感じております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） そうしますと、特に感じられるというか、自分は消防団員の一員としては消火栓の設備工事が毎年2基ずつをやっていたんですけども、本年度に限りましては1基だということなんですけれども、その1基にしなければならなかった理由がありましたらお願いしたいと思えます。

議長（八島博正君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

消火栓は今まで例年2基だったんですが、今年度については1基という計上になったわけでございます。担当している住民生活課といたしましては、各消防団分団から要望がありまして、それを踏まえて消防団の幹部会議で協議をした中で設置場所を決めます。要望に上がってきたものを全て要求しても、これは限りのある予算の中ですので、それは決して可能とは言えません。例年2基要求しておりました。今年度についても、担当課としては2基要求はしたんですが、査定の結果、このような形の1基の予算の計上となったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） ここで町長にお尋ねしたいと思います。

今、大変財政の苦しい中での予算編成ということで、大変厳しい中での予算編成だと思っております。一消防団員でも考えますと、先日の大木戸の火事においても、自宅の火災において自宅の脇に消火栓があったと。その消火栓によって初期消火を行ったと、近くに消火栓があるということは、その人の財産と生命を守ることに関しては、大変重要なものと思います。

これは1つの例なんですけれども、聞いたことなんですけれども、伊達市においては消火栓の脇に防火水槽を設置していると。なぜ1カ所に2つをつけるんですかというお話を聞きましたら、地震において断水をした場合には、もう消火栓は使い物にならないと。そのためによつては、防火水槽を利用するんだとお話でなっております。

確かに、この財政の中で、それを2つやれということではありませんけれども、当町内においては消火栓というものはあくまでも予備的なものではなく、生命と財産を守るために是非とも必要なものであり、それが今まで2基だったものを1基ということは、1年遅れになってしまうと。としてみれば、1年間の安全保障が半減するのではないかという思いをいたしますので、是非、来年以降のことも考えて、この消防施設及びそのことに関してどのようなお考えをしているかお尋ねしたいと思います。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 消防設備の整備につきましては、議員お質しのとおり、住民の皆さんの生命、財産にかかわる部分で、町としても重要に考えているところでございます。

消防設備の基準につきましては、それぞれ消防車の導入でありましたり、施設設備の基準というものがございまして、それに基づいてそれぞれ導入をしております。当然予算もございしますが、そういった観点から重要なところを選択して、今回予算の計上を図ったということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 町長。

町長（太田久雄君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

ベースとして、私も常に安全・安心ということでお話を申し上げております。そういった中で消防の問題、あるいは生命と財産を守る、そういった観点をどうするかと

いうことは非常に重要な課題と認識しております。

それと同時に、町全体の安全・安心の流れです。消防もあります。あるいは防災にもあります。いろいろと業務的な部分があるという状況でございます。そういった中で、予算の枠の中でどのように配分するかということで、結果的に今年度は1基になったと私自身は理解しております、安全・安心をないがしろにしているということではございません。大きなキャパの中で、今回は1基になったということでございますので、来年度については、議員のお質し等々を十分踏まえながら、安全・安心の中で何がベストなのかを常に追及しながら、消火栓も非常に大切です。また、消防車両も大切です。いろいろあるんです。そういった中で何がベストなのかを十分見きわめながら、それは予算化をし、そして安全・安心に対応していくことが必要かなと私は思っておりますので、今のご意見などを十分踏まえながら、町全体の安全・安心とは何ぞやということこれからすぐに検討を始め、住民生活課あるいは総務課等々、十分検討しながら、今後の方策、方針、流れを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 原発災害対策課に質問いたします。

115ページの22節に補償補填及び賠償金の中に、立木補償金として800万円が計上されております。近ごろは仮置き場というのは、ほとんど田んぼに設置しているのに、この立木補償ということなので、場所をもしよければ教えていただきたいのと、またこの補償につきまして、町では一般に道路とか作るときには立木補償の基本的な数字があるかと思うんですけれども、原発による立木もそれに伴うのか、それともその原発対策のまた別な補償の金額はあるのかお伺いします。

議長（八島博正君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 渋谷議員のご質問にお答えいたします。

この22節補償補填及び賠償金につきましては、お質しのとおり、仮置き場に係る立木等の補償ということで概算で計上させていただいております。新年度の予算の中では、仮置き場新規分2カ所を別途工事費等に計上させていただいておりますが、現時点ではまだ場所が特定してございません。最近の流れでいえば、水田をお借りして仮置き場を整備しておりますが、今後につきましては、畑等も想定できるということで新年度予算に800万円計上させていただいております。また、補償費の単価でございますが、これにつきましては、町で使っております用対連の補償額と同一ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 消防費の中の114ページ、原発災害対策課長にお尋ねします。

13目の委託料の中で多分、除染作業委託ということで、37億4,487万6,000円とうたわれていると思うんですけれども、説明をいただきました中で、

こちらは産業振興課との関連もあるんですけども、これはご集印めぐりということで、その中に上野台の桜の森とうたっていると思うんですけども、前にも言いましたように、この桜の森にはまだ除染したものが残っていると思うんです。

そうした場合に、優先的にそれを運ぶというお話でしたけれども、現実はこちらは4月からもう始まりますと。お客さんに来てくださいと。つまり、国見町としてこれをPRしたいという状況の中で、桜をうたっておきながら、脇に除染の作業袋があるということはあまりにもPRにはひどいのではないかと。受け入れ体制を整えることによって、国見町をPRすることは前提なものですから、当然運ぶことはわかっております。運ぶべきだと思うんですけども、優先的にこちらの森に関してはある程度集客すると、お客さんに来ていただいて、楽しんで帰っていただいて、また来ていただくようなシステムをとるためにも優先的にやるべきではないかと思うんですけども、その運び出す順位とかというのは、それは順位的にはどうなっているかお尋ねします。

議長（八島博正君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

生活圏の森林の除染で、桜の森の除染も過去に実施しておりまして、その後、今年度の予算を使いまして、既に桜の森の除染で発生しました可燃物については伊達地方衛生処理組合の仮設焼却施設に運んで処分をいただくように、現在搬出をしているところでございます。

終了の時期的なお話しでございますが、現在のペースで運び出しをしていけば4月中には、桜の森の可燃分については、全て搬出が完了する予定になってございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 今の課長のお話ですと、4月中に完了するというお話なんですけれども、桜ですから、桜の時期は当然それよりも早くなってしまうのかと思います。そうした場合に、桜がメインなので、桜を見に来られる方のときに物がないようにすることが前提ではないかなと。桜がもう散った後にそれを見に来るというのは、逆に言えばナンセンスではないですけども、印象が薄いと。桜をメインにするのであれば、桜が咲く前にはもうない状態にしてもらえることがベストだと思うので、その件に関しては早目にということとは不可能なんでしょうか。

議長（八島博正君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えします。

現在、伊達地方衛生処理組合の仮設焼却施設に搬出をしておりますが、構成市町で受け入れ数量が決められてございます。町といたしましては、当然、桜の時期、それ以前には運びたいという考えは持っておりますが、受け入れ側の制限の中で対応しているものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、優先順位としましては、桜の森が最優先で現在取り組んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） なければ、次に入ります。次に、10款教育費については115ページから145ページです。第10款教育費について質疑ございませんか。

5番松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 121ページの小学校費、委託料の一番下のところで送迎委託業務とあります。これはスクールバスの送迎に関することなのですが、実は2月末ころ、小学校のPTAの役員の間には児童数が減るためにバスの台数が減ると。したがって、バスの始発の時間が15分くらい早まるとか、1台のバスの停留所に止まるところが増えるということで、皆さん大変心配しておられました。

そして、実際3月15日の日曜日に方部の役員会を開いて話し合ったようですが、私は課長から翌日、変更はありませんというお話を伺って大変安心したんです。早速その夜にPTAの役員に電話したら、そうですかと大変喜んでおりました。

ただ、17日に小学校から全家庭に配られたものには変更ありませんということですが、この後に検討の余地があるという文言が入っているんですよ。そうすると、何か問題が先送りされているんじゃないかという感じもするんです。保護者としては、冬の朝、15分もバスの発着時間が早まるということは大変なことだと。それから、例えば低学年の子どもが今まで30分乗っていたのが45分にもなるということ、トイレのことも心配になってくるということで、大変心配して、学校に申し入れるための会議だったんです、あの3月15日は。

その申し入れする前に課長からそういう話があって、学校からも早速変更はありませんという通知が行ったので、一応安心したんですが、その中にこの後、検討する余地があるという文言があったので、私はその点心配しているんですよ。実態に合ったようにしなければならないということは考えられるんですが、第一に利用する子どものこと、保護者の心配を取り除くためにも、もう少し徹底して説明なり、対応なりが必要になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスに関しましては、平成26年度、本年度と同じコース、同じ時間で27年度も実施することで進めてまいりたいとは思っておりましたが、今後、実際小学校が統合してスクールバスを利用している児童が統合した時点では、24年度では171名で、来年度、27年度でスクールバスを利用する児童が140名と、30名近く減っております。バス1台分の減ということにはなりましたので、児童が集まる集合場所、停留所につきましても、6年生で卒業して使わなくなる停留所も出てくるということで、全般的に停留所関係とかバスの台数、コース関係につきましても、今後はいろいろ検討させていただきたい旨で通知には記載しておりました。ただ、最終的には保護者の皆さんと話し合いを続けながら、スクールバスの運行はしていきたい

と考えております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 保護者が大変心配しておられたという時点では、十分な検討がなされていたのか、教育委員会と学校との間での話し合いを十分なされていたのかと心配するわけなんです、その辺はいかがでしたか。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

教育委員会、学校などでもいろいろ協議はしております。保護者の地区の委員長たちとも学校、教育委員会、三者協議ということでいろいろお話し合いもしております。協議は十分しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 松浦常雄君。

5番（松浦常雄君） 一応、案をしっかりと固めた段階で役員に説明するなり何かすれば、今回みたいな心配が広がることはなかったのではないかと思いますので、要望として、今後は十分検討した後でお知らせすることをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 138ページ、中尊寺ハス育成団体の補助金85万4,000円ほど計上になっております。生涯学習課かと思えますけれども、これは過去にも一般質問なり等々で何人かの議員の中からも出たと思いますが、今後の国見町の観光資源として非常に貴重な一つになるんでないのかと考えているわけですが、あのハスは育成団体の皆さんに任せておくのか、あるいは町としてどうするとか、十分協議をしながら進めるという話があったかと思うんですけれども、その後、何か話し合いをしたとか、あるいは育成団体の皆さんから何らかのアプローチがあったとか、そういったことの状況、もし今後、もっと拡大してやるということになれば、育成団体の皆さんでもなかなか手に負えないんでないかと。だとすれば、この補助金をもう少し上げないと限界に達するんでないのかとを感じるわけなんですけれども、その辺を町として、今後どのように歴史まちづくりとの関連の中で考えていこうとしているのかお伺いします。

議長（八島博正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（武田正裕君） 8番村上晴夫議員のご質問にお答えいたします。

中尊寺蓮育成会の今後の活動なり町の取り組みというお質しでございますが、議員お質しのとおり、中尊寺ハス池の周辺につきましては、今回の歴史まちづくり計画の中で重点的な整備地域として将来的に整備していきたいとしている場所でございます。この点につきまして、中尊寺蓮育成会の皆さんに歴史まちづくり計画で盛り込んである内容について、先日総会がありまして、その中で説明をさせていただきました、その計画の内容については一定のご理解をいただいたところでございます。

計画に基づくハス池周辺の整備時期が、計画上では29年度以降ということで計画をさせていただきますので、そこまでの期間につきましては、中尊寺蓮育成会が今まで取り組んだ内容を継続していただき、ハス池の管理、育成、更にソフト事業として今年度行いました開花式なり講演会、絵画コンクールなど、引き続き取り組んでいただけるという内容を育成会から聞いてございますので、当面はそういった形で続けていくことになろうかと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 8番村上晴夫君。

8番（村上晴夫君） 十分に育成団体の皆さんと協議を進めながら何とか中尊寺ハスが、これからの歴まちづくりの計画で町のすばらしい観光の資源になるようにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（八島博正君） 1番佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） 学校教育課長にお尋ねいたします。

118ページで、3目13節委託料235万8,000円ですが、この明細ですが、学力診断テスト、体力テスト等ということでございます。

そこで、体力テストについてお聞きしたいんですけども、新聞報道等によりますと、体力テストが末に行われて、ただ残念なことに福島県のそのテストの結果は全国平均と比べて肥満傾向、肥満値が高いと報道されております。国見小学校、県北中学校における体力テストの結果についてお聞きいたします。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 1番佐藤定男議員のお質しにお答えいたします。

体力テストの関係でございますが、小学校につきましては、男女ともに全国、県平均よりやや上回って肥満傾向、肥満値が高いということでございます。中学校につきましては、男女とも全国、県平均よりやや高く、全国平均並みということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） ただいま小学校につきましては、男女とも肥満傾向の値が高いということなんですが、その数字なんですが、過去と比較して、ここ二、三年、震災以後はどのような傾向にあるかお聞きします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

肥満傾向についてであります。震災後、これは国見町だけではなくて、福島県全体にかかわっての話ですけれども、全国と比べているのは小学校5年生なんですが、全国よりもかなり肥満傾向の児童生徒は多いということでありまして。率が高いということでありまして。

国見町においては、いろいろな運動を例えばももたん広場とか整備をして、または学校で具体的に言うと、ジェイアールマラソンとかを取り入れたり、県からの派遣を

受けて体育の授業等で、特別な運動能力改善のための授業等を行っており、やや改善傾向に進んでいると捉えております。

そのほかの運動能力、体力テストについては、福島県が全部の学年で上回ったという握力については、国見町も同じく全国平均よりも大分高い値を出しております。その他のものについては、実は上がり下がりがありまして、一定の傾向は全体としては見られません。種々、例えば反復横跳びなどで改善されたものもありますし、現状維持のものもあります。全体的に捉えて、今後運動量を増やす工夫をしながら改善をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） いろんな対策をとられているということですが、震災直後については、屋外の活動とかは制限されていた部分はありますが、今は全然そういうことはないと思うんですが、再確認したいと思います。お願いします。

議長（八島博正君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

お質しのとおり、現在、外での運動を制限しているという状況ではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 6 番渋谷福重君。

6 番（渋谷福重君） 生涯学習課長にお尋ねします。

ページ数、142 ページ、13 節委託料の中に上野台運動公園プール監視等で 188 万 2,000 円を計上されております。これは監視ということで、私は監視といえばプールで溺れたりする事故防止かと思うので、ある程度しっかりした人でなければいけないと思うんです。また、公開も必要かと思うんですけれども、これは何人ぐらいいて、どのような人が監視するのかお伺いいたします。

議長（八島博正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（武田正裕君） 6 番渋谷議員のご質問にお答えいたします。

上野台プールの監視の体制ということでございますが、プール監視員につきましては、平成 24 年度から警備業の認定を受けております民間の業者にプールの運営や監視業務を委託しているところでございます。

監視の体制なんですけど、登録者、その会社に登録していただいていた方が 12 名ほどいらっしゃいまして、そのうち 4 名体制ということでお願いしてございます。監視員が 3 名、それから受付係に 1 名ということになっております。監視員につきましては、常時ベテランの責任者が 1 名と若い人や女性を配置するようにして体制をとっておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 12 番井砂善榮君。

12 番（井砂善榮君） 学校教育課長にお尋ねします。

125 ページの 13 節委託料でありますけど、再生可能エネルギー等事業工事という

ことで145万円、そしてまた更には15節の工事請負費で再生可能エネルギー導入等の工事5,350万円という2つの件についてどのようなものかお尋ねいたします。  
議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 井砂議員のご質問にお答えいたします。

中学校費の工事関係でございまして、これは太陽光発電の工事となります。中学校の蓄電池を含めた設置工事となりまして、これは前のページの124ページにもあります、委託料の実施設計220万円を含めて工事監理費と工事費ということで計上しております。100%補助事業でございまして、進めてまいりたいということで計上させていただきました。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 3番渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 生涯学習課長にお尋ねします。

4目の図書館費及び18節の備品購入費において図書ということで120万円、これは多分あのときは800冊の本を購入しますというお答えでしたけれども、この800冊という種類の選定基準というものがあるのかお尋ねします。

議長（八島博正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

4目図書館費、18節備品購入費の120万円の図書購入費の内容、選定の基準等のお質しでございしますが、まず120万円の内訳ですけれども、一般図書として70万円ほど、児童図書として50万円ほどと考えてございまして、トータルして800冊、一般図書が少し高目なので、400冊ぐらいつは買えるという見込みをしているところでございます。

その選定にあたりましては、年度当初に子ども移動図書館の指導員とか社会教育指導員をメンバーとします図書選定会議を開催をいたしまして、年間の購入方針などをその会議の中で検討をいたしまして、これを受けて季節ごとに分けて、その時期に合った本とか話題の本など、図書専門指導員がリストを作りまして、それをもとに購入をしているところでございます。

また、図書室の利用者からのリクエストも積極的に取り入れたりしておりますし、選定会議のメンバーが直接書店に出向いて選定する機会も設けているところでございます。

また、今年度なんですけれども、新規の事業として、子どもの読書活動推進の取り組みの一つとしまして、先月2月に小学校低学年の親子を対象に親子で本を選ぶ選書会を開催しまして、選ばれた本、約60冊を購入したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 渡辺勝弘君。

3番（渡辺勝弘君） 選ぶにしても選定委員会を通して子どもたちのために本を選んでいるということがわかりましたし、中には子どもたち、大人が読ませたい本と子どもたちが読みたい本というのは必ずあると思いますので、その選定に限っては子どもたち

の意見も十分に取り入れてもらえていればと思います。

それと、この図書は、昨年の予算でも買っていたと思いますので、当然、今回800冊という本がいければ、当然古いものということになりますけれども、古いものの本の処分はどのような形でいくのかお尋ねしたいと思います。

議長（八島博正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（武田正裕君） お答えをいたします。

古い本の処分についてというお質しでございますが、観月台文化センター図書室の蔵書、現在4万7,000冊弱になってございます。その図書室なんですけれども、年1回臨時的に閉館をいたしまして、蔵書の点検を行っております。今年度も今月末に予定しているわけなんですけれども、このときに本の状態を確認しまして、汚損のひどいものにつきましては、補修とか掃除をして使えるようにしております。また、点検によりまして、貸し出ししていないのに本がない、いわゆる不明本の整理なども行っておるところです。

今年度におきましては、5年以上経過した不明の本、あるいは貸し出しに耐えない汚損した古い本、目安として購入から20年以上たつ古い本、汚れている本、更に今年度は震災の際に棚から落ちて破損した本も結構ありましたので、それも含めて除籍の処分をしたところでございます。

なお、除籍した古い本について利用状況によっては買いかえなどの対応も行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 144ページ、学校給食について伺います。

今まで学校給食のパン調理や、あるいは御飯について、今ほどのようになっているか伺いたいと思います。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

学校給食のパン、御飯の調理関係ですが、パンにつきましては、福島県のパン協同組合、学校給食会等を通しまして、現在は伊達市梁川町のマザーヤマキさんと契約を結んでパンの調理、御飯の炊飯をいたしております。

以上、答弁といたします。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） この町で御飯が作れないなんていうことは少し恥ずかしいと思うんですが、何で給食センターで業務をやりましようと思えなかったんでしょうか、伺います。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） 米飯の炊飯関係、給食センターでできなかったのかというご質問でございますが、給食センター関係での施設の設備につきましては、児童生徒分の給食の炊飯をする設備がないので、これは委託ということで進めておりました。

ので、給食センター自体での炊飯はできないということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 給食センターには納入者組合ということがありますが、その中でこれから今後、御飯作りとか、そういう調理業務に対して育成していくつもりはあるんでしょうか。

議長（八島博正君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

町自体で炊飯をできないかということでございますので、今後検討していきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） なければ、次、11款災害復旧費から14款予備費についての質疑に入ります。ページ数は145ページから147ページです。11款から14款についての質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（八島博正君） 質疑ありませんので、ただいまの時刻2時5分です。10分間休憩して15分から始まります。

（午後2時05分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（八島博正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

議長（八島博正君） 最後に、歳入歳出全体的な質疑に入りたいと思います。各款ごとに質疑を行ってきましたが、今までの中でまだ質疑をしなかった項目があったり、あるいはまたそれ以外のことでも結構ですから、質問のある方はどうぞお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番佐藤定男君。

1番（佐藤定男君） 人件費についてお聞きいたします。

一般会計当初予算の概要によりますと、人件費、27年度は11億4,500万円余ということでございます。

なお、予算書の資料を見ますと、150ページ、職員の数がありますけれども、本年度が103名、昨年度が93名で10名の増加であります。この103名の中に、いわゆる新年度からの新卒採用の方が含まれておるのか、更には交流の場に向けた任

期つき職員数の増とありますが、予定数が今わかる範囲で結構ですが、お聞きしたいと思います。

議長（八島博正君） 答弁者は総務課長でいいですか。

1 番（佐藤定男君） 総務課長お願いします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 佐藤議員のお質しにお答えを申し上げます。

一般会計の給与費明細の中の職員数103名ということでございますが、この部分につきましては、今年、平成27年1月1日現在の職員数での見積もりということでご理解をいただきたいと思います。

義務的経費の人件費の部分でございます。11億4,538万4,000円という内容につきましては、予算書の中の総額ということでご理解をいただければと思ってございます。

なお、道の駅整備に係ります人員配置はどうだという内容でございますが、その部分につきましては、その人員も含めての予算計上ということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） 1月現在の人数ということでございますが、新卒採用、新しく採用になる方いらっしゃると思うんですが、何名になりますか。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

4名採用予定でございますが、この予算書には入ってございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 佐藤定男君。

1 番（佐藤定男君） 4名新しく採用し、103名プラス4名体制で27年度ということになるわけですが、この職員数なんですけれども、前年度と比較しまして、この予算書でいきますと10名増加、金額にしますと2,700万円の給与の金額になり、かなり大きな額です。私はこの職員の数、今までここ震災の影響もありまして増加してきたわけですが、この辺で私はピークの人数なのかなと考えておりますけれども、町として職員の数の適正規模はどのように考えているかお聞きします。

議長（八島博正君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

当初予算書の給与費明細の103名の内容でございますけれども、これはあくまで一般会計の中に計上した職員数でございます。そのほかに特別会計、事業会計ございまして、それらを含めるとプラス12名でございます。115名と、これは教育長まで入っているんですが、そういった数字になるかと思っております。

今後の職員数の動向はどうかという内容でございますが、議員お質しのとおり、今が大体ピークかと考えているところでございます。これが27年度でピークの数字、

そこから徐々に事業量に応じて復旧・復興、更には元気活力事業の減に伴いまして、職員数もだんだん減るのかなと思っていますところでございます。

そして、規模的にどうかというところでございますが、震災復興前につきまして職員の定員管理の中で約100名ということで適正規模の人員を上げてございます。実際その復旧・復興に係る事業等を除けば、大体そのくらいの職員数が適正規模かと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 税務課長にお尋ねいたします。

予算書のページは52ページです。賦課徴収費の中で報償費、旅費という節がありますけれども、ここはファイナンシャルプランナー事業だと思いますが、さきにいただきましたこの説明の資料、個別の主要施策の概要という中で事業の効果といたしまして、いろいろ書いてあるんですが、一番問題かなと思ったところが1つあります。年金受給者において年金を担保に借入れを行い、本税納税ということがあります。本当にこれはどういう方々にこういう指導をしているのでしょうか。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 浅野議員のご質問にお答えします。

ファイナンシャルプランナーの相談会におきまして、一応、年金受給者の方に対して、この方につきましては、若干の滞納があるということで、今後も無職で年金収入に頼っていらっしゃる方なんですけれども、年金においての所得があるということで、滞納額を支払っていくために、それを担保に入れることで金融機関から借入れることができるというシステムがございましたので、そのことを専門家の見地からアドバイスして、このような借入れをして税金を納入していただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 年金受給者といいますと、大体はその年金というのは生活費に充てているんだと考えられるんですけれども、お金を借りるということは返さなければならぬ、その分については年金を削りながら、つまり生活費を削ってでも返すということになるんですけれども、こうしたことで徴収のあり方はよろしいのでしょうか。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） お答えします。

徴収のあり方についてということですが、あくまで税金というものは憲法でも規定されていますように国民の義務でありまして、公平、公正な立場で負担していただくということでは、こういう徴収のあり方もやむを得ないのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 確かにやむを得ないということもあろうかと思えますけれども、その逆に言いましたらば、憲法で最低限度の生活も保障されているということもあります。納税の義務もあります。そういう中でのこの徴収のあり方ですので、普通に考えればかなり無理な徴収の仕方ではないのかと感じるところなんですけれども、その辺について生きていくということの関係ではどのような形で、この処理がベターなやり方だと考えるのでしょうか。

議長（八島博正君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） お答えいたします。

今回のファイナンシャルプランナーにつきましては、専門的な法律の知識をお持ちでありますし、金融機関、年金等についても専門的な知識を有している方を選定して実施しているところであります。

今回のアドバイスにつきましては、そういった最低制限の生活を保障をしながらも、金融機関でご相談をしたらば、無理のない返済計画でもって借り入れができるという状況であったものですから、このような形をとらせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 予算書では48ページになっていまして、8目の企画費なんですけれども、13節委託料に東京くにみ会事業として200万円計上されています。この金額のことではないんですけれども、ことしこれに260人ほど集まられたということで、私も産業厚生常任委員長として出席させてもらって、本当にすごい盛況だったと思ひまして、狭かったと感じはしたんですけれども、今後これをどのような方向に持っていけるのか、企画情報課長にお尋ねします。

議長（八島博正君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

東京くにみ会事業につきましては、昨年実施をいたしまして、議員にお話しいただいたとおり、大変な盛況をいただきました。220名の参加者、更には国見からの部分も含めると240名を超える方に出席をいただいて実施をしたところでございます。

東京くにみ会の目的は、国見の外から応援をしていただく人を見つけようということとやっております。今年度、27年度につきましては、東京くにみ会、いわゆるふるさと会のようなものを立ち上げて、そこを核にして、それ以降の年度に国見の応援をしていただくということを考えてございます。

なお、東京くにみ会の方には、出席した方にアンケートをとってございまして、約6割の方がふるさと会、東京くにみ会に参加をしたいという意向を示してございます。そのようなことも含めて、外から国見を応援してくれるふるさと会のようなものを作っていくことで考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 続いて、7番阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 幼児教育課について伺います。

71 ページの常設保育所施設費について伺います。

今、保育所はデイサービスを一緒に、交流を目的に同じ棟の中に作られています、デイサービスと保育所の交流はどのくらいの状況で行っているのでしょうか。

議長（八島博正君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） 7番阿部泰藏議員のご質問にお答えいたします。

保育所とデイサービスとの交流ということでのお質しですが、年に3～4回ほどで、10月にはミニ運動会ということで、保育所側からデイサービスに赴きまして遊戯等を見せていると。また、夏には七夕会ということで歌と遊戯、避難訓練ということで合同で2回実施している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 阿部泰藏君。

7番（阿部泰藏君） 交流の目的に作られたものですから、年に3回よりもっと多くして、出入りをもっとオープンにできないもののでしょうか、そういう考えはないのでしょうか。

議長（八島博正君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（引地由則君） お答えいたします。

今後、施設同士の事務局の話し合いの中で交流を深めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。これで本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第35号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長（八島博正君） 日程第2、議案第35号「平成27年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 議案第35号、平成27年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。  
（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。  
したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 平成27年度国見町入山財産区特別会計予算

議長（八島博正君） 日程第3、議案第36号「平成27年度国見町入山財産区特別会計  
予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（引地 真君） 議案第36号 平成27年度国見町入山財産区特別会計予  
算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。  
（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。  
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第37号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長（八島博正君） 日程第4、議案第37号「平成27年度国見町公共下水道事業特別  
会計予算」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） では、議案第37号、平成27年度国見町公共下水道事業  
特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第38号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（八島博正君） 日程第5、議案第38号「平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第38号、平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第39号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（八島博正君） 日程第6、議案第39号「平成27年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） それでは、議案第39号、平成27年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 保健福祉課長に尋ねます。

ことしから保険財政共同安定化事業を県でやるということになったんですけれども、まず国見町でのそれぞれの計算の根拠、どういうもとでこの金額ははじき出されてきているのでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） 浅野議員の質問にお答えをいたします。

共同安定化事業につきましては、県内全体の市町村が共同で運営するという事で、国保連合会で事務をとってございますが、その年の現行30万円以上80万円未満のその部分のレセプトを各市町村部分を全部合計します。それをその期間の各市町村の給付費と被保険者割で50対50で割合を掛けまして、その市町村ごとの負担金を算出するという計算になっており、それらに応じて国保連合会で計算をしまして、納付金という形で来ますので、それを一旦納付することとなります。交付金も同様の計算で市町村ごとの30万円から80万円までのレセプトの実績部分を計算をして、国見町に該当する部分が交付をされるという仕組みになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） いわゆる共同安定化事業では拠出金があります。拠出金と基金から交付されるお金がありまして、出るのが今年度の場合だと2億9,900万円ぐらいになるのかな。それから、基金から入ってくるものが2億8,000万円ということで、出るのが多いという感じになるんですけれども、この辺についてはどのように見たらよろしいのでしょうか。

議長（八島博正君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

この共同事業、それぞれ歳入と歳出を差し引いていただきますと、差額が出てまいります。27年度予算でお願いしています部分は、収支を差し引きをいたしますと、1,668万6,000円ほどマイナスになります。こちらにつきましては、県の財政調整交付金で全額措置をされますので、この分、県の歳入の財政調整交付金で全額見ているということでございますので、保険料等には影響はしてこないということでの予算の計上という形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（八島博正君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第40号 平成27年度国見町介護保険特別会計予算

議長(八島博正君) 日程第7、議案第40号「平成27年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤克成君) それでは、議案第40号、平成27年度国見町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから、議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(八島博正君) 現在の時刻は3時13分です。10分間休憩いたします。

(午後3時13分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(八島博正君) 休憩前に引き続き会議に開きます。

(午後3時23分)

◇ ◇ ◇

◇議案第41号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長(八島博正君) 日程第8、議案第41号「平成27年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) 議案第41号、平成27年度国見町土地開発事業特別会計

予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(八島博正君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番佐藤定男君。

1 番(佐藤定男君) 国見ニュータウンの分譲につきましては、以前、東日本大震災の震災者を対象として特別割引で特別価格で半額で販売していた経緯があるかと思いますが、その制度は今も続いておりますか、お聞きします。

議長(八島博正君) 企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) 1 番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

半額での分譲につきましては、被災者の方にということで、全壊、半壊の被災者を対象に半額で割り引いてございます。この制度につきましては、平成28年3月末までということと現在も継続している制度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(八島博正君) 佐藤定男君。

1 番(佐藤定男君) 先ほどの財産収入で4,800万円ほど、これは5区画分ということでありましたが、残りは何区画になるのでしょうか。それと、残りの区画に対しましての完売に向けた対策をお聞かせ願います。

議長(八島博正君) 企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) お答えをいたします。

現在残っている区画が9区画でございます。平成26年度につきましては、残念ながら契約締結がありませんでしたので、ゼロになりますが、平成23年度より始めました被災者の半額割引の部分につきましては、合わせて10区画の分譲をしております。一般の分譲がありませんので、全て半額での分譲になってございます。

今後の販売に向けての考えということとございますが、現在、契約に向けて交渉をしている案件がございまして、不動産事業者が建て売りで分譲するということと、4区画ほど分譲してほしいということと現在交渉を詰めているところがございます。そのようなことを考えていきますと、建て売りの分譲として不動産事業者への販売等も含めて考えていくことも必要なのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(八島博正君) そのほか質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから、議案第41号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第４２号 平成２７年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長（八島博正君） 日程第９、議案第４２号「平成２７年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 議案第４２号、平成２７年度国見町渇水対策施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４２号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第４３号 平成２７年度国見町水道事業会計予算

議長（八島博正君） 日程第１０、議案第４３号「平成２７年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 議案第４３号、平成２７年度国見町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（八島博正君） これから質疑を行います。上水道会計でございます。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（八島博正君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４３号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇3. 11大震災復興対策特別委員長報告

議長（八島博正君） 日程第11、3. 11大震災復興対策特別委員長の報告を行います。

3. 11大震災復興対策特別委員会の報告を求めます。11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） はじめに、3. 11大震災復興対策特別委員会、26年度の報告を行います。

3. 11大震災の影響は、4年目ともなる平成26年度においてもなお続いている状況にあります。とりわけ、原発事故による影響は終息の見えないことで甚大であると言わざるを得ません。しかし、放射能の影響に左右されないライフラインなど地震による各施設の被害については、確実に復旧が進んでいるものと思われま

す。本特別委員会は、平成25年度の報告以降の町の復興計画と進捗状況及び26年度計画について、県北浄化センターについては県北地域下水道建設事務所からは仮設減容化施設建設の概要について、また東京電力からは下水汚泥による賠償の考え方などについて説明を受け、調査を行ったところであります。

12月に開いた第28回の特別委員会では、アンポ柿の全量非破壊検査、役場庁舎建設現場、県北浄化センター仮設汚泥乾燥施設、森江野方部2号仮置き場を現地視察しました。また、町の復興状況については復興計画の進捗状況について再度説明を受け、役場庁舎建設事業についても完成間近の現地視察を行いました。

第31回目となる3月17日には、懸案となっていた県北浄化センターから排出される下水汚泥については、減容化処理の後、搬出できることになりました。そのために、建設が進められていた県北浄化センター仮設汚泥乾燥施設について現地視察を行ったところであります。このことは飯舘村に建設されることになった可燃性廃棄物減容化施設のもとで処理されることになったものであり、間もなく運転が開始される予定となっております。

以上が26年度の報告であります。

次に、これまでの調査結果について報告いたします。

東日本大震災復興特別委員会の設置期間終了後に伴い、引き続いて平成24年3月16日に設置された3. 11大震災復興対策特別委員会は、本日まで延べ31回の委員会を開催しました。

大地震による被害は、役場庁舎の損壊あるいは住宅や物置などの倒壊をはじめ水道や下水道といったライフラインについても甚大な被害をもたらしました。また、大津波による原子炉の爆発事故では、放射能が本町にまで到達、本町内に設置している阿武隈川流域下水道県北浄化センターから排出される下水汚泥からは放射性物質が検出される事態となり、場外搬出が不可能となりました。

地震による被害は時間とともに復旧・復興が進みました。下水道施設、交流の場の

着工、また役場庁舎については本年5月に業務が開始できる運びとなっています。しかし、放射能の影響は甚大です。県北浄化センターの下水汚泥とめ置きの状態に対しては、早急な解決を要望するとともに、放射能による被害については、風評被害の払拭、居住地等の除染、農業などなりわいへの損害賠償など、復旧に向けた取り組みについて調査してきました。

大震災から4年が経過しましたが、復興はまだ途上であります。今後も日常生活が事故以前の状態に戻るまで健康被害をはじめとする各種調査は続けられる必要があります。

このことについては、詳細を記した報告書をもって議長に報告をしたところであります。

なお、報告書につきましては、お配りしてありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

最後に、各委員のご協力と執行部のご尽力に対し、感謝の意を表して3. 11大震災復興対策特別委員会の最終報告といたします。

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告（陳情第33号）

議長（八島博正君） 続きまして、日程第12、常任委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会に付託されました陳情第33号の審査結果について、産業厚生常任委員長より報告を求めます。6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） 今定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第33号の審査結果について報告いたします。

産業厚生常任委員会は、3月6日午後3時20分より観月台文化センター楽屋において出席委員5名のもとで開催いたしました。この会議には説明のため引地産業新興課長と、職務のため佐藤事務局長が出席しております。

陳情第33号は「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」であります。

趣旨は、現在、全国では労働時間額、最低賃金として800円確保することとなっていますが、福島県では最低賃金689円となっており、目標とした額と大きく乖離している。また、県内勤労者の賃金水準や経済情勢と比較しても極めて低い状態にあることから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げの意見書の提出を求めるものです。

審査の結果、福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけるためにも上積みが必要と認められることから、本陳情第33号は全員一致で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(八島博正君) 討論なしと認めます。

これから、陳情第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり採決と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(八島博正君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後4時01分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(八島博正君) 会議を再開いたします。

(午後4時02分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(八島博正君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、5件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八島博正君) 異議なしと認めます。

したがって、この5件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇選挙第1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について

議長(八島博正君) 日程第13、選挙第1号「国見町選挙管理委員・同補充員の選挙」を行います。

書記に選挙第1号を朗読させます。朗読。

(書記 選挙第1号を朗読)

議長(八島博正君) おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八島博正君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八島博正君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、齋藤弘君、木村正義君、高橋一博君、武田睦子君、同補充員の第一順位に安藤宏美君、第二順位に佐々木和保君、第三順位に佐藤吉茂君、第四順位に松浦光子君をそれぞれ指名します。

おはかりいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員、同補充員の当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八島博正君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました齋藤弘君、木村正義君、高橋一博君、武田睦子君が選挙管理委員に、同補充員には第一順位に安藤宏美君、第二順位に佐々木和保君、第三順位に佐藤吉茂君、第四順位に松浦光子君が当選されました。

名簿を配付いたします。名簿配付。(名簿配付)

◇

◇

◇

◇発議第1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長(八島博正君) 日程第14、発議第1号「国見町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。なお、改正条本文の朗読は省略いたします。朗読。

(書記 発議第1号を朗読)

議長(八島博正君) これより提出者から説明を求めます。8番村上晴夫君。

8番(村上晴夫君) ただいま書記が申し上げましたとおり、提案理由については、このとおりでございます。是非ひとつ速やかなるご審議を賜り、ご議決を頂戴したいと思います。簡単ですが、報告にかえます。

議長(八島博正君) 質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(八島博正君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(八島博正君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（八島博正君） 日程第15、発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第2号及び意見書を朗読）

議長（八島博正君） 提出者から説明を求めます。6番渋谷福重君。

6番（渋谷福重君） ただいま書記が朗読したとおりです。速やかなるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（八島博正君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（八島博正君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（八島博正君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（八島博正君） 日程第16、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（八島博正君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（八島博正君） 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（八島博正君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

#### ◇町長挨拶

議長（八島博正君） 以上で本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 平成27年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案について原案どおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。また議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を今後十分踏まえまして、町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄、お体にはご自愛の上、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇

◇

◇

#### ◇議長挨拶

議長（八島博正君） 最後に、平成27年第2回議会定例会閉会にあたり、一言御礼を兼ねてご挨拶を申し上げます。

今定例会は、私たち議会議員の最後の議会となりました。顧みますれば、平成23年3月11に発生しました東日本大震災と福島第一原発事故により、国見町も大きな被害を受けました。この4年間は、この被害に対する対応と復旧・復興に向けての期間でもありました。国見町議会といたしましても、特別委員会を立ち上げ、その解決に向けて活動してまいりました。町長のご挨拶の言葉をおかりすれば、今年に入りようやく明かりが見えてきたとの挨拶がありました。正にそのとおりの思いです。

あすには役場の引き渡し式があります。また、17日、現地調査をしました県北流域下水道センターの汚泥の減容化施設も完成し、私たちの期間中に解決に向け、一歩前進したことはまことに良かったと思います。

一方、議会においては統一選挙から2カ月遅れの選挙となりましたが、国見町議会始まって以来初めての無競争選挙となり、12名の議員が誕生しました。地方自治における議会のあり方が問われる中、かねてから懸案であった議会基本条例を制定し、それによって活動が開始されました。これが大きな議会活動の節目の年であったと思います。

一方、町当局ではこの期間中に町長をはじめ町三役が一変しました。議会では農業委員会会長が出席することになり、また各常任委員会では毎月開催して懸案の解決に向けて努力し、さまざまな改革がされた4年間だったと思います。

この4年間、町長、副町長、佐藤監査委員、岡崎教育長、高橋教育委員長、朽木農

業委員会会長及び各課長の皆さんには大変お世話になりました。皆様のご指導のおかげでこの4年間つつがなく活動することができました。

平成27年度は4年前の国見町に戻るのではなく、新しいまちづくりに向けての第一歩を踏み出す年となりました。数多くある諸課題の中でも道の駅の建設は新しい国見町を作る大きな起爆剤となるものと思われます。限りない国見町の発展とご参会の皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶並びに4年間の御礼の言葉といたします。

どうもありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（八島博正君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成27年第2回国見町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後4時20分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月19日

国見町議会 議長 八島博正

同 署名議員 井砂善榮

同 署名議員 志村良男

同 署名議員 佐藤定男